

# 日田市文化財保存活用地域計画

日田市教育庁文化財保護課



# 目 次

## 序 章

1. 計画の作成と背景	1
2. 地域計画作成の体制	2
3. 地域計画の位置づけ	5
4. 計画期間	22
5. 計画の対象	23

## 第1章 日田市の概要

1. 自然的・地理的環境	25
2. 社会的環境	35
3. 歴史的環境	43

## 第2章 日田市の文化財の概要

1. 日田市の指定等文化財	56
2. 埋蔵文化財	61
3. その他関連制度	62
4. 未指定文化財	64

## 第3章 日田市の歴史文化の特性

## 第4章 文化財の把握・調査

1. 文化財の調査概要	70
2. 文化財の調査の課題	71
3. 未指定文化財の調査の方針・措置	71

## 第5章 文化財の保存・活用に関する基本理念・基本方針

1. 文化財の保存・活用に関する基本理念	73
2. 文化財の保存・活用に関する基本方針	73

## 第6章 文化財の保存・活用に関する現状と課題・方針・措置

1. 文化財の保存・活用に関する現状と課題	75
2. 文化財の保存・活用に関する方針	81
3. 文化財の保存・活用に関する措置	84

第7章	文化財の総合的・一体的な保存と活用	
1.	関連文化財群の目的	95
2.	関連文化財群の考え方	95
3.	日田市の関連文化財群	95
4.	関連文化財群ごとのテーマ、物語の概要 及び構成文化財	96
5.	関連文化財群ごとの保存・活用に関する 現状と課題・方針・措置	123
第8章	文化財の防災・防犯	
1.	文化財の防災・防犯に関する現状と課題	130
2.	文化財の防災・防犯に関する方針	131
3.	文化財の防災・防犯に関する措置	132
第9章	文化財の保存・活用の推進体制	
1.	市内の推進体制	133
2.	各主体との協働・連携	136
3.	広域連携	137
4.	計画の進捗管理と自己評価方法	138

## 序章

### 1. 計画の作成と背景

日田市（以下「本市」という。）は、北部九州のほぼ中央、大分県の西部に位置する。周囲を阿蘇、くじゅう山系や英彦山系の美しい山々に囲まれ、これらの山系から流れ出る豊富な水が合流する日田盆地と緑豊かな森林や丘陵地で市域が形成されている。市内を流れる三隈川（筑後川の上流、玖珠川と大山川の合流地点から、主に日田盆地内を流れる区間を指す通称名。）の豊かな水流を利用して、人々は日々の生活だけでなく、鞆飼（県指定無形民俗文化財）や川遊びなどにも興じてきた。一方、もともと日田盆地は筑後川の本流・支流が網流する川原地形であり、水害常襲地帯であった。しかも土地は水持ちが悪く、水利の便は決して良くない場所であったが、江戸時代後期に廣瀬久兵衛らが小ヶ瀬井路を開削し、市内に水路を巡らせ、水との共生の道を目指した。こうして、本市はいつしか「水郷」と呼ばれるようになり、「水郷日田」として今も人々に親しまれている。また、本市は古くから北部九州の各地を結ぶ交通の要衝として栄え、江戸時代には幕府の直轄地（以下、現在における通称である「天領」とする。）として西国筋郡代が置かれて、九州幕府領の政治の中心地となった。さらに日田の商人は幕府の公金を扱い、「日田金」と呼ばれる大きな資金力を持ち、九州の経済の中心地としても発展してきた。

本市では、このような美しく豊かな自然の恵みを受け、地域固有の伝統文化が培われてきた。

平成27（2015）年に認定された日本遺産「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」は、現在、咸宜園跡（国指定史跡）や日田市豆田町（国選定重要伝統的建造物群保存地区）などを構成文化財とする本市のほか、茨城県水戸市、栃木県足利市、岡山県備前市の4市で連携し、「近世日本の教育遺産群」として世界文化遺産登録を目指し、教育遺産の調査研究や普及啓発に取り組んでいる。

そして、平成28（2016）年には日田祇園の曳山行事（国指定重要無形民俗文化財）がユネスコの無形文化遺産に登録され、これらの文化財は、地域社会に活力を生み出す大切な財産となっている。

また、本市では市内に数多く残されている貴重な文化財を適切に保存・継承するとともに、多くの人々に文化財に身近に触れて親しんでいただけるよう、例えば、豆田町においては、草野家住宅（国指定重要文化財）や廣瀬淡窓旧宅及び墓（国指定史跡）の保存整備事業において、建築技術者や教育機関を対象とした現場見学会を毎年開催してきた。

その他、日田市埋蔵文化財センターでの考古学講座の開催や子ども達を対象とした火熾し体験などの実施、咸宜園教育研究センターにおける日本遺産子どもガイドの研修会や他の日本遺産と連携した公開講座を定期的に行うなど、様々な活動を行っている。

一方で、近年、高齢化や人口減少などにより、芸術文化や生活文化に関わる文化財を中心として保存・継承が困難になってきている。将来にわたって文化財を保存・活用していくために、市民の地域の歴史を愛する心を育み、文化財の普及啓発を図るための活動が求められている。

また、平成24（2012）年7月九州北部豪雨をはじめ、平成28（2016）年4月の熊本地震、平成29（2017）年7月九州北部豪雨、令和2（2020）年7月豪雨、令和5（2023）年7月豪雨といった大規模災害が多発していることから、文化財の防災のための対策も必要である。

文化活動が遺した有形・無形の文化財は、市民の人間性を育て、地域のアイデンティティを確

立する、市民共有の貴重な財産である。そのため、先人から受け継いできた文化遺産と伝統を守るとともに、文化活動の輪を更に広げながら将来に引き継いでいく必要がある。そこで、本市の貴重な宝である多種多様な文化財を調査・把握し、総合的・一体的に捉え、まちづくりや観光などの他の分野とも連携し、地域総がかりで将来への保存・活用に繋げていくため、『日田市文化財保存活用地域計画』（以下「本計画」という。）を作成する。

## 2. 地域計画作成の体制

本計画については、文化財保護法第183条の9の規定に基づき、学識経験者、文化財所有者、観光団体、文化財関係団体及び行政関係者などで構成する「日田市文化財保存活用地域計画協議会」を設置し、意見を徴しながら、検討を行ってきた。また、内部の意見調整や情報共有を図るため、「日田市文化財保存活用地域計画庁内部会」を設置し、説明や報告、意見聴取を行った。そのほか、日田市文化財保護審議会への説明や報告、意見聴取を経て本計画の作成を行った。

【表 序-1 日田市文化財保存活用地域計画協議会 名簿（敬称略）】

氏名	専門分野	所属	備考
飯沼 賢司	歴史	別府大学 特任教授	会長
古田 京太郎	植物	日田市立博物館協議会 委員長	副会長
古田 嘉寿美	文化財の活用	国登録有形文化財 後藤家住宅 所有者代理	
大森 洋子	景観保全	久留米工業大学 学長補佐	
武末 純一	考古	福岡大学 名誉教授	
段上 達雄	民俗	別府大学 特任教授	
養父 信義	建築	NPO法人 本物の伝統を守る会 理事長	
黒木 陽介	観光	一般社団法人 日田市観光協会 事務局長	
樋口 恒成	商工	日田商工会議所 事務局長	令和3・4年度
伊藤 宏	同上	同上	令和5年度～
佐藤 信	行政（文化財）	大分県教育庁文化課 主査	令和3・4年度
越智 淳平	同上	大分県教育庁文化課 副主幹	令和5年度
服部 真和	同上	同上	令和6年度
岡野 涼子	人材育成	一般社団法人 NINAU 代表理事	令和3・4年度
上野 友揮	同上	一般社団法人 NINAU	令和5年度～
神山 淳	社会教育	一般財団法人 日田市公民館運営事業団 朝日公民館主事	
佐藤 隆博	学校教育	日田市小学校教育課程等研究協議会 社会科部会 副主任	
和田 秀秋	まちづくり	日田市自治会連合会 副会長	
原田 勝宏	考古	日田考古学同好会 幹事	令和5年度～

【表 序-2 日田市文化財保存活用地域計画庁内部会（令和6年4月1日の組織機構によるもの）】

部局名	部名	課名
教育委員会	教育庁	学校教育課
		社会教育課
市長部局	総務企画部	防災・危機管理課
		企画課
	地域振興部	地域振興課
	市民環境部	環境課
	商工観光部	商工労政課
		観光課
	農林振興部	農業振興課
		林業振興課
土木建築部	都市整備課	

【表 序-3 日田市文化財保護審議会 名簿】

氏名	専門分野	所属	備考
渡辺 文雄	有形文化財 [絵画・彫刻他]	元別府大学教授	
豊田 寛三	有形文化財 [古文書・古記録]	大分大学名誉教授	令和3・4年度
大津 祐司	同上	大分県立歴史博物館	令和5年度～
下村 智	有形文化財 [考古資料]	別府大学名誉教授	
伊東 龍一	有形文化財 [建造物]	熊本大学名誉教授	
段上 達雄	無形文化財	別府大学特任教授	
後藤 宗俊	史跡	別府大学名誉教授	
神川 建彦	天然記念物	特定非営利活動法人 初島森林植物園ネットワーク 理事長	
山田 拓伸	保存技術	元大分県立歴史博物館	令和3・4年度
渡辺 智恵美	同上	別府大学教授	令和5年度～
江面 嗣人	伝統的建造物	岡山理科大学教授	
大森 洋子	文化的景観	久留米工業大学 学長補佐	
大神 信證	文化財の活用	日田市文化財保護員協議会	
佐藤 隆博	同上	日田市小学校教育課程等研究協議会 社会科部会 副主任	
千田 昇	地形・地質	大分大学名誉教授	令和4年度 臨時委員

【表 序-4 日田市文化財保存活用地域計画協議会 経過】

日時		場所	審議内容
第1回	令和3(2021)年 10月15日	日田市役所 4階庁議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保存活用地域計画、大分県文化財保存活用大綱について</li> <li>・日田市の文化財について</li> <li>・日田市文化財保存活用地域計画の作成の取組について</li> </ul>
第2回	令和4(2022)年 3月24日	日田市役所 4階庁議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日田市文化財保存活用地域計画の章立ての作成について</li> <li>・日田市の歴史文化の特徴の作成について</li> </ul>
第3回	令和5(2023)年 3月21日	日田市役所 4階庁議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の進捗状況について</li> <li>・文化財の総合把握調査について</li> <li>・日田市の歴史文化の特徴について</li> </ul>
第4回	令和5(2023)年 10月27日	日田市役所 4階庁議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日田市文化財保存活用地域計画(骨子案)について</li> <li>・日田市文化財保存活用地域計画措置一覧について</li> <li>・日田市文化財保存活用地域計画素案(序章・第1章)について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
第5回	令和5(2023)年 12月27日	日田市役所 4階庁議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日田市文化財保存活用地域計画(素案)について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
第6回	令和6(2024)年 2月22日	日田市役所 4階庁議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日田市文化財保存活用地域計画(素案)について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
第7回	令和6(2024)年 6月14日	日田市役所 4階庁議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果及びいただいた意見に対する市の考え方について</li> <li>・日田市文化財保存活用地域計画(案)・概要版(案)について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>

【表 序-5 日田市文化財保存活用地域計画庁内部会 経過】

日時		場所	審議内容
第1回	令和3(2021)年 12月27日	日田市役所 7階中会議室	・文化財保存活用地域計画について ・文化財の保存・活用の推進及び連携体制について ・今後のスケジュールについて
第2回	令和5(2023)年 3月22日	日田市役所 5階501会議室	・進捗状況について ・日田の歴史文化を絡めることが出来る事業等について
第3回	令和6(2024)年 1月22日	日田市役所 7階701会議室	・日田市文化財保存活用地域計画(素案)について ・関係各課が取り組む措置(施策)について ・今後のスケジュールについて

【表 序-6 日田市文化財保護審議会 経過】

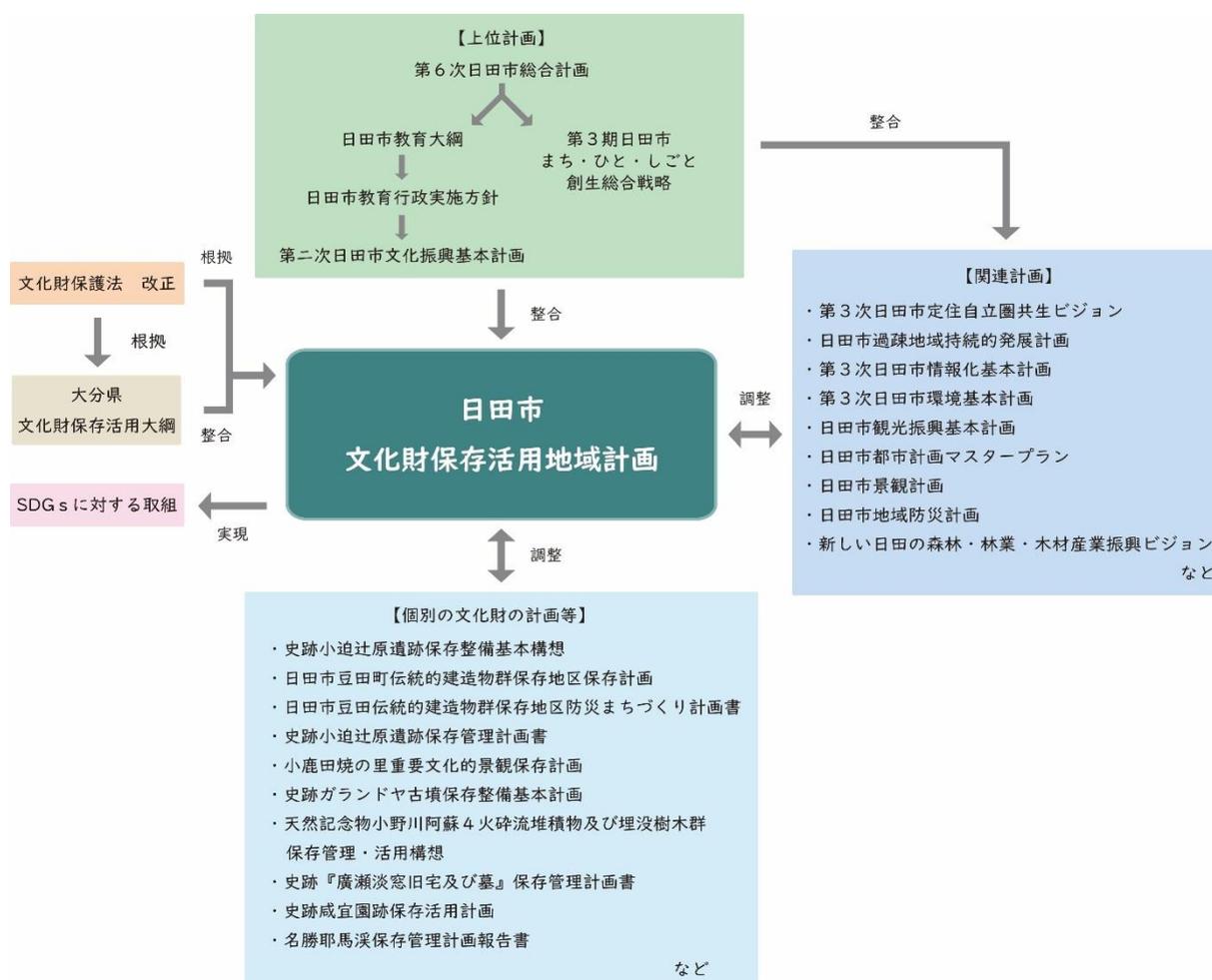
日時		場所	審議内容
第1回	令和3(2021)年 5月26日~6月4日	書面開催	・日田市文化財保存活用地域計画の作成の取組について
第2回	令和4(2022)年 8月9日	日田市役所 4階庁議室	・令和3年度の報告について ・令和4年度の予定について ・今後のスケジュールについて
第3回	令和5(2023)年 2月2日	日田市役所 別館3階 大会議室	・令和4年度の進捗状況について ・今後のスケジュールについて
第4回	令和6(2024)年 3月11日	日田市役所 4階庁議室	・日田市文化財保存活用地域計画(素案)について
第5回	令和6(2024)年 7月19日	日田市役所 4階庁議室	・日田市文化財保存活用地域計画(最終案)について

### 3. 地域計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第183条の3の規定に基づく法定計画として作成し、文化財の保存・活用に関して本市が目指すべき方向性を示したマスタープラン(第5章に記載)と、その実現に向けた具体的な事業や実施期間などを示したアクションプラン(第6~8章に記載)、両方の役割を担う。

本計画の作成にあたっては、大分県内における文化財の保存・活用に関する施策の大綱である

『大分県文化財保存活用大綱』を勘案し、市政の最上位計画である『第6次日田市総合計画』及び教育分野の上位計画となる『日田市教育大綱』などを踏まえるとともに、庁内関係各課が策定した各種計画との連携・調整を図った。



【図 序-1 本計画の位置づけ】

## (1) 上位計画

### ① 第6次日田市総合計画

『第6次日田市総合計画』は、本市が目指す将来像を実現するために実施する政策を明らかにし、市民と行政がまちづくりを協働して進めるための指針である。また、本市の最上位計画として総合的かつ計画的な行政運営を行うための方針となるものである。

『第6次日田市総合計画』の計画期間は平成29(2017)年度から令和9(2027)年度とし、計画は基本構想、基本計画及び実施計画で構成している。

基本計画は第1期計画を3年間、第2期計画を4年間、第3期計画を4年間に区分して策定しており、現在は第3期計画である。

第3期基本計画は六つの章から構成され、文化財に関する施策については、「第3章【産業振興】 やりがいと魅力をつくる—(4) 観光の振興」「第4章【生活基盤】安全で快適に暮らす—(4) 地域特性を生かした空間づくり」「第5章 【教育・文化】学ぶ楽しさを増やす—(2) 文化芸術の振興」「第5章【教育・文化】学ぶ楽しさを増やす—(3) 生涯学習の充実」に示している。

【表 序-7 第6次日田市総合計画 第3期基本計画 文化財関連施策】

まちづくりの大綱	施策名	主要施策と主な取組
やりがいと魅力をつくる ～価値を磨き続ける ひた～	観光の振興	地域資源を活かした観光コンテンツの磨き上げ 歴史、文化資源の活用による誘客と文化継承の支援
安全で快適に暮らす ～便利も快適もそろえる ひた～	地域特性を活かした空間づくり	景観の形成 歴史や文化、自然環境と調和した景観の形成
学ぶ楽しさを増やす ～学ぶ機会に満ちる ひた～	文化芸術の振興	文化財や芸術文化の保存、継承と発展 ・自然や文化財等の文化資源を保存、継承及び活用するための取組の充実と施設整備 ・デジタル技術を活用した文化財データベースの作成や文化財資料等の情報発信 学習の場の提供及び人材育成と確保 文化財に関する講座等の開催や展示、後継者の発掘、育成への支援 文化財の調査・研究及び情報発信の推進 ・咸宜園教育に関する調査・研究の充実及び普及啓発の推進 ・咸宜園や鶴飼など文化財の積極的な情報発信 ・世界文化遺産登録に向けた調査・研究・普及啓発及び市民団体との交流、関連市町村との連携強化 ・日本遺産に認定された咸宜園跡等の活用
	生涯学習の充実	社会教育の推進と生涯学習社会の形成 学習機会の創出と学習の成果を発揮できる機会の拡充
		博物館の機能の充実 ・充実した博物館施設機能の維持 ・所蔵資料の整備と充実 ・市民や学校、公民館等への体験学習や学びの場の提供 ・専門家等による調査研究の実施

## ② 第3期日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

『第3期日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略』は、国の総合戦略及び大分県の総合戦略を勘案しつつ、本市の最上位計画である『第6次日田市総合計画第3期基本計画』や『日田市人口ビジョン』を踏まえ、基本目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものである。

計画期間は令和6(2024)年度から令和9(2027)年度としており、「若い世代が残れる・戻れる・住みたいと思うまちを創る」を基本目標に掲げている。

『第3期日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略』においては、行政と民間などが相互に推進していく内容を記載することで連携を図り、目標の達成を目指している。特に文化財に関する施策については、「魅力を発信し、「ひた」への人の流れをつくる」取組において、情報発信や活用について示している。

【表 序-8 基本目標の実現に向けた取組に関連する総合計画の主な施策】

まちづくりの大綱	主な施策	
産業振興	観光の振興	地域資源を活かした観光コンテンツの磨き上げ
教育文化	文化芸術の振興	文化財や芸術文化の保存、継承と発展
		文化財の調査・研究及び情報発信の推進

## ③ 日田市教育大綱

『日田市教育大綱』は、地域住民の意向のより一層の反映と日田市における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、日田市長と日田市教育委員会が協議して定めた、日田市の教育行政を推進するための基本的な指針となるもので、『第6次日田市総合計画』と整合性を図るとともに、『日田市教育行政実施方針』と連動している。

実施期間は令和4(2022)年度から令和9(2027)年度までの6年間とし、「未来を切り拓き、ふるさとを愛するひとづくり」を基本理念に掲げ、その理念に基づく五つの基本方針を掲げている。特に文化財に関しては、「咸宜園などふるさとの歴史と文化を守り、未来につなぎます。」という基本方針とする。

教育大綱の具体的な取組は、『日田市教育行政実施方針』に示している。

## ④ 日田市教育行政実施方針

『日田市教育行政実施方針』は、教育に関する現状と課題を的確に把握し、その解決や進展を図るための方策を明文化し、一貫したより良い教育の実現を目指すため、教育大綱で示された基本方針を実現するための具体的な取組を示すものであり、『第6次日田市総合計画』と連動し、かつ、国が策定した『教育振興基本計画』を参考として策定した。

計画期間は令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの4年間としており、四つの章から成り立っている。特に文化財に関する施策については、「Ⅲ《社会教育の充実》Ⅲ-第1市民の豊かな学びを支える社会教育の充実」において、「4. 博物館の機能の充実」、「Ⅳ《文化芸術の振興》Ⅳ-第1ふるさとの歴史・文化の保存と未来へ向けての活用」において、「1.文化財の保存環境の整備と活用の推進」と「2.咸宜園教育等の普及啓発と世界文化遺産登録」を示している。

【表 序-9 日田市教育行政実施方針 博物館・文化財・世界遺産関連の施策と取組】

施策名		主な取組
博物館の機能の充実	博物館の機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示資料・設備の充実並びに展示方法の工夫</li> <li>・学校や公民館との連携</li> <li>・市民自らがボランティアなどで博物館活動に参画できる体制づくり</li> <li>・企画展の開催</li> <li>・専門的な知識を持つ学芸員の配置</li> </ul>
	所蔵資料の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収蔵資料の整理</li> <li>・収蔵資料の活用</li> <li>・収蔵資料の充実</li> </ul>
	体験学習の場の提供及び調査研究の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども向けの体験学習フィールドブックの作成と活用</li> <li>・自然や科学に関する各教室の開催</li> <li>・自然調査研究活動と情報発信</li> <li>・博物館報の発行</li> </ul>
文化財の保存環境の整備と活用の推進	文化財の保存・活用環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日田市文化財保存活用地域計画の策定</li> <li>・文化財の調査と保存・管理の推進</li> <li>・史跡整備の推進</li> <li>・伝統的建造物、町並みの整備の推進</li> <li>・文化的景観保護の推進</li> </ul>
	保存活動への支援と活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保存団体等の育成・支援</li> <li>・文化財資料の活用と情報発信</li> </ul>
咸宜園教育等の普及啓発と世界文化遺産登録	咸宜園教育研究センターの取組と世界文化遺産登録の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・咸宜園教育等の調査・研究</li> <li>・咸宜園教育等の普及・啓発・情報発信</li> <li>・咸宜園教育研究センターの運営</li> <li>・世界文化遺産登録の取組</li> <li>・日本遺産の活用</li> </ul>

### ⑤ 第2次日田市文化振興基本計画

『第2次日田市文化振興基本計画』は、文化の振興に当たっての基本理念を基に、市民の芸術文化活動や本市の歴史ある文化遺産、生活の中の文化などを活用し、生き生きと心豊かに暮らせる地域社会を実現するため、文化に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的として策定している。

計画期間は平成29(2017)年度から令和9(2027)年度までの11年間となっており、さらに11年の計画期間を3年、4年、4年の3期に区分している。

基本理念として、「(1)文化の保存、継承」「(2)日田らしい歴史、風土の反映」「(3)市民の主体的な参加」「(4)文化活動の尊重」「(5)誰もが文化に接することができる環境整備」「(6)

情報の受発信と交流の推進」「(7) 市民の意見の反映」の七つを掲げており、これらの基本理念のもと、地域を活性化させる文化力を活用し、市民生活に安らぎと潤いを与えながら、行政、市民や文化団体、事業所などの協働によって「心豊かで輝く人の育つ活力ある地域社会」の実現を将来像としている。

【表 序-10 第2次文化振興基本計画 文化財関連の施策と取組】

方針	施策名	主な取組
文化の保存、継承及び発展のための取組	地域特有の伝統芸能や伝統技術並びに文化財等の保存、継承及び活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定文化財等の再調査及び保存・管理の推進</li> <li>・埋蔵文化財の保護に向けた開発事業所への周知と理解の徹底及び遺跡の保護に向けた迅速な対応</li> <li>・史跡咸宜園跡の整備(史跡の環境整備等)</li> <li>・史跡廣瀬淡窓旧宅及び墓の保存整備</li> <li>・ガランドヤ古墳群の整備 (2号墳保存施設建設に向けた検討)</li> <li>・史跡咸宜園跡の世界文化遺産登録の取組</li> <li>・日田祇園山鉾保存修理事業</li> <li>・国、県、市の指定等文化財の保存・活用</li> <li>・重要文化財行徳家住宅や重要文化財長福寺本堂の防災施設及び設備の整備</li> <li>・古建築グループの活動支援</li> </ul>
	生活文化及び地域の景観の保存、継承及び活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要伝統的建造物群保存地区における修理・修景事業、防災事業及び周辺史跡等との連携</li> <li>・文化的景観の保存・整備及び活用小鹿田焼の里文化的景観保存計画の改訂</li> <li>・伝統的町並みの景観を守るための支援</li> </ul>
	文化活動を担う人材及び団体の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能者の育成と確保、技術水準向上のための支援</li> <li>・文化団体の設立及び運営に対する支援</li> <li>・史跡咸宜園跡の世界文化遺産登録推進のための咸宜園平成門下生之会講座の開催と講座メニューの充実</li> </ul>
	市民が文化に対する関心を高め、理解を深めるための機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・咸宜園教育の歴史や伝統を後世へと継承するための調査研究の実施</li> <li>・咸宜園教育の調査研究の成果を市民に情報提供するための展示公開と各種講座の開催</li> <li>・市民に自然や文化への理解を深めてもらうための博物館企画展の開催</li> </ul>

方針	施策名	主な取組
人材の育成及び確保のための取組	地域特有の伝統芸能や伝統技術並びに文化財等の保存、継承及び活用	くにち楽等地域の伝統芸能を保存、継承する団体等の支援
	文化活動を担う人材及び団体の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が古文書に親しむための入門講座の開催</li> <li>・伝統的建造物の保存等にかかる技術者の修理現場研修会の開催</li> <li>・公民館等における、文化芸術に関する教室や事業のメニューの充実</li> <li>・各種研修会等の情報の提供</li> </ul>
	青少年が文化を体験し、学習し、創造できる機会の創出	総合的な学習の時間・特別活動を始めとした学校教育活動の中で地域の特性を生かした体験的活動を実施
	市民が文化に対する関心を高め、理解を深めるための機会の提供	市民が考古学についての知識を習得するための講座の開催
情報の発信及び収集並びに文化交流のための取組	市民が文化に対する関心を高め、理解を深めるための機会の提供	出土遺物の常設展示・出張展示会の解説及び前年度の発掘調査状況等の企画展の開催
	地域文化活動における情報の発信及び収集	文化財関係ホームページのを活用した市民への広い周知

## (2) 関連計画

### ① 第3次日田市定住自立圏共生ビジョン

『第3次日田市定住自立圏共生ビジョン』は、『第6次日田市総合計画』を上位計画とし、旧日田市の区域と、旧前津江村、旧中津江村、旧上津江村、旧大山町、旧天瀬町の区域で形成する「日田市定住自立圏」のどこでも誰もが安心して定住できる環境を整備するとともに、自立するための経済基盤を確立し、魅力あふれる圏域を形成することを目的として策定した。

計画期間は令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4年間であり、基本方針として、三つの項目を示している。

特に文化財に関する事業については、「基本方針」の「1.生活機能の強化（2）文化芸術 ア 文化芸術の振興」「（3）産業振興 ウ 観光戦略の展開」に取組の内容と機能分担について記載している。

【表 序-11 第3次日田市定住自立圏共生ビジョン 文化財関連の取組】

定住自立圏形成方針	機能分担	取組内容
<p>地域に受け継がれている文化財については、保存・継承、活用に努める。また、本市が誇る先哲、廣瀬淡窓が創設した咸宜園を、市民と共に世界遺産への登録を目指すことで、郷土の歴史を見つめ直す良い機会とし、郷土を愛する心をはぐくむ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に受け継がれている文化財については、保存・継承、活用に努める。</li> <li>・日本遺産に認定され、世界遺産登録を目指している史跡咸宜園跡の保存整備を図るとともに情報の発信に努める。</li> <li>・近隣地域においては、地域に受け継がれている文化財が多数存在し、貴重な地域資源となっていることから、保存・継承、活用に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡咸宜園跡保存整備事業</li> <li>・史跡咸宜園跡管理運営事業</li> <li>・鶴飼保存対策事業</li> <li>・指定文化財等保存補助事業</li> <li>・咸宜園教育研究センター運営事業</li> <li>・世界遺産登録推進事業</li> <li>・日本遺産魅力発信推進事業</li> </ul>
<p>豊かな自然や歴史・文化遺産など様々な特色ある資源を磨き上げるとともに、埋もれている観光資源を掘り起こし、これらを相互に連携・活用した観光産業も視野に入れながら、観光戦略の展開を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心地域においては、「水郷日田」「天領日田」のブランド力を高めるため、市内の観光資源を磨き上げ、近隣地域へ誘導するための情報発信拠点とする。</li> <li>・近隣地域においては、奥日田や天ヶ瀬温泉などのブランド力を高めるため、それぞれの地域の持つ特色を最大限に生かした着地型観光の推進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光誘客宣伝事業</li> <li>・日田市インバウンド推進事業</li> <li>・小鹿田焼陶芸館管理運営事業</li> </ul>

※定住自立圏構想

「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する

② 日田市過疎地域持続的発展計画

『日田市過疎地域持続的発展計画』は、令和3(2021)年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の規定に基づき、市内全域を対象として、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源などを活用した地域活力の更なる向上を図るため策定した。

計画には、地域の持続的発展の基本的方針に関する事項、地域の持続的発展に関する目標などを定め、計画期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までである。

構成は13の項目から成り立っており、特に文化財に関する施策については、「11. 地域文化の振興等」において、現況と問題点及び対策などについて示している。

【表 序-12 日田市過疎地域持続的発展計画 文化財関連事業】

施策区分	事業名	事業内容
地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日田市文教祭開催事業</li> <li>・所蔵美術品等公開事業</li> <li>・市民文化振興基金補助事業</li> <li>・市民文化会館設備等計画補修事業</li> </ul>
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定文化財等保存補助事業</li> <li>・文化財保存活用地域計画作成事業</li> <li>・世界遺産登録推進事業</li> <li>・日本遺産魅力発信推進事業</li> </ul>
	(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡咸宜園跡保存整備事業</li> <li>・ランドヤ古墳群保存整備事業</li> <li>・史跡小迫辻原遺跡整備事業</li> <li>・文化的景観保護推進事業</li> <li>・重要文化財建造物保存修理事業</li> <li>・伝統的建造物群保存事業</li> <li>・重要文化財行徳家住宅防災施設整備事業</li> <li>・旧矢羽田家住宅馬屋壁面復旧事業</li> </ul>

### ③ 日田市地域防災計画

『日田市地域防災計画』は、大分県地域防災計画との整合性を図りながら、日田市における防災活動体制の整備確立を図るとともに、地域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定め、もって防災活動の効果的な実施を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、策定した。「市民の生命、身体及び財産を災害から保護する」という防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策などについて、風水害及び地震それぞれに三つの基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結びつけながら防災対策を総合的に推進している。

このうち、文化財に関する施策について、風水害に関するものは、「第2部 災害予防（風水害編）第2章災害に強いまちづくり 3. 文化財の災害予防対策」の中の「（1）文化財防災施設の設置促進」「（2）文化財防災施設の維持管理」「（3）歴史資料等の防災対策の推進」において示している。また、地震に関するものは、「第2部災害予防（地震編）第2章災害に強いまちづくり 3. 文化財構造物及び公開・収蔵施設の耐震性の確保」の中の「（1）文化財構造物及び公開・収

蔵施設に関する事業の基本方針」「(2) 文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の実施」において示している。

【表 序-13 日田市地域防災計画（風水害編・地震編） 文化財関連の取組】

区分	項目	取組内容
風水害	文化財防災施設の設置促進	<p>ア 建造物、有形文化財、有形民俗文化財、史跡内建造物に対し、次の事項の促進を指導する。</p> <p>(ア) ドレンチャー及び放水銃式防災施設工事の施工</p> <p>(イ) 火災報知機の完備</p> <p>(ウ) 消火器の完備</p> <p>(エ) 防火用水槽の整備</p> <p>(オ) 避雷針の完備</p> <p>(カ) 電気的安全性の検査の実施</p> <p>イ 彫刻、工芸品及び石造美術</p> <p>(ア) 収蔵庫の建設</p> <p>(イ) 岩盤補強、履屋建設</p>
	文化財防災施設の維持管理	<p>ア 防火用水槽・モーター・消火設備の放水銃等の検査を定期的に、また、火災報知機、消火器の点検を恒常的に実施する。</p> <p>イ それぞれの文化財単位で、消火訓練及び文化財の搬出訓練を積極的に実施する。</p>
	歴史資料等の防災対策の推進	古文書資料等の歴史資料の所有者把握を行い、防災意識の周知徹底を図る。
地震	文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の基本方針	不特定多数の者が鑑賞等を目的とした利用を行う文化財構造物については、耐震診断等により、これらの耐震化を推進する。
	文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財構造物の修理・修復事業にあたっては、耐震診断等を実施し文化財的価値を損なうことなく、耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。</li> <li>文化財の公開・収蔵施設の新設、改修事業についても耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。</li> </ul>

#### ④ 第4次日田市情報化基本計画

第6次日田市総合計画を情報政策面から推進するため、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間の計画期間とした『第4次日田市情報化基本計画』を策定しており、日田市のデジタル化の推進に取り組んでいる。

文化財の保存・活用に関しては、基本方針に掲げる「誰もがデジタル社会の恩恵を享受できる地域社会の実現」の施策として、デジタル技術を活用した取組を進めることとしている。

#### ⑤ 第3次日田市環境基本計画

『第3次日田市環境基本計画』は、環境保全及び創造に関する目標や施策の基本的方向を示し、総合的かつ計画的に推進することを目的として策定した。

『第3次日田市環境基本計画』は、世界的な気候変動問題、プラスチック問題の深刻化や環境・経済・社会の三側面が関連し、複雑化した課題に対応し、持続可能な世界を実現するため、環境施策にSDGsの視点を取り入れ、受け継がれてきた「水郷ひた」の恵まれた自然環境を守り、環境と共生する持続可能なまちづくりを推進するため策定した。

計画期間は、令和3(2021)年度から、令和9年(2027)年度までとし、施策の柱として四つの項目を定めている。

このうち、文化財に関する施策については、「施策の柱i. 地域資源を活かすまち～水郷ひたづくりの推進～」の「基本施策(7) 歴史的・文化的資源の保全・活用、良好な景観の保全」において、「1 歴史的・文化的資源の保全・活用を図ります。」「2 良好な町並み景観を保全します。」という施策の方向を示している。

##### 【主な取組】

- ・無形文化財、無形民俗文化財の保存・継承に取り組めます。
- ・豆田町伝統的建造物群保存地区の保存に努めます。
- ・国指定史跡の保存整備を推進します。景観法による景観計画への取組や、屋外広告物法の規制等により、緑豊かな農山村の景観や歴史的な町並みの景観を保全します。
- ・地域資源(景観、歴史、文化等)を活かすまちづくり活動を推進します。
- ・良好な自然環境並びに景観風致を維持するため、県・市指定保存樹の病虫害防除、防腐、施肥等の維持管理を行います。

#### ⑥ 新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョン

『新しい日田の森林・林業・木材産業振興ビジョン』は、相互に関連する森林・林業・木材産業のあるべき姿の実現のため、森林・林業・木材産業関係者だけでなく、森林の有する多面的機能の恩恵を受ける市民の理解を深めながら、長期的視点に立って取り組む、日田市が目指すべき森林の姿と基幹産業である林業・木材産業振興の基本的な指針である。

計画期間は13年となっており、4年ごとに必要に応じて見直しを行っている。

「(1) 森林を守り・育てる」「(2) 森林を活かす」「(3) 森林でつながる」という三つのテーマのうち、「(1) 森林を守り・育てる」の「①多面的機能を発揮する豊かな森林づくり ○市有

林の活用」の中で、日田祇園の山鉾の車輪や小鹿田の唐臼となる材料を育てる目的で、市有林にアカマツ 3,200 本を植栽するという「地域文化財継承へ「祇園の森」の取組」を紹介している。

### ⑦ 日田市観光振興基本計画

『日田市観光振興基本計画』は、旅行者のニーズの多様化など、観光を取り巻く環境の変化に柔軟に対応すべく、本市の特性を活かした持続可能な“観光地域づくり”を目指して、その基本となる理念・基本方針・基本施策を掲げ、行政や観光協会、観光関連事業者、観光関連団体のみならず、市民や各種団体、事業者などが一体となって観光振興を図るための指針として策定した。

計画期間は令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度までとなっており、基本方針として五つの項目を定めている。

特に文化財に関する施策については、「基本方針 1. 地域資源を活かした観光コンテンツの磨き上げ 基本施策②地域産業・歴史・文化資源の活用」において、「歴史、文化資源の活用による誘客と文化継承のサポート」を、展開する基本的取組として示している。

【表 序-14 日田市観光振興基本計画 文化財関連施策と取組】

基本施策	展開する基本的取組
<p>豆田地区の町並みをはじめ、市内各地の歴史的資源を活用し、観光交流を推進するとともに、それらの文化を継承しながら地元住民が誇る魅力を引き出すことで地域の活性化を図ります。</p>	<p>歴史、文化資源の活用による誘客と文化継承のサポート</p>

### ⑧ 日田市景観計画

『日田市景観計画』は、都市部における画一的な開発や都市の形成、また農村部における後継者不足などによる耕作放棄地や荒廃林地の増加など、経済性や効率性を追求したまちづくりによる景観破壊から、市民・事業者・行政が協働して、日田市特有の良好な景観を守り、育て、後世に継承していくため、策定した。

旧日田市、旧天瀬町、旧大山町、旧上津江村、旧中津江村、旧前津江村の六つの地域は、それぞれが持つ豊かな地域資源により独自の景観特性を有しており、合併によって行政区域は一体となったが、実効性の高い景観形成を図るために、それぞれの地域の特性をふまえ、日田市全域を景観区域に定め、計画区域内の特性に応じて 11 のゾーンを設定した。

基本理念として「自然と地域と人がつながる“水郷日田”の景観まちづくり」を掲げ、さらに目標として、「①豊かな自然環境を守る景観まちづくり」「②地域をつなげる景観まちづくり」「③地域の個性を活かした景観まちづくり」「④みんなが主役の景観まちづくり」を掲げている。また、これらの目標を達成するため、基本方針として、「①暮らしを支える農林山村を守り・育てます。」「②地域をつなぐ“おもてなし空間”を形成します。」「③歴史と伝統が息づく町並み景観を守り、活かします。」「④身近で日常的な景観を一人ひとりが守り、育みます。」を掲げている。

## ⑨ 日田市都市計画マスタープラン

『日田市都市計画マスタープラン』は、都市計画法第18条の2に基づき「日田市の都市計画に関する基本的な方針」を示すものである。市民の意見を反映しながら、“日田市における将来の都市像”の方向性を示すことで、地域ごとの課題に応じた都市施設の整備方針などを定めている。土地の利用方法や道路・公園・上下水道などの施設整備の目標に加え、自然環境や景観、防災などに関する現況や動向を考慮した“長期的なまちづくりの基本構想”である。

計画期間は平成25(2013)年度から令和15(2033)年度までとしており、将来の都市像を『水と緑と人を育み、歴史豊かな活気ある交流都市』とし、五つの基本方針を掲げている。この基本計画をもとに、土地利用・交通体系・公園緑地・都市施設・景観・防災など、都市計画に関する分野毎にまちづくりの方針を設定している。

このうち、文化財に関係する方針については、「1.土地利用の方針」における「歴史的文化交流地」や「5.景観の方針」において示している。

【表 序-15 日田市都市計画マスタープラン 文化財関連の土地利用方針】

方針	方針概要
土地利用の方針 (歴史文化交流地)	<p>① 用途地域内 古い町並みや自然河川・温泉郷等の歴史的・文化的資源を有している地区は、その資源の保存・創出・活用を図るとともに、来訪者等との交流も考慮した観光地の形成に努めます。</p> <p>② 都市計画区域外 観光客等の集客性が高い観光交流施設については、交流の促進を支援していくため、アクセス性や利便性の向上を目的とした環境整備に努めます。また、点在する歴史的建造物や集落景観などの保存・活用を図り、歴史文化遺産を活かした取り組みを推進します。</p>
景観の方針 (景観形成重点地区)	古い町並みが残る豆田地区や隈地区、窯業や農業等の生業が継承されている小鹿田焼の里地区、幹線道路の沿道景観の保全を目的とした日田バイパス周辺地区は「日田市景観計画」に基づき、重点的に良好な景観の形成に取り組みます。

### (3) 個別の文化財の計画など

#### ① 史跡小迫辻原遺跡保存整備基本構想

『史跡小迫辻原遺跡保存整備基本構想』は、国指定史跡である小迫辻原遺跡の総合的な整備活用の基本的構想を纏めることを目的とし、平成10(1998)年3月に策定した。

「小迫辻原遺跡を活かした個性あるまちづくり」のため、遺構保存を第一として活用を図りながら、歴史・文化・人びとのネットワーク化の拠点として整備を行うことを基本方針として掲げ、個別の整備計画では史跡内外のゾーン設定や事業期間、具体的管理・活用の計画などを示している。

## ②日田市豆田町伝統的建造物群保存地区保存計画

『日田市豆田町伝統的建造物群保存地区保存計画』は、日田市豆田町伝統的建造物群保存地区の町並みを保存するとともに、積極的に活用することにより、本市の文化的環境の維持と生活環境の向上に資することを目的とし、平成16（2004）年7月に策定した。

保存地区では、歴史的風致の維持形成を図るため、伝統的建造物群を構成する建築物や工作物、これと一体をなす環境要素を保存すべき物件として特定し、建築物などの現状変更に対して基準を設けている。また、標識、説明板などの管理施設及び設備を伝統的町並みに調和した形式・構造で設置し、景観の維持に努める方針を掲げている。

## ③日田市豆田町伝統的建造物群保存地区防災まちづくり計画書

『日田市豆田町伝統的建造物群保存地区防災まちづくり計画書』は、『日田市地域防災計画』に基づき、豆田町の伝統的建造物の無為な消失を防ぎ、住民が主体となって防災まちづくりを実現することを目的とし、平成18（2006）年3月に策定した。

防災まちづくりのテーマを「災害に強い建物群の形成の歴史を活かしたまちづくり」とし、「防災性能の高い建物環境づくり」「災害に強い町並み基盤づくり」「防災意識の高いコミュニティづくり」の三つの基本方針を掲げている。その上で、それぞれの方針に沿った防災まちづくり計画と、その具体化を図った事業計画を示している。

策定後、平成23（2011）年度と令和5（2023）年度に一部改訂している。

## ④史跡小迫辻原遺跡保存管理計画書

『史跡小迫辻原遺跡保存管理計画書』は、国指定史跡である小迫辻原遺跡を将来にわたり適切に保存・管理していくことを目的に、史跡の本質的価値を明確にし、保存・管理における方針とその方法、将来像と土地公有化の方針、現状変更などの取扱いについての基準などを定めるとともに、史跡の本質的価値を再確認し、追加指定などについて検討することを目的とし、平成23（2011）年3月31日に策定した。

弥生時代から古墳時代の変換期の我が国の国家形成期の社会状況が凝縮して保存された極めて重要な遺跡として本質的価値を位置づけ、住民生活との調整や遺構を将来にわたって適切に保存することを基本方針とし、史跡地内外のゾーニングを行ったうえで具体的な保存管理の方法を示している。また、それらを踏まえて整備活用の基本方針などを定めている。

## ⑤史跡ガランドヤ古墳保存整備基本計画

『史跡ガランドヤ古墳保存整備基本計画』は、国指定史跡であるガランドヤ古墳の各種の調査や課題の整理をもとに保存整備の基本的計画を示すことを目的とし、平成23（2011）年3月11日に策定した。

装飾古墳であるガランドヤ古墳の石室と装飾壁画を確実に保存し、後世に伝えていくことを基本方針としている。そのうえで、現状把握及び最適な保存環境を得るために実施している調査の成果を元に、2基の古墳の個別保存施設や便益施設などの全体整備計画、学習の場としての活

用、市内外の装飾古墳との連携、都市公園としての位置付け、具体的な管理運営計画及び事業計画などを定めている。

#### ⑥天然記念物小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群保存管理・活用構想

『天然記念物小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群保存管理・活用構想』は、国指定天然記念物である小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群を将来にわたり適切に保存・管理、活用していくことを目的に、その方針と方法、現状変更などの取扱いについての基準、活用の構想などを定めることを目的とし、平成24（2012）年3月30日に策定した。

9万年前の阿蘇4火砕流の被災状況を明確にできる痕跡として本質的価値を位置づけ、天然記念物の恒久的な保存、特徴・価値を踏まえた保存管理と活用、現状に即した柔軟な対応を保存管理の原則とし、地区区分や現状変更手続きなどの保存管理の具体的方法、天然記念物の将来像に関する整備活用の骨子を定めている。

#### ⑦小鹿田焼の里文化的景観保存計画

『小鹿田焼の里文化的景観保存計画』は、小鹿田焼の里の貴重な文化的景観を適切に保存管理し、地域特有の土地利用の歴史や生活生業の姿を伝え、地域活性化に資する資源として広く活用を図ることを目的として、平成22（2010）年3月に策定した、将来にわたる保護の基本的な考え方や方向性を示すものである。

#### ⑧史跡『廣瀬淡窓旧宅及び墓』保存管理計画書

『史跡『廣瀬淡窓旧宅及び墓』保存管理計画書』は、国指定史跡である廣瀬淡窓旧宅及び墓を将来にわたり適切に保存管理していくために、史跡の本質的価値を明確にし、保存管理における方針とその方法、現状変更などの取扱いについての基準などを定め、整備活用などを含めた将来像を示すことを目的とし、平成26（2014）年3月31日に策定した保存管理計画書である。

私塾咸宜園を創設した廣瀬淡窓の業績や当時の佇まいを今に伝える遺跡として本質的価値を位置づけ、「史跡廣瀬淡窓旧宅及び墓の本質的価値を構成する要素を適切に保存し、その価値を高めるとともに、史跡と一体となった豆田町の町並みや周辺文化財と連携した保存活用を図り、日田市を代表する史跡として次世代に継承する。」ことを目標とし、地区区分や現状変更手続きなどの保存管理の具体的方法、整備及び公開活用の具体的方針を定めている。

#### ⑨史跡咸宜園跡保存活用計画

『史跡咸宜園跡保存活用計画書』は、国指定史跡である咸宜園跡の現状と課題を把握し、本質的価値とその構成要素を明らかにし、その適切な保存と活用方法、さらには将来的な整備の方向性を取りまとめることを目的とし、令和6（2024）年3月に策定した。

咸宜園は先進的な教育を行った近世日本最大規模の私塾跡で、残された遺構や史資料から当時の姿を今に伝える重要な史跡として本質的価値を位置付け、「歴史的建築物や地下遺構を適切に保存管理し、失われた建造物などの顕在化を図り、私塾咸宜園の教育を伝える場所として活用し、

後世に継承する」ことを将来像として掲げ、史跡地内外のゾーニングを行い、区域ごとに保存・活用・整備・運営体制の方法を定めている。

#### ⑩名勝耶馬溪保存管理計画報告書

『名勝耶馬溪保存管理計画報告書』は国指定名勝である耶馬溪の文化財的価値の保護・継承を適切に図っていくために、昭和 57（1982）年に策定された『名勝耶馬溪-名勝耶馬溪保存管理計画策定調査報告書-』の改訂版として、平成 23（2011）年に策定したものである。

保存管理の基本方針として、「名勝を構成する諸要素の適切な保存管理の方法を具体化すること」「確実な保存管理のために適切な整備活用に関する施策を進めること」「地域に根ざした包括的な保存管理を進めるために、組織体制及び運営体制の整備を行うこと」の三つを掲げている。この基本方針に基づき、主要な構成要素の分布状況や保存状況を踏まえ、第 1 種保護地区として「名勝耶馬溪の本質的価値を極めて良好に保った地区」、第 2 種保護地区として「名勝耶馬溪の本質的価値を良好に保つ地区」、第 3 種保護地区として「名勝耶馬溪の姿を保存するためにその維持が望まれる地区」の三つの保護地区を設定し、それぞれの地区の保存管理の方法、現状変更の取り扱い基準を定めている。

また、本計画書では、広大かつ多様な耶馬溪の風致景観を適切に把握するため、本耶馬溪、東耶馬溪、津民耶馬溪、奥耶馬溪、深耶馬溪、裏耶馬溪、南耶馬溪、椎屋耶馬溪及び山国川に分け、さらに従前からの慣用されている 66 景によって整理され、本市では「57. 一尺八寸山の景」が第 2 種保護地区の中心をなす箇所となっている。

### （４）大分県の関連計画

#### ①大分県文化財保存活用大綱

『大分県文化財保存活用大綱』は、大分県における文化財の保存・活用の基本的な方向性などを定めることを目的とし、令和 3（2021）年 3 月に策定された。

目指すべき将来像として「人々が文化財の価値を発見し、その価値を共有することを通して持続可能な継承が図られる社会」を掲げ、この将来像を達成するために「①文化財を「知る」」「②文化財を「活かす」」「③文化財を「守る」」の三つの方向性を示している。

### （５）持続可能な開発目標（SDGs）に対する取組

SDGs とは、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大など、人間活動に対する諸問題に対して人類が将来にわたり恵み豊かな生活ができるよう、平成 27（2015）年に国連が提唱した「持続可能な開発目標」であり、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（目標達成のための課題）から構成されている。国においては、「持続可能な開発目標推進本部」を設置し、地方公共団体における持続可能な開発目標の達成に向けた取組の普及・促進を行っている。

本計画の上位計画である第 6 次日田市総合計画第 3 期基本計画に基づいたまちづくりに取り組む方向性は、持続可能な開発目標（SDGs）が目指す 17 のゴールの方向性と同様であることから、総合計画の推進を図ることで、SDGs の目標につながるものとしている。

そのため、本計画は、第6次日田市総合計画第3期基本計画の下位計画としての整合性をとりつつ、SDGsの達成に資するものである。



【図 序-2 持続可能な開発目標が目指す 17 のゴール】

【表 序-16 SDGsのゴールと日田市文化財保存活用地域計画の関連性】

ゴール (目標)	目標の内容	文化財の保存・活用に関する措置とゴールとの関連性
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>【目標4 教育】</p> <p>すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する (ターゲット 4.7)</p> <p>文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育</p>	<p>文化財の展示公開、講演会や講座の開催、学習教材や刊行物の作成などを通じて、質の高い教育振興を図る</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>【目標6 水と衛生管理】</p> <p>すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する (ターゲット 6.6)</p> <p>水に係る生態系を守り、回復させる</p>	<p>文化財の保存活用及び学校教育や社会教育における学習機会の充実を通して、本市の生態系の保護・回復を図る</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>【目標8 経済成長と雇用】</p> <p>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>	<p>文化財を観光資源として活用し、本市の文化振興、持続的な観光振興を図る</p>

ゴール (目標)	目標の内容	文化財の保存・活用に関する 措置とゴールとの関連性
	(ターゲット 8.9) 地方の文化振興、持続可能な観光業の促進	
	<b>【目標11 持続可能な都市】</b> 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする (ターゲット 11.4) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化	歴史的環境（歴史の中で形成されてきた文化財、町並み、自然景観、行事、習俗などの総称）の保全を通じて、持続可能なまちづくりの形成を図る
	<b>【目標13 気候変動】</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる (ターゲット 13.3) 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する	文化財に係る災害予防対策（リスク分析、マニュアル及び防災施設整備など）を通じて、気候変動の影響を軽減する
	<b>【目標15 陸上生態系】</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する (ターゲット 15-a) 生物の多様性や生態系を守る	文化財の保存活用及び学校教育や社会教育における学習機会の充実を通して、本市の生態系の保護・回復を図る
	<b>【目標17 実施手段】</b> 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化 する (ターゲット 17.17) 官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進	所有者、地域住民、団体・事業者などとの協働による文化財の保存活用を通じて、本市のパートナーシップの推進を図る

#### 4. 計画期間

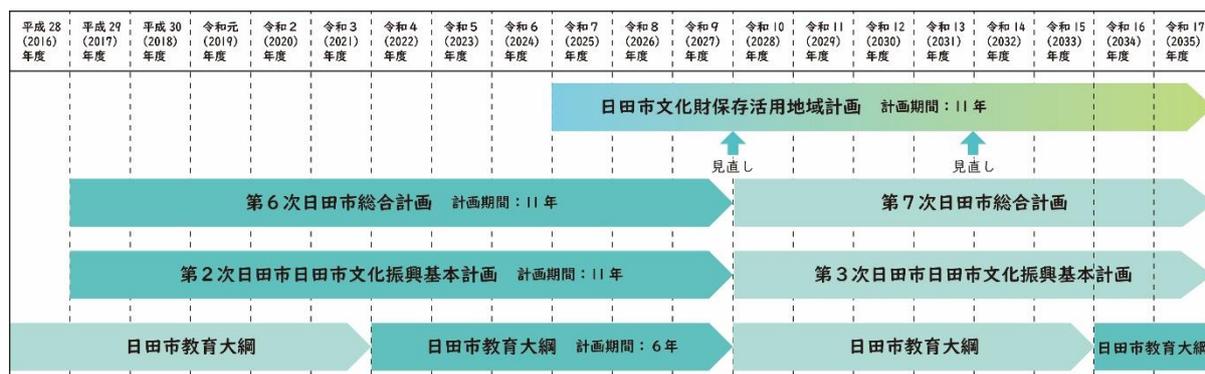
本計画の計画期間は、令和7（2025）年度～令和17（2035）年度の11年間とする。

ただし、計画期間中に『第7次日田市総合計画』の策定が行われる予定であり、これにあわせ

て、文化財を取り巻く社会状況や事業の進捗状況を踏まえた見直しを行うこととする。

見直しの結果、計画の変更が必要な場合には、文化財保護法第183条の4の規定に基づき、軽微な変更を除き、文化庁長官による変更の認定を受けることとする。また、軽微な変更の場合には、大分県及び文化庁へ報告することとする。軽微な変更とは次に掲げる変更以外の変更をいう。

- ・ 計画期間の変更
- ・ 市の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・ 地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更



【図 序-3 計画期間】

## 5. 計画の対象

文化財保護法第2条で規定されている文化財には、「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」があり、これらのうち重要なものを重要文化財、史跡名勝天然記念物として、国や県、市町村が指定・選定を行い、重点的に保護措置を図っている（以下「指定等文化財」という。）。この他、土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財の保存・修理に欠くことのできない伝統的な技術・技能（文化財保存技術）も保護の対象とされている。

一方で、『第2次日田市文化振興基本計画』では、対象とする文化に「芸術文化（美術、写真、書道、音楽、舞踊、演劇、建築など）」や「メディア芸術（映画など）」「伝統芸能（神楽、民謡、民踊など）」「伝統技術（陶芸、木竹工芸、漆工芸、漁法、建築技術など）」「生活文化（茶道、華道、食、方言、街並み、景観、自然など）」などを挙げている。このように長い歴史の中で人々の営みによって生み出され、今日まで守り伝えられてきた文化財は本市に数多く存在するが、そのほとんどは法や条例では指定されていないいわゆる「未指定」の状態となっている※（以下「未指定文化財」という。）。

そこで、本計画では、文化財保護法に基づく指定の有無、有形・無形を問わず、地域に残る豊かな自然、ふるさとの歴史と伝統に育まれた全ての文化財を対象とし、その調査・保存に努め、併せて教育や観光など様々な分野での活用を図ることによって、貴重な財産である文化財を後世に伝えていくことを目指す。

【表 序-17 文化財保護法が対象とする文化財の種類一覧】

文化財類型	種類
有形文化財	【建造物】 【美術工芸品】 絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、 歴史資料
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術等
民俗文化財	【有形の民俗文化財】 無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等 【無形の民俗文化財】 衣食住・生業・信仰・年中行事などに関する風俗慣習、 民俗芸能、民俗技術
記念物	【遺跡】 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等 【名勝地】 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等 【動物、植物、地質鉱物】
文化的景観	【地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された 景観地】 棚田・里山・用水路等
伝統的建造物群	【周囲の環境と一体となっている伝統的な建造物群】 宿場町、城下町、農漁村等
埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡といわれている場所）
文化財の保存技術	文化財の保存に必要な材料や用具の生産・製作、修理・修復の技術等

※ 生活文化については、令和3年度の文化財保護法の改正により、無形文化財として取り扱うこととなった。（登録無形文化財登録基準を改正し、生活文化関係の登録基準を定めることとした）

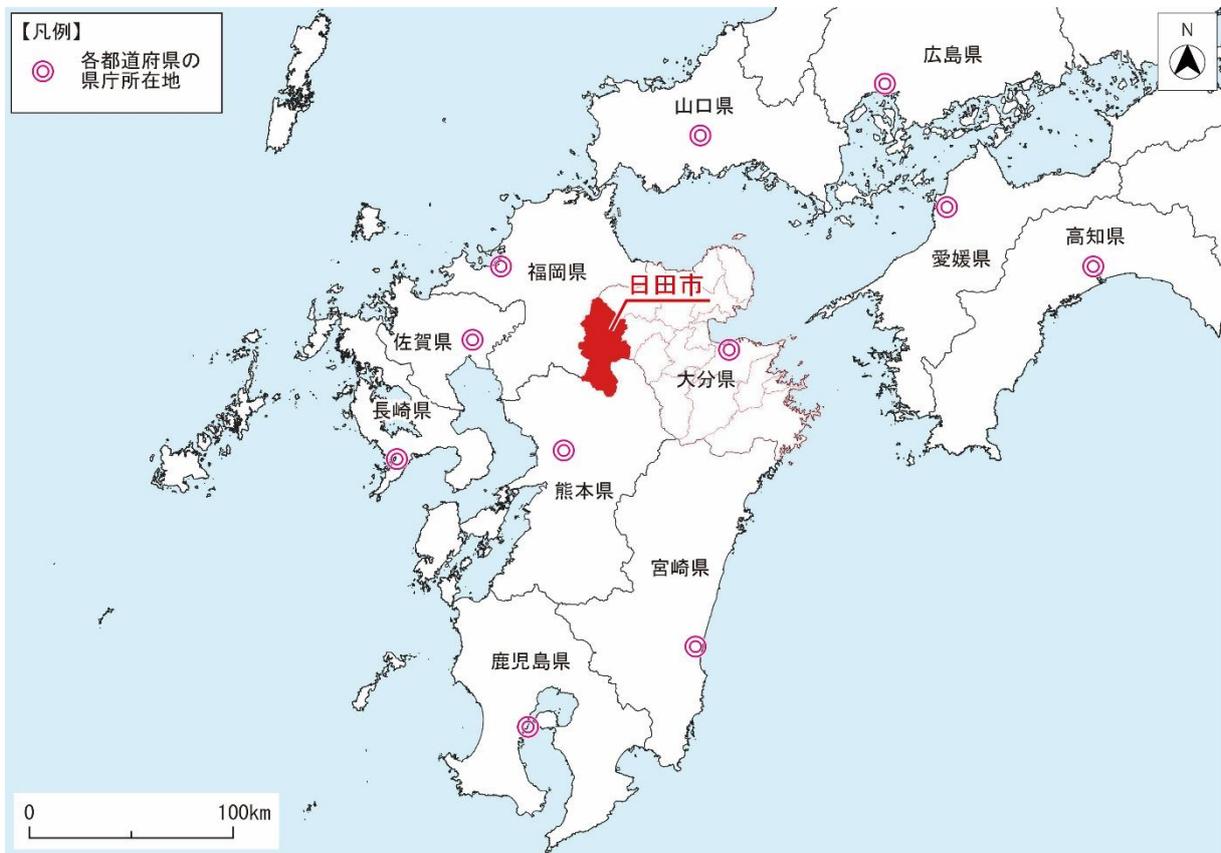
# 第1章 日田市の概要

## 1. 自然的・地理的環境

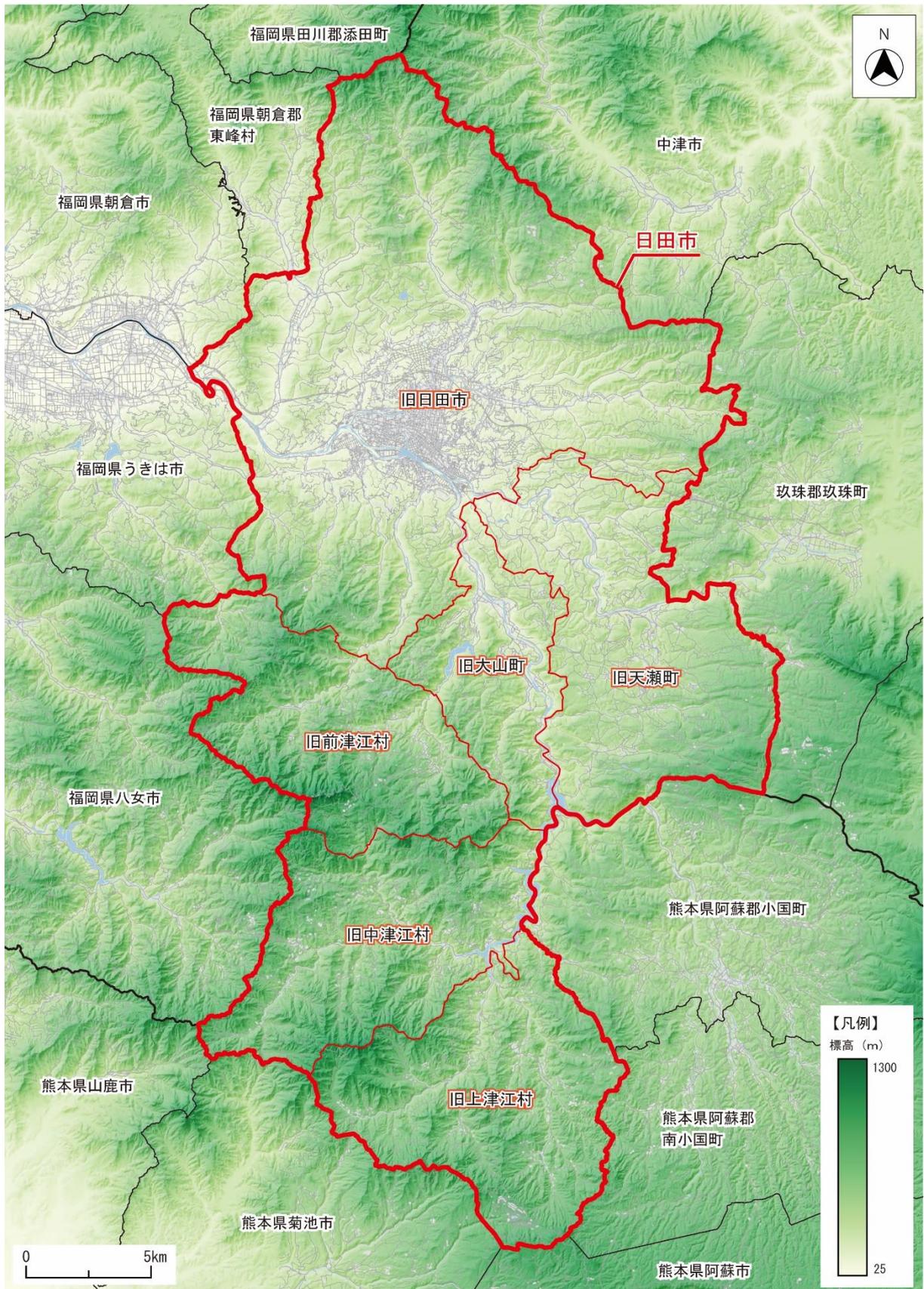
### (1) 位置

本市は、大分県の西端、北部九州のほぼ中央の内陸部に位置する。隣接する市町村は、県内では北は中津市、東は玖珠郡玖珠町、大分県外では東は熊本県阿蘇郡小国町、南は熊本県阿蘇郡南小国町、阿蘇市、菊池市、山鹿市、西は福岡県八女市、うきは市、朝倉市、北は福岡県朝倉郡東峰村、田川郡添田町と接している。

平成 17 (2005) 年 3 月 22 日に天瀬町・大山町・上津江村・中津江村・前津江村との合併により、東西 24.9 km、南北 48.6 km、面積 666.03 km<sup>2</sup>となった。



【図 1-1 本市の位置 (広域)】



【図 1-2 本市の位置 (拡大)】

## (2) 地形

本市の地形は、周囲を阿蘇外輪山やくじゅう山系、英彦山系の山々に囲まれ、起伏に富む。北半分は典型的な盆地地形で、日田盆地と称される。現在の市街地に当たるのが日田盆地の沖積面で、標高は75～90mを測る。盆地内には、筑紫及び阿蘇火砕流堆積物の残丘である日隈・月隈・星隈の日田三丘があり、盆地底沖積面周囲には、山田原・吹上原・葛が原・須の原・町野原・佐寺原・長者原・陣が原などの、「原」と呼ばれる標高150m前後の台地が段丘状に広がっている。この台地の外側には竜体山・西の山・片峰・大石峠など標高200



日田盆地

～600mの溶岩や礫岩からなる台地が巡り、さらにその外側の市の境界域には岳滅鬼山・大将陣山・一尺八寸山・月出山岳といった標高700～1,000m級の山々が連なる。これらの北部から東部に連なる山々からは小野川、花月川、有田川などの河川が日田盆地に注ぎ、三隈川と合流している。

一方、日田盆地の南部には、釈迦岳や御前岳、渡神岳、酒吞童子山など標高1,000mを越える山々が連なり、津江山系と呼ばれている。津江山系の源流から流れ出る豊富な水は、大山川や玖珠川などを流れて日田盆地で合流し、三隈川となり、さらに台地の合間を縫うようにして流れ出る高瀬川、串川、内河野川といった小河川が合流して九州最大の河川である筑後川となる。さらに西流して大肥川が合流し筑後平野を経て有明海へと注いでいる。このように市域の水系は上津江町の楮畑川と山国川上流域の葦木川を除き、すべて筑後川上流地域に位置づけられる。



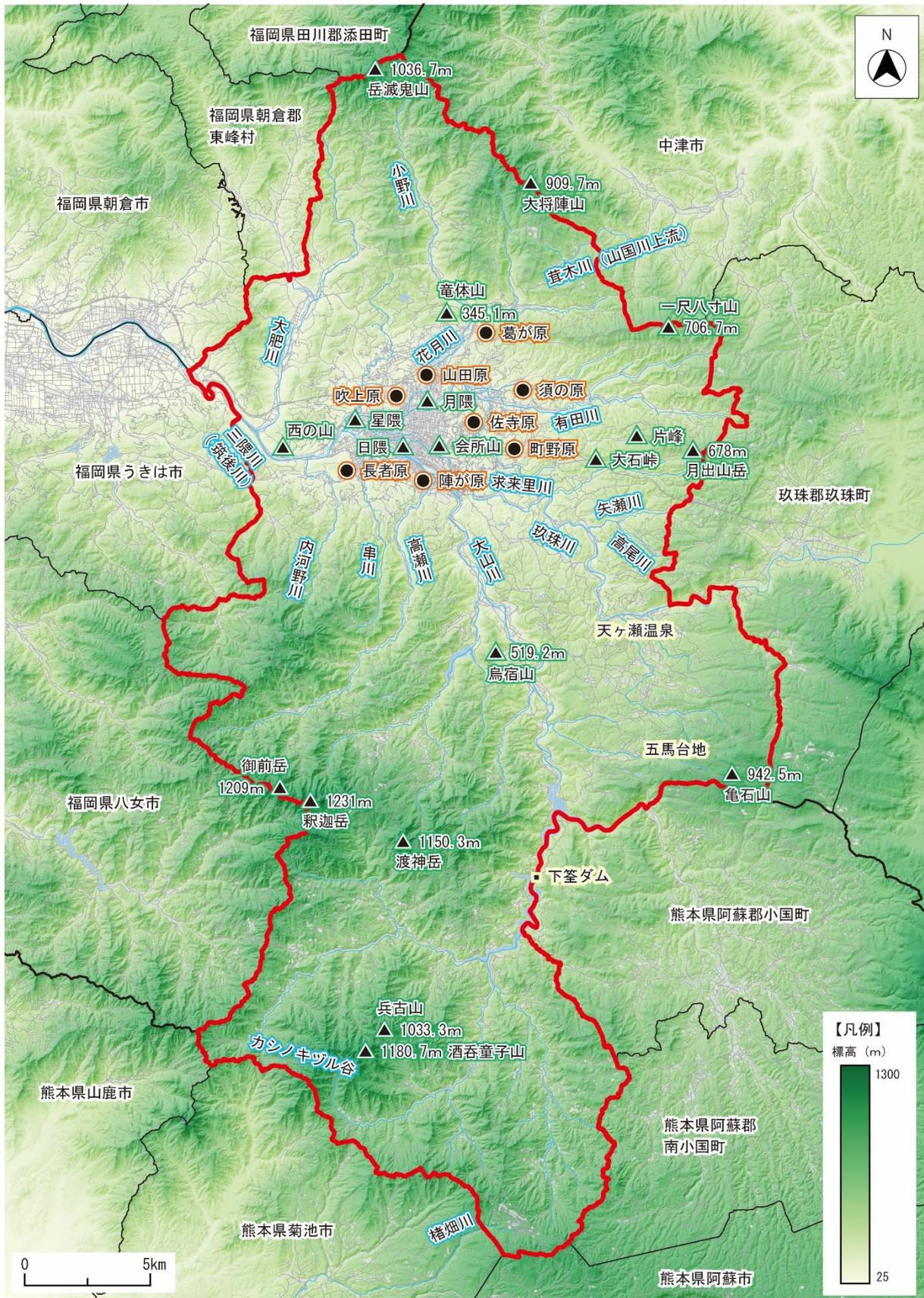
三隈川と日隈山・月隈山

近世になると小ヶ瀬井路をはじめとした人工水路が築かれた。このような水利・水系は「水郷」日田の基礎となっている。

盆地内に流れ込むいくつかの小河川流域は谷底平野を形成している。周辺の玖珠川や大山川の流域では、崖状の深い谷地形が形成されている。そのため、玖珠川流域では、その右岸に広がる五馬台地を流れてきた小河川が合流付近で滝となっている。

また、『日本書紀』や『豊後国風土記』によると、天武天皇7(678)年に筑紫国で大地震が起こり、当時の日田郡でも各所に山崩れが起き、温泉が湧き出たとの記述がある。実際に桜竹や赤岩を中心とした河川敷には、単純硫黄泉の温泉源が自然湧出しており、源泉は古くから天ヶ瀬温泉の名で知られるなど、この地域特有の景観となっている。また、南部の津江地域では、昭和28(1953)年の西日本集中豪雨を契機に建設された下釜ダムをはじめとしたダム湖が多く形成されている。

御前岳の山頂や渓谷沿いにはブナ、ミズナラ、シオジなどの原生林が残っており、ここから湧き出る水は「御前岳湧水」と呼ばれ大分の名水に選ばれている。



【図 1-3 地形図】

### (3) 地質

本市の地質は、市南西部の前津江町<sup>まえつえまちゆうぎ</sup>柚木や北部の殿町小野川河床において、今から3億～2億7千万年前の変成岩（結晶片岩（黒色片岩）、<sup>さんぐん</sup>三郡変成岩）が見られるのが最も古く、上津江町の兵戸<sup>ひょうど</sup>峠や川原川上流部では、中世代白亜紀（1億2千万～9千万年前）に変成岩を貫入して地上に噴出してきた岩石と考えられている花崗岩<sup>ろうとう</sup>の露頭が見られる。これらの変成岩や花崗岩は、本市の基盤岩となっている。なお、本市中心部の日隈山や<sup>よそやま</sup>会所山などの丘陵は、津江山地で見られる輝石安山岩からなり、日田盆地内でこの岩石が見られるのはこの2か所のみである。

北西部の大肥本町<sup>おおひほんまち</sup>白岩や南部の上津江町兵戸峠では、古第三紀始新世（4,500万～4,000万年前）に地球規模の温暖化の進行によって、大陸の一部が海に沈んだことを示す地層が見られる。北部の小野川上流域（源栄町・殿町）や鶴河内川上流域（鶴城町）では、<sup>やまぐにるいそう</sup>山国累層（760万～610万年前）と名付けられ、緑灰色をした安山岩（<sup>あんざんがん</sup>変朽安山岩＝プロピライト）が広く分布している。

同じく南部の中津江村<sup>なかつえ</sup>鯛生から西部の前津江町柚木一帯にかけても暗灰色をした変朽安山岩が分布し、ここでは鯛生層群（760万～610万年前）と名付けられている。源栄町にある<sup>おんた</sup>小鹿田焼（国指定重要無形文化財）の陶土原料は、後の火山活動によって高温に熱せられた地下水が上昇し、変朽安山岩を蒸したことによって陶土に適した土へと変化したと考えられている。

津江山地では火山活動が始まる前に湖が形成されており、この時の湖の跡が新第三紀系の<sup>ほしばる</sup>星原層と考えられている。星原層と似たような地層は下流域の大山町にも分布している。一方、津江山地の火山活動に伴ってその地下ではマグマによる熱水作用を受け、鯛生金山のもととなる金銀鉱床が形成されていった。

小野川中流域から大肥川・鶴河内川流域周辺には、集塊岩（凝灰角礫岩や火山円礫岩、軽石凝灰岩など）で構成された<sup>きたさかもとるいそう</sup>北坂本累層（610万～520万年前）と名付けられた地層が山国累層を覆うように分布している。この北坂本累層によって作られた自然景観は<sup>やまげい</sup>耶馬溪と呼ばれ、本市では中津市との境にある<sup>みおうやま</sup>一尺八寸山の一部が国の名勝に指定されており、<sup>やまひたひこさん</sup>耶馬日田英彦山国定公園の一部としても保護されている。

西部の<sup>よあけ</sup>夜明けダム付近から北部の<sup>あざくら</sup>畦倉山や<sup>だいにちがだけ</sup>大日ヶ岳（福岡県東峰村）、英彦山、岳滅鬼山、仏来ノ山などの山々は北坂本累層を覆うように鮮新世輝石安山岩（470万～340万年前）が広く分布している。三隈川から南部、大山川より西部の<sup>あき</sup>釈迦岳や御前岳、渡神岳、酒呑童子山などの津江山地の山々は、今から360万年前から<sup>くろめひじ</sup>久留米一日出線より南側、大分－熊本構造線（中央構造線）より北側の範囲で大規模な隆起が起こり、その中でマグマによる火山活動が活発となって輝石安山岩を中心とした溶岩が噴出してできた。

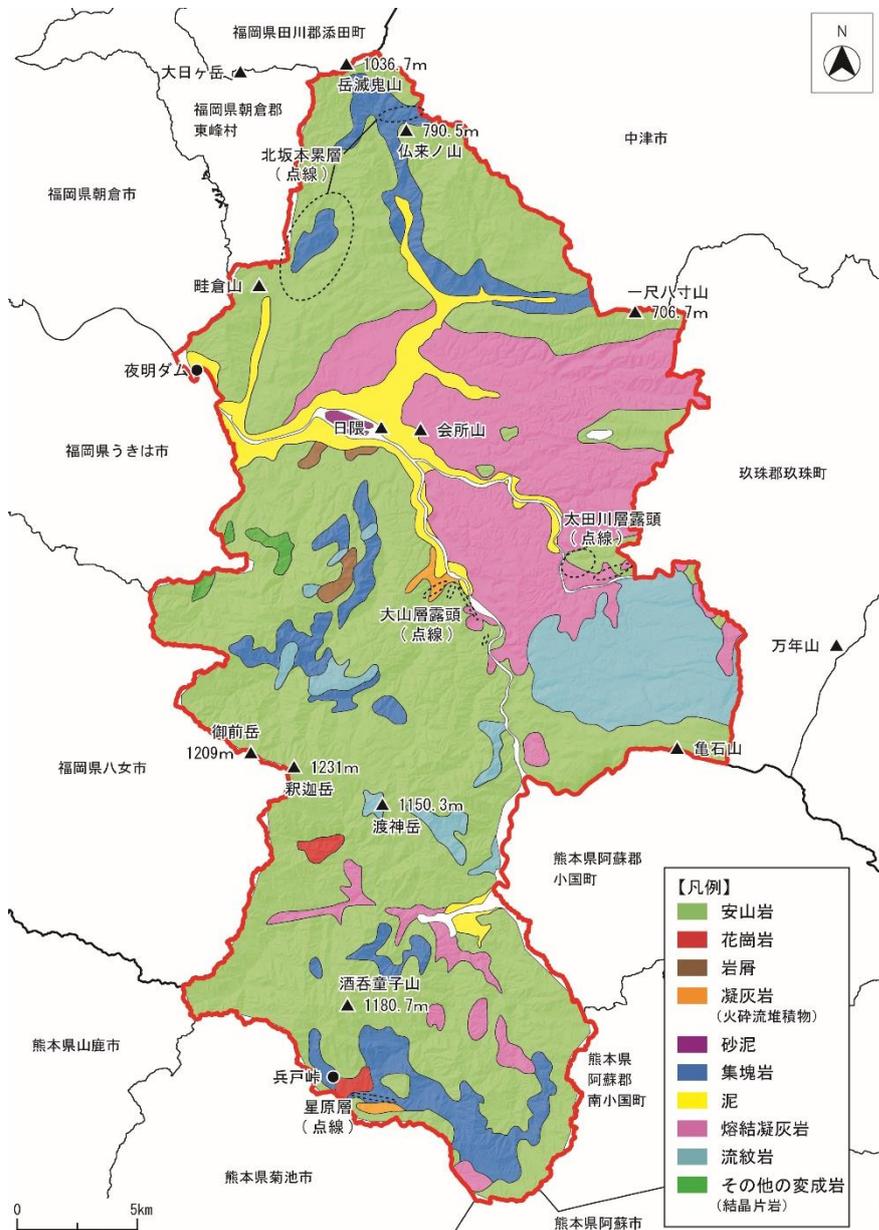
大山川より東部は五馬台地と呼ばれ、100万年前



【図 1-4 日田市周辺の地体構造図】

に玢珠盆地付近より噴出した耶馬溪火砕流堆積物に亀石山や万年山などから噴出した溶岩が覆い、平坦な台地が広がっている。この耶馬溪火砕流堆積物は日田盆地東部を中心に広く分布し、日田盆地西部の高井町川下まで及んでいる。

天瀬町の高尾川、矢瀬川沿いでは、かつて馬原地域一帯が玢珠盆地まで広がる大きな湖が形成されていたことを示す太田川層(140~120万年前)が分布する。この地層は溶結凝灰岩の下層に堆積しており、一部露頭が見られる。この地層の中からは、珪藻・植物・魚類・貝類・哺乳類などの化石が産出する。植物の一つヒメバラモミは、現在、長野県の北アルプスなど国内で標高の高い場所にしか自生していないことを考えると、当時は今よりはるかに冷涼な気候であったことを物語る。コイ科魚類の喉頭歯化石の中には国内には生息していないダニオ亜科(ゼブラフィッシュなどの仲間)が見つかり、ワニやサイなどの足跡化石もみられることから、今は国内で生息していない動物も大陸と陸続きだった当時には日本で暮らしていたことが明らかとなった。



【図 1-5 地質図】

大山町一帯では、大山川による浸食で流れ込んだ土砂が堆積したとみられる大山層（77万～36万年前）が分布する。この泥岩の中からは淡水魚や二枚貝、昆虫、植物化石などが多く産出する。太田川層と同様にサイヤワニ、シカといった動物の足跡化石のほか、珪藻化石では新種のステファノディスクスヒタエンシス（和名ヒタトゲカサケイソウ）が発見された。また、メタセコイアは国内では絶滅したとされているが、この大山層が堆積した頃までは国内に自生していた。

日田盆地の周囲の台地の崖などには、凝灰岩の地層が見られる。この地層の多くは、27万年前に火山活動を開始した阿蘇山の爆発的噴火（9万年前）により堆積した阿蘇4火砕流堆積物と考えられている。この中に含まれる樹木群が「小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群」として国の天然記念物に指定されている。

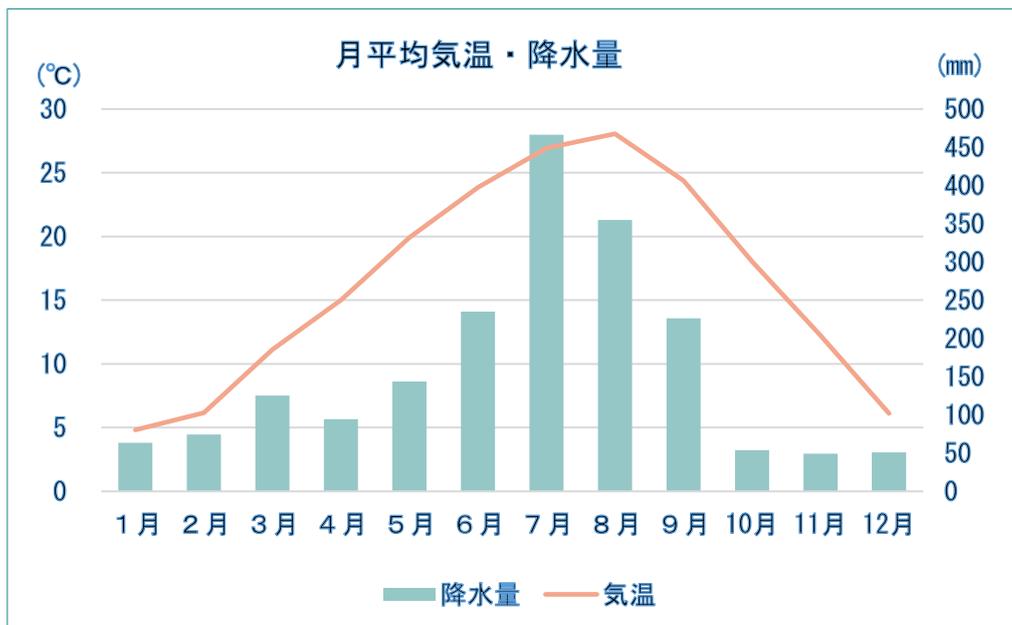
#### （4）気候

本市は地理的に内陸型気候で、気温の年変化や日変化が大きい。周辺に中小河川が縦横に走っていることと、夜間急激に地面の温度が下がることから、秋から冬にかけて底霧の発生をみることが多い。内陸特有の性質から昼夜の気温差が大きく、また夏季は雷を伴う驟雨（にわか雨）性の降雨が発生する。風は地形の影響で西又は西北西の風が多く、風速は比較的弱い。年平均気温は15.4℃、年間降水量は1,810.4mm、年平均湿度は74.0%で比較的温暖多湿の気候といえる。



日田盆地の底霧

山間部にあたる前津江町椿ヶ鼻の降水量は2,853mmと、平地部と比較して多い。高い山々に雲がぶつかりそこに停滞して多くの雨を降らせる。この日田地方特有の気象は、山林地帯にスギ・ヒノキの成長を促し、全国屈指の林業地日田を作り出している。



【図 1-6 日田市の平成30（2018）年から令和4年（2022）年の月平均気温・降水量（資料：気象庁）】

## (5) 植生・動物相

### ①植生

本市では、江戸時代後期からスギの植林が始まり、明治時代以降は植林面積が増加した。現在の森林面積の83%はスギ・ヒノキの人工林が占めている。また、シイタケの駒をクヌギに打ちこむ原木椎茸の生産が盛んで、天瀬町を中心にクヌギ林が目立っている。

標高の最も高い釈迦岳で1,231m、最も低い夜明関町で38mとその高低差はおよそ1,200mにも及ぶ。

大分県の植生垂直分布によれば、標高1,000mを超える所は山地帯と呼ばれ、本市では、釈迦岳や御前岳、渡神岳、酒呑童子山など標高1,000mを越える山岳が連なる津江山系には、山頂や溪谷沿いにブナ、ミズナラ、シオジなどの原生林が残っており、津江山系県立自然公園として保護されている。

なお、御前岳の北側斜面のシオジ林、ブナ林と中津江村の酒呑童子山に連なる<sup>へごやま</sup>兵古山のブナ林が林野庁から「林木遺伝資源保存林」に指定されている。

標高800～1,000mの低山地帯は、アカガシ林、モミ、ツガ林が発達し、本市では、釈迦岳や御前岳、カシノキヅル谷に小面積ながら残存している。

ミヤマキリシマは本来山地帯に生息するが、亀石山（標高942m）の低山地には大群落を形成している。

標高400m以上の丘陵地では、ウラジログシヤスタジイを中心とした常緑広葉樹林が発達する。この領域はスギ、ヒノキの造林適地のため自然林は少なく、日田では<sup>からとまりやま</sup>烏宿山にシイ、カシ、タブノキが優占する貴重な森林が存在する。

標高400mより低い低地では、コジイ林、アラカシ林が発達する。この森林はかつて薪炭林として利用されてきたが、ガスや電気などの普及により燃料としての需要がなくなり、その多くがスギの植林地になっている。



御前岳のシオジ原生林

### ②動物相

#### (哺乳類)

本市の自然豊かな森には、シカやイノシシ、タヌキ、テン、ムササビをはじめ、多くの野生動物が生息している。国の天然記念物のニホンヤマネは、平成21(2009)年に源栄町で初めて発見されて以降、平成30(2018)年に中津江村で1例、令和2(2020)年に前津江町で2例、令和3(2021)年に上津江町で1例発見されるなど近年発見例が相次ぎ、これまでに5例が確認されている。一方で、外来種のアライグマが津江山地をはじめ市内で多く確認されている。



ニホンヤマネ

#### (鳥類)

鳥類については、クマタカ（環境省絶滅危惧ⅠＢ類、大分県絶滅危惧ⅠＢ類）、オオタカ（環境省準絶滅危惧、大分県絶滅危惧Ⅱ類）、アオバズク（大分県絶滅危惧Ⅱ類）、ホオアカ（大分県準絶滅危惧）など希少な種が生息する一方、ソウシチョウ、ガビチョウなどの外来種も確認されている。

#### (魚類)

高低差がある本市では、標高の高い渓流域にはヤマメやタカハヤ、アカザ（環境省・大分県絶滅危惧Ⅱ類）のように低水温を好む淡水魚類が生息し、低地部では、大山川や三隈川、花月川などでオヤニラミ（環境省絶滅危惧Ⅱ類）やカワムツ、オイカワ、ムギツク、ウグイ、カワヨシノボリ、フナ、コイ、ドンコのほか、筑後川水系にのみ生息しているアリアケギバチ（環境省準絶滅危惧・大分県絶滅危惧Ⅱ類）などが生息している。

水田を潤す水路や小河川など流れが緩やかな場所では、ミナミメダカ（環境省絶滅危惧Ⅱ類）、カゼトゲタナゴ（環境省・大分県絶滅危惧ⅠＢ類）、アブラボテ（環境省準絶滅危惧種）、スナヤツメ（環境省絶滅危惧Ⅱ類・大分県絶滅危惧ⅠＢ類）やアリアケスジシマドジョウ（環境省絶滅危惧ⅠＢ類、大分県絶滅危惧ⅠＢ類、大分県指定希少野生動植物）が生息している。

かつて市内に数多く生息していたニッポンバラタナゴ（環境省絶滅危惧ⅠＡ類）やカネヒラなどは近年見られなくなった

#### (昆虫類)

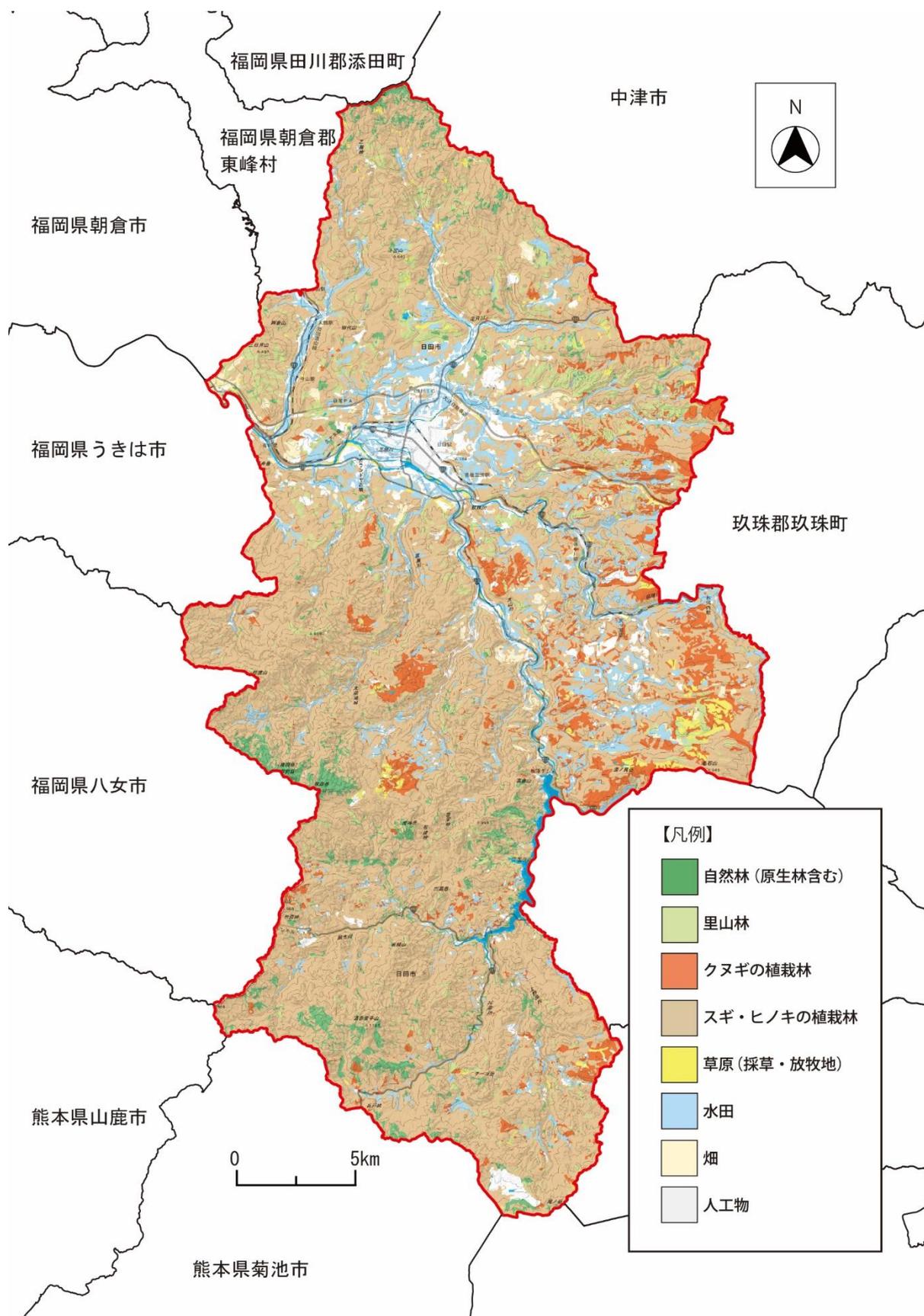
川の多い本市では水生昆虫も数多く生息しているが、最も一般的に知られている水生昆虫がホタルである。市内で見られるホタルの種類は、ゲンジボタル、ヘイケボタル、ヒメボタル、オオマドボタルであるが、近年その数が激減してきており、市民の間で幼虫時代を水の中で過ごすホタルを増やす努力が続けられている。また、かつて水田にたくさん見ることができたタガメやゲンゴロウは、近年発見例がない。

#### (両生類・爬虫類・その他)

両生類のブチサンショウウオ（環境省・大分県準絶滅危惧）や県内では日田市でのみ確認されているカスミサンショウウオ（環境省絶滅危惧Ⅱ類、大分県絶滅危惧ⅠＢ類、大分県指定希少野生動植物）も見られる。

また、市内では昔から水田や水路で見られていた爬虫類のニホンイシガメ（環境省準絶滅危惧）の発見例も少なくなってきたり、保護が必要である。

水路や小河川には、カワニナやシジミ、カラスガイやイシガイ、マツカサガイなどの貝類も生息している。特に淡水二枚貝類はかつて市内の小河川や水路で多く見ることができたが、近年は豆田町を流れる水路にカろうじて見ることが出来る程度に激減している。



【図 1-7 植生図】

## 2. 社会的環境

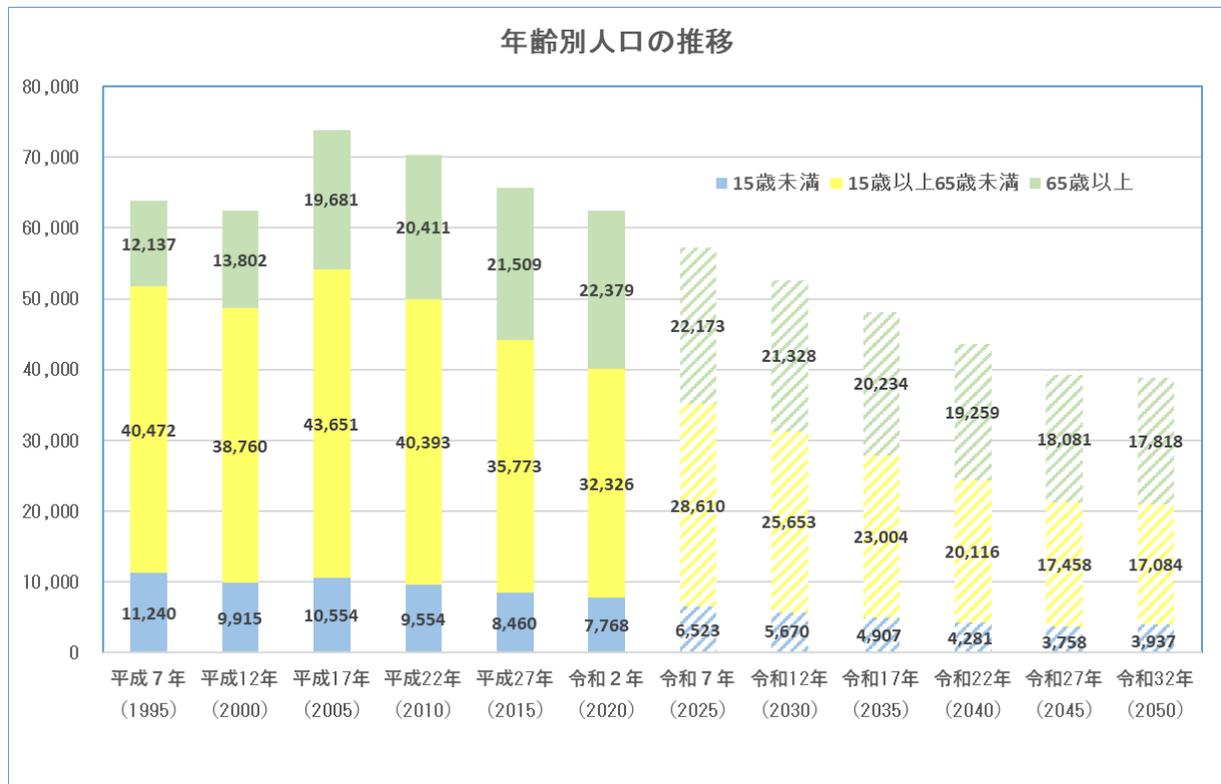
### (1) 人口

本市の人口は減少傾向にあり、平成17(2005)年の市町村合併時点では74,165人になったものの、令和2(2020)年に実施した国勢調査の結果では62,657人、直近の令和6(2024)年8月末では60,392人と減少は続いている。

令和2(2020)年度の日田市の年齢別人口によると、0～14歳の幼年人口12.4%、15～64歳の生産年齢人口は51.6%、65歳以上の老年人口は35.7%となっている。特に、高齢化の進展は全国的な傾向であるものの、全国平均28.0%を上回り本市の急速な高齢化がうかがえる。

国立社会保障・人口問題研究所の算出方法に準拠した国のデータによると、令和7(2025)年に本市の人口は6万人を割り込み、令和27(2045)年には39,297人となる見込みである。

また、RESAS(地域経済分析システム)の令和2(2020)年の昼夜間人口比率は100.39%と、都市部のベッドタウンとは異なり、住んでいる人が、市内で就労、就学している状況を示していることから、今後、市民協働・連携による本計画の推進が重要となってくる。



【図 1-8 日田市の年齢別人口の推移(資料:総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」)】

## (2) 土地利用

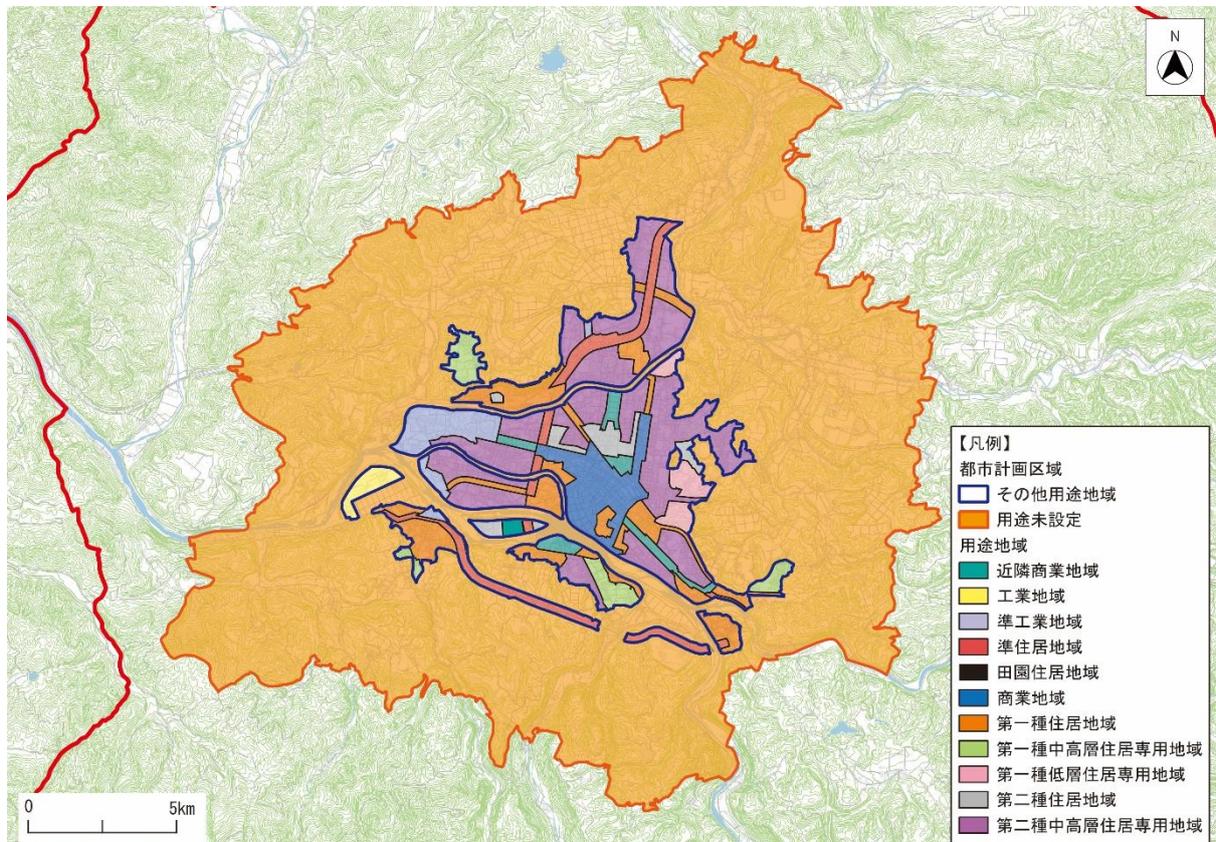
本市の総面積 666.03 km<sup>2</sup>の約 80%が山林や竹林などで構成されており、本市の標高 200m未満の平坦地は、市街地や水田に利用されている。また、天瀬地域南部の台地上の平坦地や緩傾斜地は、集落地や水田、牧場などに利用されている。

また、本市には総面積の 9.9%にあたる 66.25 km<sup>2</sup>の区域面積を有する日田都市計画区域が指定されている。なお、面積として 12.44 km<sup>2</sup>、総面積の 1.9%の範囲が用途地域に指定されており、商業地域を中心に、行政などの中枢機能を担うほか、歴史文化の交流地や住宅地などに利用されている。

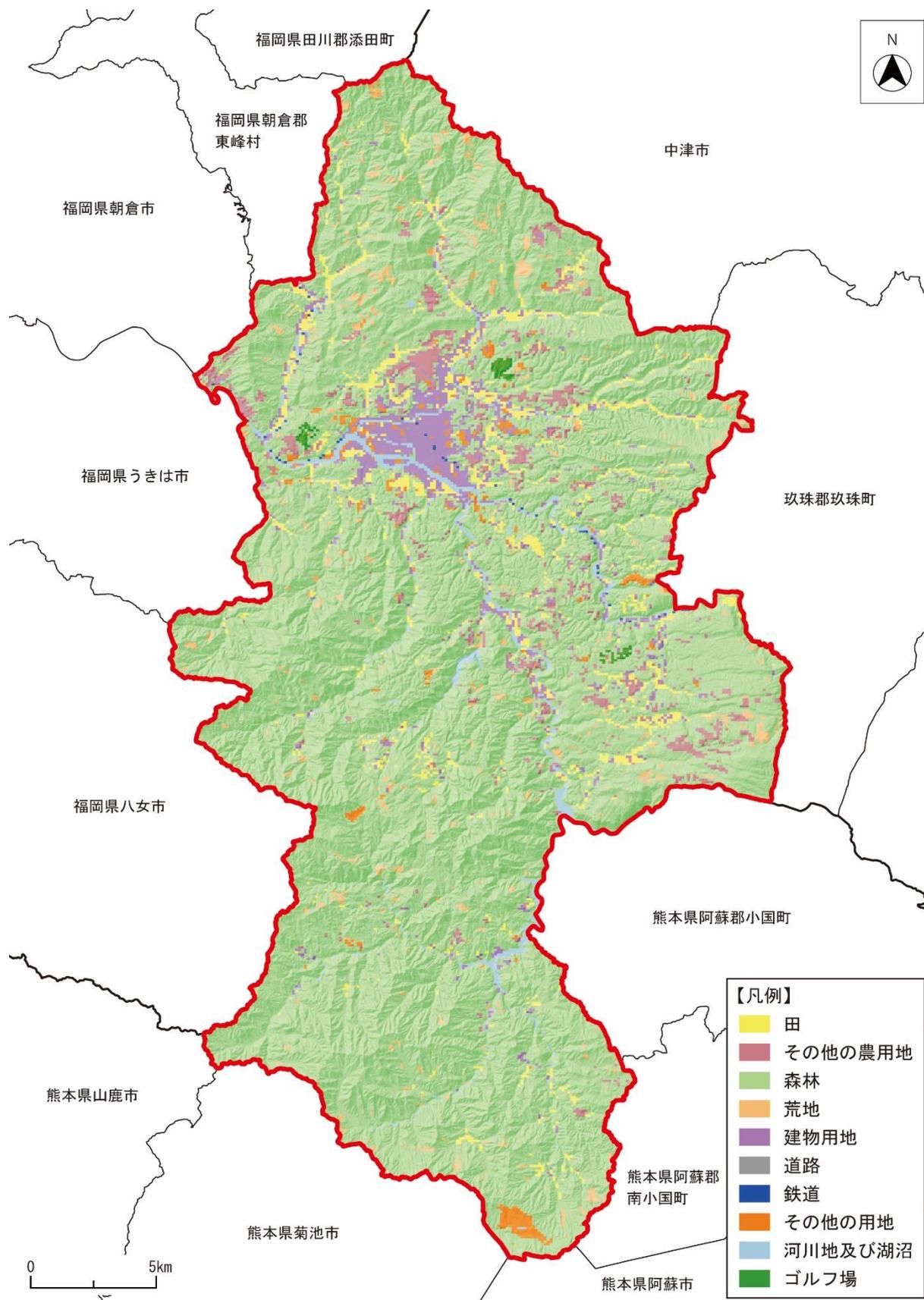
このうち、商業地域の指定を受けている伝統的建造物群保存地区の豆田地区及び隈地区では、天領日田の面影を今に残し、四季を通じて観光客が訪れることから、歴史文化や自然環境と調和した都市景観の形成を図っている。

表 1-1 地目別土地利用状況

地目	田	畑	宅地	山林	原野	竹林	その他	合計
面積	17.9	15.7	14.81	524.42	18.15	7.82	67.23	666.03
割合	2.7	2.4	2.2	78.7	2.7	1.2	10.1	100



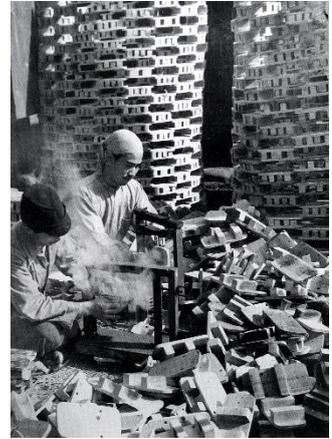
【図 1-9 都市計画図】



【図 1-10 土地利用図】

### (3) 産業

本市では、平坦地から準高冷地までの多様な地形と気候を生かした農業が行われている。基幹となる作物は水稻であり、積極的に野菜、果樹、畜産の産地拡大を目指した台地開発も推進されている。しかし、1戸当たりの耕地面積は少なく、自給的農家や準主業及び副業的経営体の割合が高いことが特徴となっている。また、65歳以上の基幹的農業従事者が全体の7割を超えるなど、高齢化が顕著に見られる。水産業については、豊かな水資源を生かした内水面漁業と観光資源としての活用を図っている。また、林業については、日田地方の気象は樹木の生育に大変適しており、江戸時代以降、急速にスギの植林が進み、日田下駄、家具、漆器などの木工業も盛んに行われ、「日田林業」として、本市の主要産業となっている。



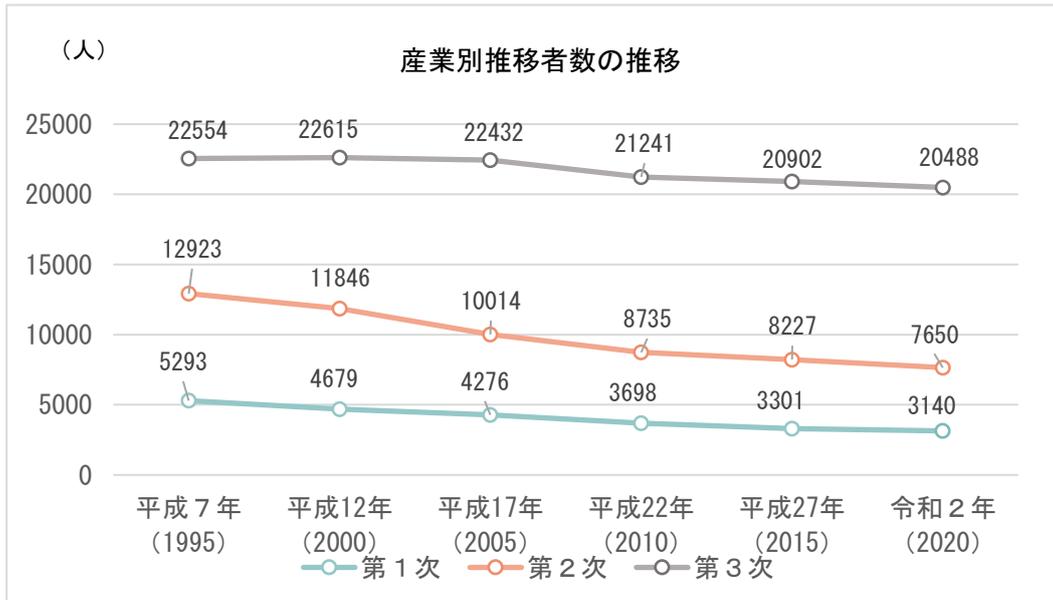
日田下駄の製作の様子

「日田林業」と呼ばれる所以は、火砕流によって形成された腐食に富んだ土壌は排水がよく、杉や檜の生育に適しており、江戸時代以降急速にスギの植林が進み、「日田杉」の名で全国にその名が知れわたるようになったことによるものである。

そして、市内の工業は、市域の約80%が森林という地理的要因もあり、木材や家具、パルプ・紙などの木材関連産業が、事業所数及び従業者数においても高い比率を占めており、基幹産業となっている。さらに、「水郷日田」と称されるように豊富な地下水源を生かした飲料産業の製造品出荷額は本市において大きなウェイトを占めている。

また、かつて天領であった本市では、先述した日田下駄をはじめとする様々な伝統工芸が隆盛していった。江戸時代中期に開窯した小鹿田焼おんたやきは山の水・土・木などの地域資源を活かした焼き物であり、現在、9軒の窯元が家族労働のみで作陶し、伝統的技法による独自の作風を守り続けている。

本市の就業人口総数は、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少、特に若い世代（25歳～34歳）では転入より転出が上回る社会減がみられることに加え、少子化の進行や団塊の世代が現役を退くことによる労働力の減少を受け、令和2（2020）年に実施した国勢調査の結果では31,278人であった。これは同年の生産年齢人口の約97%にあたり、住民の大部分が市内で就労していることがわかる。また、産業別に見ると、第3次産業への従事者が大部分を占めており、第1次、第2次産業の従事者が少ない現状にある。



【図 1-11 日田市の産業別就業者数の推移 (資料：総務省統計局「国勢調査」)】

#### (4) 観光

本市は、古くから北部九州の各地を結ぶ交通の要衝として栄え、江戸時代には天領として西国筋郡代の役所が置かれるなど、九州幕府領の政治、経済の中心地として繁栄し、当時の歴史的な豆田町(国選定重要伝統的建造物群保存地区)の町並みや小鹿田焼(国指定重要無形文化財)の伝統文化などが今なお脈々と受け継がれており、これらは重要な観光資源となっている。



鯛生金山

また、毎年夏に行われる祇園祭では、江戸時代から作られるようになった豪華絢爛な山鉦が隈・竹田地区や豆田地区を巡行し、毎年多くの人々が訪れている。

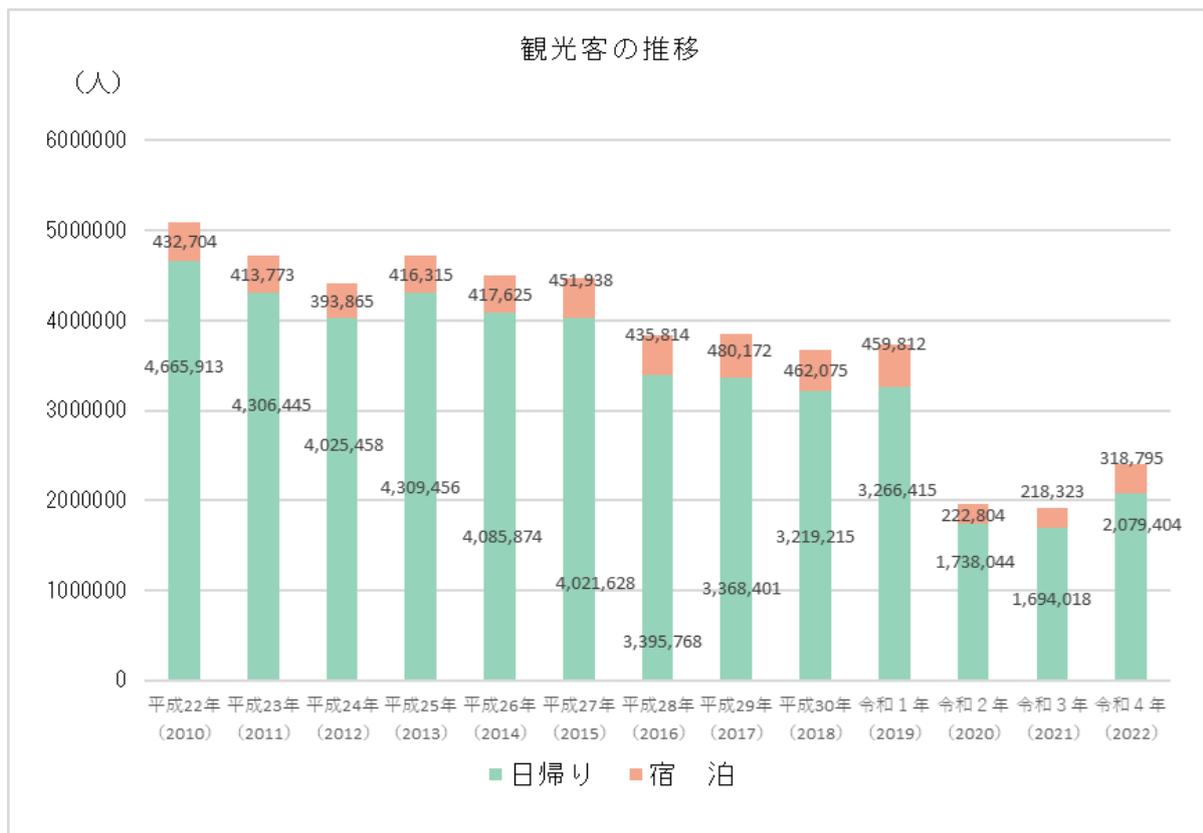
昭和25(1950)年、大分県、福岡県、熊本県にまたがる耶馬、日田、英彦山が国内初の耶馬日田英彦山国立公園に指定され、昭和36(1961)年からは、水と緑と温泉のまちとして、三隈川での情緒を満喫できる遊船での宴と鵜飼の鑑賞を中心とした観光振興に取り組んできた。

以来、観光業は本市における重要な産業の一翼を担っている。

そして、本市には文化財に加えて、歴史ある天ヶ瀬温泉などの温泉をはじめ、鯛生金山の坑道探検や上津江フィッシングパークなど、多彩な観光施設や見所が所在する。

近年では人気漫画『進撃の巨人』の作者 諫山 創 氏の出身地ということもあり、市内にはキャラクターの銅像などの関連スポットが設置され、漫画の舞台を彷彿とさせるロケーションも人気となっている。

今後も、豊かな自然や歴史文化など、様々な特色ある資源をさらに磨き上げるとともに、埋もれている資源を掘り起こし、これらを相互に連携・活用していくことで、新しい人の流れをつくり、地域全体の活性化を図っていくことが求められている。



【図 1-12 日田市の観光客数の推移（資料：日田市『日田市八十年史』）】

### (5) 交通アクセス

本市は北部九州の中心に位置することから、アクセス面において結節点の役割を果たしており、高速道路を利用すれば、福岡市や熊本市、大分市などの主要都市までの所要時間はおよそ1時間である。

鉄道は、JR久大本線が大分から久留米の間を結ぶ。JR日田彦山線は日田と小倉の間を結んでいたが、平成29（2017）年7月の九州北部豪雨で甚大な被害を受けた添田と夜明の間はBRT（バス高速輸送システム）で復旧することが決定し、令和5（2023）年8月に開業した。



BRT

主要幹線道路は国道210号、386号、211号及び212号の4本の交通幹線がそれぞれ放射状に福岡など北部九州の主要都市に通じている。さらに高速道路、九州横断自動車道長崎大分線大分自動車道の開通により県北西部における交通網を確立している。

バスでは福岡方面・大分方面・長崎方面に走る高速バスのほかに、周辺市町村や市内の各地域を結ぶ路線バスや市内循環バス「ひたはしり号」、福祉バス、事前予約制の乗合デマンドタクシーを運行している。

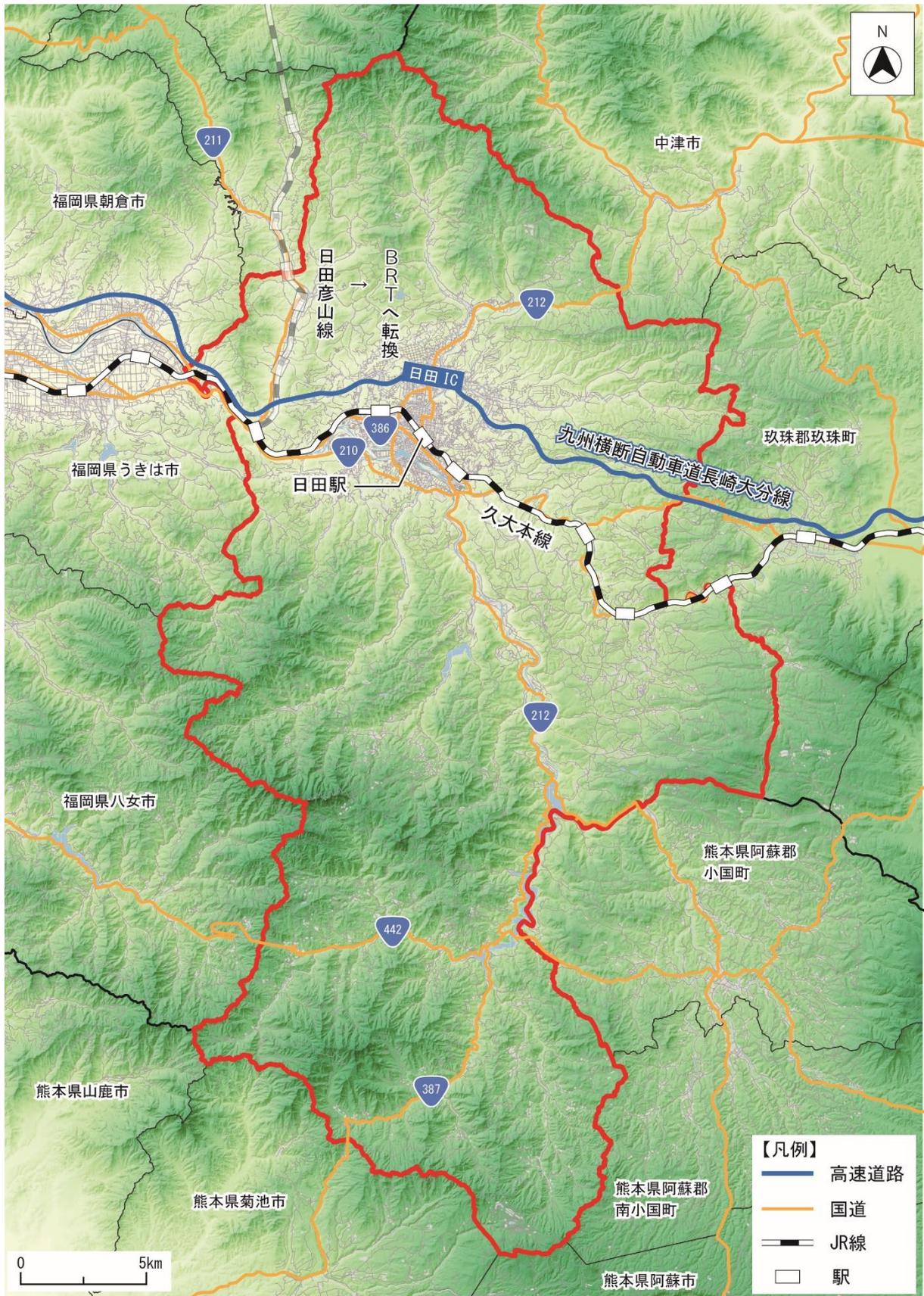
また、40ページの図1-12が示すように、本市の観光客の87%が日帰客であり、行先としては隈・豆田地区に集中していることから、文化財の活用にあたっては、市内循環バス沿線の文化財の紹介、自家用車利用者への案内板の設置、文化財の周遊ルートづくりなどの取組が必要である。

#### **(6) 文化財関連施設**

本市には、文化財関連の施設として、公共の施設が13箇所、民間の施設が2箇所ある。

公共の施設のうち、展示機能がある施設としては埋蔵文化財センター、咸宜園教育研究センター、博物館、日田祇園山鉾会館、豆田まちづくり歴史交流館、天領日田資料館、慈眼山永興寺仏像収蔵庫、小鹿田焼陶芸館、郷土史料館、前津江郷土文化保存伝習施設、天瀬町ふるさと資料館が、その他の公開施設では、旧矢羽田家住宅と行徳家住宅（いずれも国指定重要文化財）がある。

また、民間の施設としては、公益財団法人廣瀬資料館（国指定史跡廣瀬淡窓旧宅及び墓の内の旧宅部分）や草野家住宅（国指定重要文化財）で資料展示や建物内部の公開が行われている。



【図 1-13 交通アクセス図】

### 3. 歴史的環境

#### (1) 通史

##### ① 人々の生活と交易の始まり

本市の歴史は、日田盆地の南東に広がる五馬高原で確認された高瀬Ⅲ遺跡の焚火跡などから34,000年前に遡る。五馬台地一帯では狩猟や採集の生活を示す亀石山遺跡かめいしざんなど多くの旧石器時代の遺跡が確認されている。

12,000年前に始まる縄文時代では、早期・前期・中期の遺跡が五馬高原で見つまっているほか、日田盆地内の三隈川や大肥川、大山川流域などで遺跡が確認されている。また、瀬戸内地方を中心に分布する土器などが見つかり、他地域との交流が行われていたことが分かる。

稲作に代表される弥生時代は、石庖丁などの磨製石器や鏡・武器類などの青銅器、鉄器といった大陸文化が流入した。縄文時代から飛躍的な成長を遂げることとなった。こうした文化は大陸に面している福岡県や佐賀県に流入したのち、これらの地域の影響を受けた文化が地理的に近い日田にも伝来した。本格的な弥生文化の日田地方への伝播は、弥生時代前期後半には始まる。当時の集落は小河川流域や台地上に営まれ、また集落の近くには墓地も造られた。これらの遺跡からは北部九州の影響を受けた弥生土器や石器などが出土し、日田で北部九州と同時期に稲作が始まったことを示すとともに、盛んに交流が行われていたことが分かる。さらに、弥生時代中期には、日田の地を統率する首長が登場し、拠点集落が作られるようになる。日田盆地を見下ろす台地上に位置する吹上遺跡（県指定史跡）では、地域を治める有力者の墓である甕棺墓から銅剣や勾玉、南海産貝輪などの豪華な副葬品が見つかる。



吹上遺跡出土品

##### ② 日田盆地の古墳文化

古墳時代初頭、日田の中心集落となったのは周りに溝を方形に巡らせた集落や豪族居館が発見された小迫辻原遺跡（国指定史跡）である。また、本市では、約70基の古墳が確認されているが、その多くが後期（6～7世紀）の古墳である。中期（4世紀末～5世紀）にも、薬師堂山古墳（県指定史跡）や姫塚古墳（市指定史跡）、丸山古墳（市指定史跡）などといった円墳が築造されるが数は少なく、権力の大きい首長の存在を示す前方後円墳はみられないことから、日田の首長層は筑後川下流域の首長の勢力下に置かれていた。

一方、中期は筑後川を通じた集落レベルの交流により、求来里川流域くくりにがわなどの集落ではカマドが導入され、盆地内の河川沿いなどで鉄作りが行われるようになった。

後期になると日田の古墳にも変化がみられ、本市最大の前方後円墳である朝日天神山古墳群てんじんやま（県指定史跡）のほか、グラウンドヤ古墳（国指定史跡）や穴観音古墳あなかんのん（国指定史跡）、法恩寺山古墳群ほうおんじやま（国指定史跡）といった筑後川下流域の影響を受けた装飾古墳など首長クラスの墓が築造された。



グラウンドヤ1号墳

### ③ 律令国家と日田郡の成立

大宝元（701）年に大宝律令が制定された後、国郡里制が定められ、現在の本市域とほぼ同じ「豊後国日田郡」が成立した。この豊後国の支配には中央から派遣される国司があたり、日田郡の支配は在地の有力豪族の中から選ばれた郡司の日下部氏がたった。

日田の名前がはじめて文献で確認される『豊後国風土記』には、日田郡に駅が置かれたと記されている。駅とは古代官道沿いに設置された交通手段としての馬の乗り継ぎや休憩、使者の宿泊などを行う施設のことであり、日田では三隈川の南岸に位置する石井郷にあったとされる。

日田郡内の律令期の姿を想像させる遺跡は多数発見されており、大波羅遺跡では大型柱列や建物群、文字が書かれた土器（墨書土器）や硯、瓦などが出土しており、郡衙などの日田郡の役所と想定されている。また、建物群や郡司職の名称である「大領」と書かれた墨書土器が出土した小迫辻原遺跡は、郡司の館と考えられている。そのほか、上野第1遺跡では道路や倉庫群とともに「豊馬豊馬」と刻まれた石製品である権（古代の役所で使用された秤に使われたおもり）が出土しており、「石井駅」の候補地である。



大波羅遺跡の柱木

古代において、宇佐神宮領は九州各県にあった。

### ④ 中世社会と大蔵氏

古代において日田を支配していた日下部氏に代わり、中世の武士階級を代表し日田を掌握する郡司職についたのは大蔵氏である。大蔵氏は各地域に配置した同族及び他豪族を統合して、西豊後に一大勢力を築いた。その初期には中央の貴族の庇護を受け勢力を確かなものにし、後期には豊後国守護の大友氏に従いながらも独立を確保していた。

大蔵氏の出自については定説がなく、歴史上に確認できるのは「日田どん」と呼ばれる大蔵永基からである。その後、『豊後国日田郡司職次第』によると、長寛元（1163）年大蔵永宗のとき、日田郡司職を巡る一族内の争いを防ぐため、領地を鳥羽上皇建立の金剛心院の荘園として差し出し、大蔵氏の日田郡支配を確固たるものにした。

日田郡の中で有力な武士として成長した大蔵氏は日田氏を称するようになり、建久5（1194）年に鎌倉幕府から日田の地頭に任じられ、日田の領主となった。弘安8（1285）年に整理された『弘安日田帳』には、日田郡は560町のうち、日田荘500町、大肥荘60町（大宰府安楽寺領）

で、日田荘のほとんどを大蔵氏の一族である地頭職の日田永基が支配していた。この大蔵姓日田氏は、南北朝時代には北朝に味方し、室町幕府4代将軍の足利義持の奉公衆にも選ばれており、幕府との強いつながりがあった。その後、文安元（1444）年に日田氏内部で家督争いが起こり、この大蔵姓日田氏は断絶したが、豊後国守護であった大友氏から養子を迎えて、日田氏を再興した。しかし、天文17（1548）年に、日田親将が大友氏本家の20代当主である大友義鑑に謀反を



日田神社

計画したことが露見したため、親将は自害し、約 500 年にわたり日田郡を治めた日田氏は断絶した。その後、大友義鑑は日田大蔵氏の家臣や庶家であった坂本・財津・羽野・石松・高瀬・佐藤・堤・世戸口氏らを郡老として日田を治めさせ、太閤蔵入地になる文禄 2（1593）年まで、大友氏が日田の地を支配した。

大蔵氏は慈眼山に城を構えて本拠地とし、現在でも慈眼山周辺には「高城」「古城」といった地名が残っている。また、山麓には大蔵氏に関連する遺跡が広がっており、出土した遺物には日常で使われた素焼きの土器のほか、博多を介した中国との貿易を示す輸入陶磁器や渡来銭、鞘や刀といった武具や箸・杓文字などの生活具、基石や独楽などの遊具など多彩な遺物が出土しており、中世日田の往時の様相や実態を知る手がかりとなっている。

## ⑤ 中世の津江

現在の本市の南部を占める前津江町・中津江村・上津江町から北東に連なる大山町にわたる一帯は、古文書などには、安楽寺（大宰府天満宮）の所領として現れる。

しかし、大宰府天満宮によるこの地域の支配は、観応 3（1352）年に専当によって押領された。この専当とは大宰府天満宮がこの地域を支配・管理する実務担当として任命した荘官で、中世においては津江長谷部氏である。

津江長谷部氏は室町期以降、一貫して津江地域を地盤にした在地領主で、戦国期には津江氏を称し、豊後国守護大友氏の被官であったことが、わずかな古文書から判明している。ところが、大友氏は文禄の役で味方を救援せず、撤退したことを豊臣秀吉に咎められ、所領を没収された。大友氏に従っていた津江氏も領地を失い、一族のある者は帰農し、またある者は新たな仕官先を求めた。こうして津江氏の衰退と共にこの地域の中世は幕を閉じ、近世を迎えることになる。



伝来寺庭園

## ⑥ 古代・中世を生きる人々の信仰

本市では中世以前から様々な信仰があった。平安時代では、薬師信仰や観音信仰が盛んになり、酒楽神社にある薬師三尊や永興寺にある観音菩薩像、また吹上観音坐像（市指定有形文化財）などが当時の信仰の姿を伝えている。

特に、慈眼山の中腹にある永興寺は大蔵永季が父永興を供養するために延久年間（1069～1073）に建立したといわれる。平安時代から鎌倉時代に京都や奈良の仏師によって造られた仏像群が遺されており、日田一帯を治めた大蔵氏の栄華を今に伝えている。大蔵氏の後期の隆盛を顕示するのは岳林寺である。康永元（1342）年に 10 代当主の大蔵永貞が元の渡来僧の明極楚俊を開基として創建し、中世に造られた仏像や絵画が今も残っている。



岳林寺

山岳信仰では、英彦山が古くから神の山として信仰され、中世には修験道の道場として栄えた。本市にある烏宿山も女人禁制の霊山として昔から信仰され、山頂に大山烏宿神社が鎮座している。この他にも、日田周辺には仏教に関連した名前の山々があり、山岳信仰の名残である。

また、大山町では、原始仏教の教説を説いた「華嚴經」、「大集經」、「大品般若經」、「法華經」、「涅槃經」からなる五部大乗經の写経が残されており、天台宗の寺院があったことがうかがえる。

そのほか、本市には鎌倉時代から造られるようになる五輪塔や笠塔婆、石仏、宝篋印塔、石幢、板碑、磨崖種子などの石造物が多く残っている。これらの石造物は、往時の人々の信仰をうかがい知ることができる重要なものである。

三隈川流域では、日田五箇所と呼ばれる宇佐神宮領が11世紀前半に開発され、大原八幡宮が宇佐八幡系における日田地方の総社である。一方、平安時代末から太宰府天満宮の荘園となっていた前津江町・中津江村・上津江町から大山町にわたる一帯には、太宰府系の老松天満社が多く残されており、津江七社と呼ばれる。津江地域は雷が多かったことから、雷神の要素も兼ね備えた天神の菅原道真が老松神の名前で、人々に受け入れられ、今も信仰されている。

## ⑦ 日田の町並みの形成

文禄2（1593）年に大友氏が改易された後、日田は豊臣秀吉の直轄地である太閤蔵入地となった。翌年の文禄3（1594）年、秀吉の代官として派遣された宮木長次郎が日隈山に日隈城を築いた。宮木氏は田島村にあった町場を日隈城の城下に移して三隈川の右岸に隈町をつくった。隈町の中心ではこの三隈川沿いに商家が軒を連ねた。また、町の南北には寺院を配置し、東西南北の入口には門を造り、通行人を規制していた。また、現代まで日田で継承されている鵜飼は、この時期に始まったといわれる。



豆田町

慶長元（1596）年、宮木氏の後には、毛利高政、黒田孝高（家臣の栗山利安が在城）が日隈城の城主となって支配したが、後に日田郡北部の夜開郷・渡里郷は小川光氏、南部の刃連郷・石井郷は幕府領で毛利氏預かり、有田郷は森藩領となった。

慶長6（1601）年、小川氏は月隈山に丸山城を築き、城下町として丸山町を造った。元和2（1616）年になると、譜代大名の石川忠総が日田に入り、丸山城を永山城と改め、城下町として中城村に豆田町をつくった。豆田町の中心の南北に走る通りは、上町と下町と呼ばれていた。通りに面して、各町が配置されており、川端町や風呂屋町などの名前が付いていた。

近世の日田の町並みの基礎を築いた隈町と豆田町は、日田が天領となった後、経済の中心地として栄えた。

## ⑧ 日田代官による支配

寛永 10 (1633) 年、石川氏が下総佐倉に転封となると、日田は大名預かり地となり、寛永 16 (1639) 年、天領となった。日田の代官所は永山布政所や日田御役所と呼ばれ、永山城のふもとに置かれた。

歴代の日田代官のうち、池田喜八郎の享保 2 (1717) 年に支配地は 10 万石となった。享保 9 (1724) 年に代官となった増田太兵衛以降は、日田代官所が九州の豊前・筑前・肥後・日向などの天領の支配の拠点となり、四日市 (現在の宇佐市)・富岡 (現在の熊本県苓北町)・富高 (現在の宮崎県日向市) の代官を兼任した。

また、享保 19 (1734) 年に代官となった岡田庄太夫の時には、幕府財政再建のため徴税政策や助合穀銀などが実施され、農民の負担が増大した。延享 3 (1746) 年に、馬原村庄屋の穴井六郎右衛門を中心として岡田代官の更迭を求めた「馬原騒動」といわれる百姓一揆が起きた。その後、宝暦 8 (1758) 年に代官となった岡田庄太夫の次男揖斐十太夫は、明和 4 (1767) 年に西国筋郡代に昇格した。これは関東・美濃につづき全国で 3 番目に設置された役職で、九州における天領の支配にあたった。

文化 14 (1817) 年、塩谷大四郎が代官となり、文政 4 (1821) 年に郡代に昇格した。塩谷代官は、現在も利用されている小ヶ瀬井路の開削、隈川・中城川の改修と通船、日田－玖珠間の道路改修、周防灘沿岸の新田開発などの公共事業に努めた。小ヶ瀬井路の開削には豆田町の廣瀬久兵衛や草野忠右衛門などが世話人として願い出て、農民や商人などの民間からの出資で実施された。この小ヶ瀬井路ができたことにより、近隣農村の田畑が潤い、干ばつの被害がなくなった。小ヶ瀬井路以外にも現在の本市内には江戸時代に整備された水路が多く残っており、「水郷日田」の由縁となっている。そのほか、文政 2 (1819) 年、塩谷代官の発案により、豆田町及び隈町の豪商が協力し、災害などに備えて米を蓄えておく隠徳蔵を設けた。他にも、目が不自由な人の養育のため、盲人養育田も設置した。



小ヶ瀬井路

元治元 (1864) 年に着任した最後の日田代官が窪田治部右衛門である。江戸時代末の動乱の時期にあったため、農兵隊を組織するなど代官支配の維持を図った。集まった農兵隊の教育・訓練の拠点は後述する咸宜園の東塾におかれた。形式上は咸宜園の塾生となるも、目的が異なる農兵隊の存在に咸宜園の運営は大いに乱れた。慶応 4 (1868) 年に四日市の代官所が焼き討ちされ、その報告を聞いた窪田は肥後に逃亡した。

### ⑨ 江戸時代の交通と日田商人の活躍

日田は北部九州のほぼ中心に位置し、古くから交通の要衝であった。近世においては、日田代官所を起点として、各城下に向かう六つの陸上交通路が使われていた。

【表 1-2 近世の陸上交通路一覧】

①	宇佐・中津方面	豊前国宇佐宮路 中津城路 石坂石畳道（県指定史跡）
②	彦山・小倉方面	彦山路 小倉城路 岳滅鬼新道
③	筑前・福岡方面	筑前国路 福岡城路 小月橋
④	筑後・久留米方面	筑後国高良山路 久留米城路 加々鶴新道 筏場眼鏡橋
⑤	肥後阿蘇・熊本 豊後竹田方面	肥後国阿蘇山路 隈府道 熊本城路 直入郡岡城路 台神社の石畳（市指定史跡） 曾田の台
⑥	玖珠方面	玖珠郡森宮路 川原隧道と石畳（県指定史跡）



【図 1-14 近世の陸上交通路】  
(図中の番号は上記の六つの陸上交通路の一覧と対応している)

陸上交通路には難所がいくつかあり、商人や地域の農民たちが力を合わせて、石畳道や隧道、石橋を造った。また、文政8（1825）年に小ヶ瀬井路が完成した後、川を利用した水運である日田川通航が実現した。豆田町の中城河岸や隈町の竹田河岸から年貢米や特産物が運ばれ、長崎に到来した中国の文物が日田経由で大坂や江戸に運ばれた。

近世初期に築かれた城下町である豆田町や隈町には、陸上交通を利用して多くの商人が集まり、活発な商業活動が行われた。最初は周辺地域との農産物の取引から始まり、やがて産物仲介業が盛んとなった。こうした資本を基として、金融貸付業を行うようになり、さらには九州各藩の御用を勤める「御用達」になることによって、幕府の公金を取り扱う「掛屋」が誕生した。この当時の日田の金融資本は「日田金」と呼ばれ、九州諸大名を相手に利益を上げ、日田は九州の金融の中心地となった。



石坂石畳道

有力商人には、豆田町に丸屋（千原家）・博多屋（廣瀬家）・伊予屋（手嶋家）・升屋（草野家）・俵屋（合原家）、隈町に京屋（山田家）・鍋屋（森家）があり、金融業のほか、それぞれ製蠶、油製造・醸造（醤油・酒）など広く営んでいた。豆田町や隈町が大火や水害などの多くの災害に見舞われたことから、これらの有力商人の住宅の中には、災害に強い居蔵造と呼ばれる建物構造としたものもあり、今も豆田町に残る草野家住宅などに見ることができる。

また、日田の商人が経済的に豊かになることで、整備された交通網を通じて、様々な文化人も日田を訪れ、俳諧や茶道、華道など文化的な活動が盛んになった。

## ⑩ 天領日田と産業、伝統行事

人々の往来が多かった天領日田では、経済だけではなく、産業や文化も発展した。豊臣秀吉の代官である宮木長次郎がもたらしたといわれる鶺鴒は、江戸時代を通して代官に庇護され、現在は観光鶺鴒として本市の代表的な夏の風物詩である。

小鹿田焼は、江戸時代中頃に小石原焼（現在の福岡県朝倉郡東峰村）の陶工であった柳瀬三右衛門らによって開窯された李朝系の民陶である。元文2（1737）年に、代官の許可を受け、以来300年余り伝統的な技術が継承されている。

本市に今も伝えられている伝統行事に、江戸時代を起源とする日田祇園がある。祇園会自体は古くから行われていたが、山鉦が曳き廻されるようになったのは正徳4（1714）年から、山鉦の台で演奏される祇園囃子は文化14（1817）年頃に始まった。現在、豆田・隈・竹田の各地区で計9基の山鉦が毎年7月20日過ぎの土日に巡行し、豪華絢爛な見送り幕などに往時の天領日田の繁栄を偲ぶことができる。



日田祇園

## ⑪ 近世の農村の暮らし

農村では、自然災害による飢饉や伝染病の流行など、人々の生活は過酷であった。大蔵永常は若い頃の大飢饉をきっかけに、九州諸国を転々とし、農民に役立つ作物の栽培・加工方法などを学んだ。後に大坂に渡り、農民にも分かりやすい栽培方法が記された農業書を数多く刊行した。さらに田原藩（現在の愛知県）や、浜松藩（現在の静岡県）に農業指導者として招かれ、晩年は江戸で集大成ともいえる『広益国産考』を刊行した。大蔵永常の功績により、日本の農業技術は向

上した。

農村に住む人々は、雨乞いや豊作祈願、無病息災などを神仏に祈り、祭りを行ってきた。今でも秋の祭日に合わせて奉納される楽が本市の各地域で行われている。天瀬町のくにち楽、前津江町の大野楽、三ノ宮町の磬戸楽など、杖を用いたものや河童の所作をするものが伝わっている。他にも、中津江村では中世に起源をもつ<sup>まと</sup>つほがし祭と餅搗祭などが伝えられる。

江戸時代、日田の山林は、幕府直轄の御用林として確保されていた。相良吉三郎<sup>さがらきちさぶろう</sup>は竹を筏に組んで三隈川を西に下り、川下の地域で材木や竹を売る「竹木旅出商売」をはじめ、日田の林業を大きく前進させた。また、『相良家文書』によると、享保 19 (1734) 年に吉三郎が日田郡入江村の3兄弟を日向国の<sup>ひゅうがのくに</sup> 奈須山の<sup>なすやま</sup> 木材伐採の折に派遣し、スギ苗の植え付けや伐採などの方法を学ばせたことにより、日田にて本格的なスギの植林が始まったとされている。水運が発達した後、本市への木材需要が高まり、紙の原料となるコウゾやろうそくの原料となるハゼなどの商品作物栽培も拡大していった。その後、大正時代には日田下駄の生産が増加し、昭和時代には日田漆器や日田家具の生産が増加するなど、「日田林業」と称される所以となった。



木材搬出の様子

## ⑫ 廣瀬淡窓と咸宜園

天明 2 (1782) 年、廣瀬淡窓<sup>たんそう</sup>は豆田町の商家である博多屋（廣瀬家）の第五世三郎右衛門の長男として生まれた。幼少から父に書道や四書の句読<sup>くとう</sup>を教わり、10 歳のときに漢詩を学んだ。16 歳になると、福岡の亀井南冥<sup>ななめい</sup>・昭陽<sup>しょうよう</sup>親子の亀井塾に入門し、学問や詩作に励んだが、18 歳のときに大病を患い、志半ばで日田に帰った。

文化 2 (1805) 年、24 歳のときに教育者を志し、豆田町の長福寺<sup>ちやうふくじ</sup>の学寮で塾を開いた。その後、豆田町の成章<sup>せいしようしや</sup>舎や豆田裏町の桂林園<sup>けいりんえん</sup>などに場所を移し、文化 14 (1817) 年、36 歳のときに堀田村に咸宜園を開いた。咸宜園には全国から門下生が集まり、嘉永 5 (1852) 年には塾の在籍者が 233 名と、最盛期を迎えた。安政 3 (1856) 年に淡窓が亡くなった後も、廣瀬青邨<sup>せいそん</sup>や林外<sup>りんがい</sup>などの養子や門下生たちが塾主を引き継ぎ、明治 30 (1897) 年に閉塾するまで咸宜園は 80 年存続した。全国 60 か国以上から 5,000 名を超える門下生が集まった近世日本最大の私塾であり、咸宜園の門下生には、近代日本の夜明けに活躍した人物が多く存在している。



廣瀬淡窓

咸宜園では、入門時に身分・年齢・学歴を問わない「<sup>さんだつぽう</sup>三奪法」や毎月の成績評価「<sup>げったんひょう</sup>月旦評」などにより、門下生たちを平等に教育していたとされる。咸宜園教育の特色は、長年にわたる教育実践の中で創り上げた教育のシステムにあり、その代表的なものが前述の「月旦評」や「規約 (82 則)」の作成、塾の自治運営のための役割を門下生に与えた「<sup>しよくにん</sup>職任」制度、詩作の奨励 (情操教育) などである。

咸宜園跡は、昭和7（1932）年に国史跡に指定、平成27（2015）年には咸宜園跡や廣瀬淡窓に関する文化財などが、「近世日本の教育遺産群-学ぶ心・礼節の本源-」のストーリーの一部として日本遺産に認定され、咸宜園での教育は今も本市の人々に受け継がれている。

### ⑬ 日田市の誕生

慶応3（1867）年の大政奉還により幕藩体制が崩壊すると、日田は新しく「日田県」となった。初代日田県知事には薩摩藩士松方正義<sup>まつかたまさよし</sup>が就任し、町人たちの協力を得て身寄りのない乳幼児を保護する養育館の建設を行った。また、産業を興すため県営の質屋兼両替商の機能を持つ生産会所を設立し、植林や養蚕の奨励、道路や橋梁の修繕、小ヶ瀬井路の改修などを実施した。

一方、明治3（1870）年11月17日に日田県一揆（竹槍騒動）が勃発した。この一揆は明治2（1869）年の大凶作により多数の餓死者が出たにも関わらず、政府の救済策はなく、逆に大增税を行ったことに起因するものであった。一揆は数千名から1万名の農民が加わって、3日間にわたり続き、多くの建物が焼き討ちや打ちこわしに合い、死傷者も多数出た。騒動が収まった後、明治4年（1871）年2月には、関係者5名が処罰された。

明治4（1871）年には日田県は大分県に編入され、明治34（1901）年には豆田町と隈町が合併して日田町となった。その後、昭和15（1940）年に市制を施行、昭和30（1955）年、平成17（2005）年の合併を経て、現在の日田市となっている。

戦時下の日田には、本土決戦に備えて、北九州から日本陸軍の兵器工場である小倉陸軍造兵廠<sup>こくらりくぐんぞうへいしょう</sup>が移転された。当時、九州地方には北九州の八幡製鉄所などが攻撃の標的となる中、日田でも清岸寺町や有田で空襲や銃撃を受け、数名の死傷者が出た。

こうした戦争の悲惨さを語るものとして、月隈山をはじめ、市内各所には現在も多くの防空壕が残っている。

大規模な空襲を免れた日田は迅速に戦後復興が行われ、昭和24（1949）年、本市が「重要木工集団地」として、更に翌25（1950）年には「耶馬日田英彦山国定公園」の指定を受け、木材資源を中核とする内陸型産業都市及び観光都市としての性格が打ち出された。



月隈山の防空壕

### ⑭ 近代産業の発展

明治時代は河川交通が主流の時代でもあったが、明治36（1903）年に筑後馬車鉄道が開設され、大正5（1916）年には日田と久留米を走る「筑後軌道」と呼ばれる鉄道が敷設された。その後、昭和3（1928）年に久大本線<sup>きゅうだいほんせん</sup>（現在のJR久大本線）が延伸されて廃線となった。筑後軌道が久留米-日田間をつないだ期間は15年という短い間であったが、物資の運搬だけでなく、人の動きや文化の流入にも大きな影響を与えた。現在は、高井町の逆谷橋<sup>さかたにばし</sup>や丸の内町の転車台などにその名残が見られる。



高井町の逆谷橋

日田における産業構造は近世から変わることなく、林業や木工業が中心であった。明治維新後の近代化による生活様式の変容は、木材需要の高騰を生み、明治25(1892)年には全森林面積の20%であった杉の人工林は、昭和初期には50%にも達した。そのほか、鯛生金山や女子畑発電所が明治期を代表する産業遺産として、今もその姿を残している。

中津江村にある鯛生金山は明治27(1894)年に発見され、明治31(1898)年、採掘が開始された。その後、大正7(1918)年には当時としては類を見ない近代的な設備を導入し、アメリカ、ロシア、アジア各国の人々をハンターとして招き入れて大掛かりな採掘が行われた。そして、新鉱脈の発見もあって昭和12(1937)年には国内第一位の産出量を記録し、「東洋一の産金鉱山」としてその名を馳せた。第二次大戦後は産出量が下降し、昭和47(1972)年に75年の歴史を閉じたが、現在も坑道や製錬所、石風呂などが残っている。

天瀬町女子畑では明治45(1912)年に発電所が起工、大正2(1913)年に完成し、当時の日田郡内に広く電力を供給した。現在も稼働している女子畑発電所は、今日の九州電力株式会社の出発点にもなり、現在も大正時代の建造物が残る。

## (2) 災害史

山間部にある日田は、中新世紀以降の火山活動により誕生した地形で、侵食作用により急傾斜地が多い。そのため、集中豪雨や長雨が続きと傾斜の急な周囲の山々から大量の雨水が一気に三隈川に流れ込み、幾度となく水害に見舞われてきた。洪水による被害の大きさは、古代から日記や記録に残されており、10世紀中頃の記録が最も古いものである。

明治以降では、明治22(1889)年、大正10(1921)年、昭和28(1953)年に大洪水があり、その中でも特に昭和28(1953)年6月の大洪水では、日田地方に降った猛烈な大雨によって三隈川が氾濫し、その流れを塞ぎ止めた三隈大橋から激流が市街地に流れ込み、市街の9割の家屋が浸水したほか、死者・行方不明者19人、流出家屋571棟などの大きな被害を残した。この大洪水の後、三隈川の拡幅などの大規模な改修や、上流に松原ダムと下笠ダムの建設が行われ、市民の安全が図られることとなった。また、令和6(2024)年には、三隈川沿いの斜面で、明治22(1889)年の洪水を記録した石碑が確認され、水害を伝える貴重な文化財の一つである。



水害の様子を伝える石碑

平成24(2012)年、平成29(2017)年、令和2(2020)年にも洪水は発生し、生活や観光に大きな影響を及ぼした。平成24(2012)年の豪雨では、小鹿田焼の里(国選定重要文化的景観)の池ノ鶴地区で棚田や河川の石積みが崩壊、石坂石畳道(県指定史跡)では路肩が崩れ、石畳が流失する被害が生じた。また、県内最古の石造アーチ橋であった筏場目鏡橋(県指定有形文化財)が平成24(2012)年と令和2(2020)年の豪雨で2度にわたって被災し、復旧が不可能と判断され、指定解除となった。このように、日田を流れる川は人々に恵みをもたらす反面、今日まで多くの被害をもたらしている。

また、平成29(2017)年豪雨では、豆田町(国選定重要伝統的建造物群保存地区)で花月川から取水している城内川の溢水により多くの家屋が浸水するなどの被害があった。小鹿田焼の里

(国選定重要文化的景観)においては、平成29(2017)年と令和5(2023)年の豪雨で焼き物の陶土を作る唐臼の破損・流失や棚田の崩壊などの被害が発生した。

さらに台風被害にも度々見舞われており、特に平成3(1991)年9月の台風19号では、昭和19(1944)年の統計開始以来の第1位の瞬間最大風速を記録し、農林業に甚大な被害をもたらした。

このほか、火災についても、多数発生していることが江戸時代以降の記録に残っており、住宅密集地であった豆田町や隈町が被害に遭い、多数の命が奪われた。隈町の田中町には、大火で亡くなった人々のために塩谷代官によって建てられた供養碑が残っている。

風水害や火災以外では、古くは天武天皇8(679)年に筑紫地震による崩落で天瀬に温泉が湧いたことが豊後国風土記に記されている。平成28(2016)年の熊本地震では永山城跡(県指定史跡)の石垣が一部崩落し、石材が遊歩道をふさいだが、平成30(2018)年に修理が完了した。



【表 1-3 日田市の主な水害記録(～昭和時代)】

永山城跡の被災状況

年月	詳細(被害状況)
天慶元(938)年7月	会所宮善神王社、大原社の惣門が流される。
至徳3(1384)年8月	玖珠川三日三晩の大洪水、至徳の赤水。 8月15日から1か月雨止まず、死者800名余。
天正6(1578)年	玖珠川氾濫日田村中一面水浸し。
天正8(1580)年4月	日田郡五馬荘竹首渡、雨水にて河水増大渡ることを得ず。
慶長19(1614)年	大洪水。
享保5(1720)6月	21日と23日。大雨、豆田一面水没、床上浸水、600戸。
享保7(1722)年7月	2日と8日。大水。
享保10(1725)年5月	隈・豆田両町大水。114人流される。
享保13(1728)年6月	大水。
享保17(1732)年閏5月	大水。小野川より豆田、床上浸水。
寛保2(1742)年7月	隈川原町6軒流失。
延享2(1745)年7月	5日と13日。町中全面。床上浸水。
寛延2(1749)年5月	16日と20日。大水。
寛延3(1750)年6月	大水。田畑流失おびたしい。
宝暦4(1754)年5月	大水。
宝暦5(1755)年5～6月	5月13日～6月21日まで長雨。
宝暦10(1760)年5月	大水。
安永5(1776)年5月	享保17(1732)年時より1尺高い水位。
天明8(1788)年6月	隈・豆田両町大水。竹田河原の材木約1万流失。40年来の洪水。

年月	詳細（被害状況）
寛政3（1792）年	大水。
享和2（1802）年5月	豆田大水。豆田町が川のように水が流れる、長福寺や俵屋藤四郎宅が浸水。
文化2（1805）年4月	14日。大雨、玖珠川・大山川大水。
文政11（1828）年7月	大雨、竹田村の米蔵流失。
天保11（1840）年6月	日田・玖珠大洪水。
嘉永3（1850）年5月	5月。長雨で晴れ間なし。大水。
安政5（1858）年	豆田町水害。
慶応2（1866）年6月	友田・草場・渡里・羽野・用松・財津で大きな被害。花月川に架かる大橋（一新橋）・殿橋（御幸橋）が流失、台霧築が壊れる。
明治2（1869）年6月	小国・津江で多数の死者、隈川洪水。
明治18（1885）年6月	大洪水。
明治22（1889）年7月	大雨。6月16日から20日間雨。死者22名、建物流失324戸、橋破損137本。
明治33（1900）年7月	5日大雨。豆田・隈で死者2名。19日大水。死者8名、三芳の民家2棟流失。
大正10（1921）年	隈町大水。
昭和28（1953）年6月	25日～29日に豪雨。降水量702.9mm。三隈川が氾濫、市街地が浸水。

【表 1-4 日田市の主な火災記録】

年月日	詳細（火元・被害等）
元禄6（1693）年6月22日	隈町高倉吉兵衛方から出火。家150軒焼失、原因は雷。
元禄12（1699）年2月25日	隈町大火。川原町正兵衛方から出火。川原町・紺屋町・中町。
宝永7（1710）年12月6日	我有木喜三郎方から出火。隈町・上横町・紺屋町・中町。
正徳2（1712）年12月3日	吉兵衛向馬屋から出火。紺屋町・我有木町。
享保11（1726）年3月14日	室町東の浦出火。
享保14（1730）年7月1日	中城町出火。家30軒焼失。
享保15（1731）年2月12日	隈川原町出火。家42軒焼失。
享保15（1731）年10月19日	隈裏川原火事。
享保15（1731）年11月26日	浄法寺の下で火事、10軒焼失。
宝暦4（1757）年5月3日	鶴河内村出火。庄屋ほか10軒、小屋20軒焼失。
宝暦7（1757）年10月20日	今泉出火。家14軒、小屋11軒焼失。
明和9（1772）年7月20日	豆田町大火。丸屋幸右衛門方から出火。
明和9（1772）年冬	豆田中城町。
安永7（1778）年4月26日	隈町大火。隈から上竹田まで320軒焼失。照蓮寺、浄満寺、

年月日	詳細（火元・被害等）
	西教寺焼失。
寛政8（1796）年2月20日	中町から出火。被害は少ない。
文化12（1815）年10月7日	隈町大火。田中町舟守徳三郎方から出火。横町・田中町・我有木町・竹田村残らず焼失。照蓮寺で17人焼死。 ※代官所や各町有志から金銀4貫500目、銭565貫文供出。鍋屋（森家）は被災各戸に5升または3升の米を配布。
文政2（1819）年12月13日	竹田村裏川原出火。
文政5（1822）年2月28日	隈町大火。田中町裏屋敷出火。
明治11（1878）年1月23日	隈町大家。紺屋町風呂屋から出火。138軒焼失。
明治13（1880）年	豆田町大火。60軒焼失。
明治20（1885）年	豆田町大火。20軒焼失。
明治39（1906）年4月3日	隈町出火。田中町大清。

## 第2章 日田市の文化財の概要

### 1. 日田市の指定等文化財

#### (1) 指定等文化財の件数

本市の指定等文化財の件数は、令和5（2023）年6月1日時点で185件である。その内訳は国指定等55件、県指定等41件、市指定89件である。類型別では、有形文化財が110件と最も多く、次いで記念物55件、民俗文化財10件、無形文化財と文化的景観、伝統的建造物群の指定・選定はそれぞれ1件となっている。文化財の保存技術は現在選定無しの状況である。

また、平成27（2015）年に日本遺産の認定を受けた「近世日本の教育遺産群-学ぶ心・礼節の本源-」の構成文化財のうち6件が市内に所在している。日本遺産についての詳細は後述する。

【表 2-1 指定等文化財の件数】

種別		国			県		市	総計	
		指定・選定	選択	登録	指定・選定	選択	指定		
有形文化財	建造物	5	-	29	2	-	13	49	
	美術 工芸品	絵画	0	-	0	1	-	6	7
		彫刻	5	-	0	4	-	14	23
		工芸品	0	-	0	4	-	2	6
		書跡・典籍	0	-	0	2	-	3	5
		古文書	0	-	0	1	-	5	6
		考古資料	1	-	0	9	-	4	14
		歴史資料	0	-	0	0	-	0	0
		11	-	29	23	-	47	110	
無形文化財		1	0	0	0	-	0	1	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	-	0	0	-	1	1	
	無形の民俗文化財	1	3	0	5	2	5	16	
		1	3	0	5	2	6	17	
記念物	遺跡（史跡）	6	-	0	7	-	16	29	
	名勝地（名勝）	1	-	0	1	-	0	2	
	動物、植物、地質鉱物 （天然記念物）	1	-	0	3	-	20	24	
		8	-	0	11	-	36	55	
文化的景観		1	-	-	-	-	-	1	
伝統的建造物群		1	-	-	-	-	-	1	
総計		23	3	29	39	2	89	185	

※ 令和6（2024）年6月1日時点での数値。

※ 「-」は法及び条例上、指定等の制度がないもの。

※ 所在地が県外にわたるものは「正月行事」「背負運搬用具」「傀儡子の舞及び相撲」が含まれるのでここでは「所在地が県内のものに限る。」

## (2) 指定等文化財の概要

### 1) 有形文化財

有形文化財は 110 件（建造物 49 件、美術工芸品 61 件）である。

国指定重要文化財は、建造物が 5 件、美術工芸品が 6 件（彫刻 5 件、考古資料 1 件）である。

建造物は、<sup>ぜんしつつきさんげんしやながれづくり</sup>前室付三間社流造の構造形式を持ち、延久 3（1071）年の創建と伝わる九州最古の中世神社建築である<sup>おおのおいまつ</sup>大野老松天満社旧本殿や、元禄期の商家建築である草野家住宅と長福寺本堂、行徳家住宅、旧矢羽田家住宅の計 5 件が指定されている。

美術工芸品の彫刻は慈眼山に伝わる仏像群で、永興寺の本尊とされる木造十一面観音立像や「日田どん（大蔵永季）」をモデルとしたとされる<sup>もくぞうとぼつびしやもんでんりゅうぞう</sup>木造兜跋毘沙門天立像などの彫刻が 5 件（8 軀）指定されており、全て慈眼山仏像収蔵庫に保管されている。考古資料は、吹上遺跡の墳墓群から出土した 577 点を数える吹上遺跡出土品が指定されている。

県指定の有形文化財は 23 件（建造物 2 件、美術工芸品 21 件）、市指定の有形文化財は 47 件（建造物 13 件、美術工芸品 34 件）である。特徴としては、応永 10（1403）年の銘のある木造阿弥陀如来坐像、<sup>たまらい</sup>玉来神社神像（県指定）、吹上観音坐像、<sup>がくりんじもくぞうみるくぼさつざぞう</sup>岳林寺木造弥勒菩薩坐像（市指定）など、寺社に伝わる中世にさかのぼる彫刻、また<sup>いしいじんじやどうぼこ</sup>石井神社銅鉾やガランドヤ古墳出土品（県指定）、有田古墳出土一括遺物、伝姫塚古墳出土鉄剣（<sup>だこうけん</sup>蛇行剣）（市指定）などの考古資料が多くを占める。このほか、<sup>そうざぶろうだいじんぐうごりんどうぼつげたりかくとうぼ</sup>草三郎大神宮五輪塔婆附角塔婆（県指定）、<sup>くくりにかさとうぼ</sup>求来里笠塔婆、大野老松天満社<sup>ぎやくしゅうとう</sup>逆修塔、永平寺跡<sup>いひし</sup>板碑（市指定）のような石塔類が多いことも特徴である。

国登録有形文化財は 29 件である。このうち隈町に所在する山田家住宅や後藤家住宅は、隈町が商人の街として栄えた時期の雰囲気を残す商家建築である。また、隈まちづくりセンター黎明館は大正 5（1916）年に大分銀行日田支店として建築された本格的洋風建築であり、現在、まちづくりセンターとして各種のイベントが行われている。

このほか、岩尾家住宅（旧日本丸製薬所）、井上酒造店舗兼主屋、井上家住宅、宇野家住宅のような店舗や住宅、長善寺鐘楼門、老松天満社の社寺建築が登録されている。



大野老松天満社旧本殿



黎明館



ガランドヤ古墳出土

## 2) 無形文化財

無形文化財は1件である。国の重要無形文化財に指定されている小鹿田焼は江戸時代中期に柳瀬三右衛門、黒木十兵衛らによって開窯された窯業技術で300年以上の歴史を持つ。現在、9軒の窯元により窯の火が守られている。



小鹿田焼

## 3) 民俗文化財

有形の民俗文化財は1件である。おきあげ人形製作資料が市指定となっており、明治時代以降の文化財である。

無形の民俗文化財は15件（国指定1件、国選択3件（所在地が県内のものに限る）、県指定5件、県選択2件、市指定5件）である。国指定は日田祇園の曳山行事の1件、県指定は鶺鴒や磐戸楽、大野楽、本城くにち楽、大原八幡宮御田植祭の5件で、祭礼行事、神事芸能が多く指定されている。市指定は有田町若八幡社やっこ振り行列、烏宿神社はだか参りのほか、出口本村楽、出口袋七夕楽、五馬楽が指定されている。国選択は豊後の水車習俗と大原八幡宮の米占い行事、大分の鍔絵習俗の3件（所在地が県内のものに限る）、県選択は宮園津江神社の祭りである老松様の餅搗祭、老松様の的ほがし祭の2件である。指定状況を概観すると神社の神事芸能や豊後の水車習俗にかかる指定等がある。



日田祇園の曳山行事



鶺鴒

## 4) 記念物

遺跡（史跡）は29件（国指定6件、県指定7件、市指定16件）である。国指定は咸宜園跡、廣瀬淡窓旧宅及び墓、穴観音古墳、法恩寺山古墳群、ランドヤ古墳、小迫辻原遺跡の6件である。県指定は川原隧道と石畳、城山古墳、永山城跡などの7件、市指定は丸山古墳、筑前台岩木壘遺跡、台神社前旧往還石畳道、小竹供養塔などの16件が指定されている。特徴としては、本市の先哲である廣瀬淡窓に関わる史跡2件が国指定されているほか、古墳や集落、街道に関わる史跡が多く、本市が古くから交通の要衝であったことを裏付けている。



咸宜園跡

名勝地（名勝）は2件（国指定1件、県指定1件）である。国指定では、中津市を中心とした広範囲に広がる景勝地である耶馬溪のうち、本市では一尺八寸山の一部が指定範囲となっている。県指定では伝来寺庭園の1件が指定されている。

動物・植物・地質鉱物は24件（国指定1件、県指定3件、市指定20件）である。国指定では、小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び



耶馬溪

埋没樹木群、県指定は津江神社のスギと自然林、高塚地蔵のイチョウ、鞍形尾神社の自然林の3件、市指定ではユズリハ自然林、烏宿自然林など20件が指定されている。このように天然記念物は国指定を除きすべてが植物の指定となっており、本市には多くの豊かな自然が残されていることが分かる。



小野川の阿蘇4火砕流堆積物  
及び埋没樹木群

## 5) 文化的景観

文化的景観は1件である。本市最北端で北に英彦山を控える地域で、窯業を営む皿山地区と農業を営む池ノ鶴地区からなる小鹿田焼の里が国の重要文化的景観に選定されている。なお、ここで生産される小鹿田焼は重要無形文化財に指定されている。



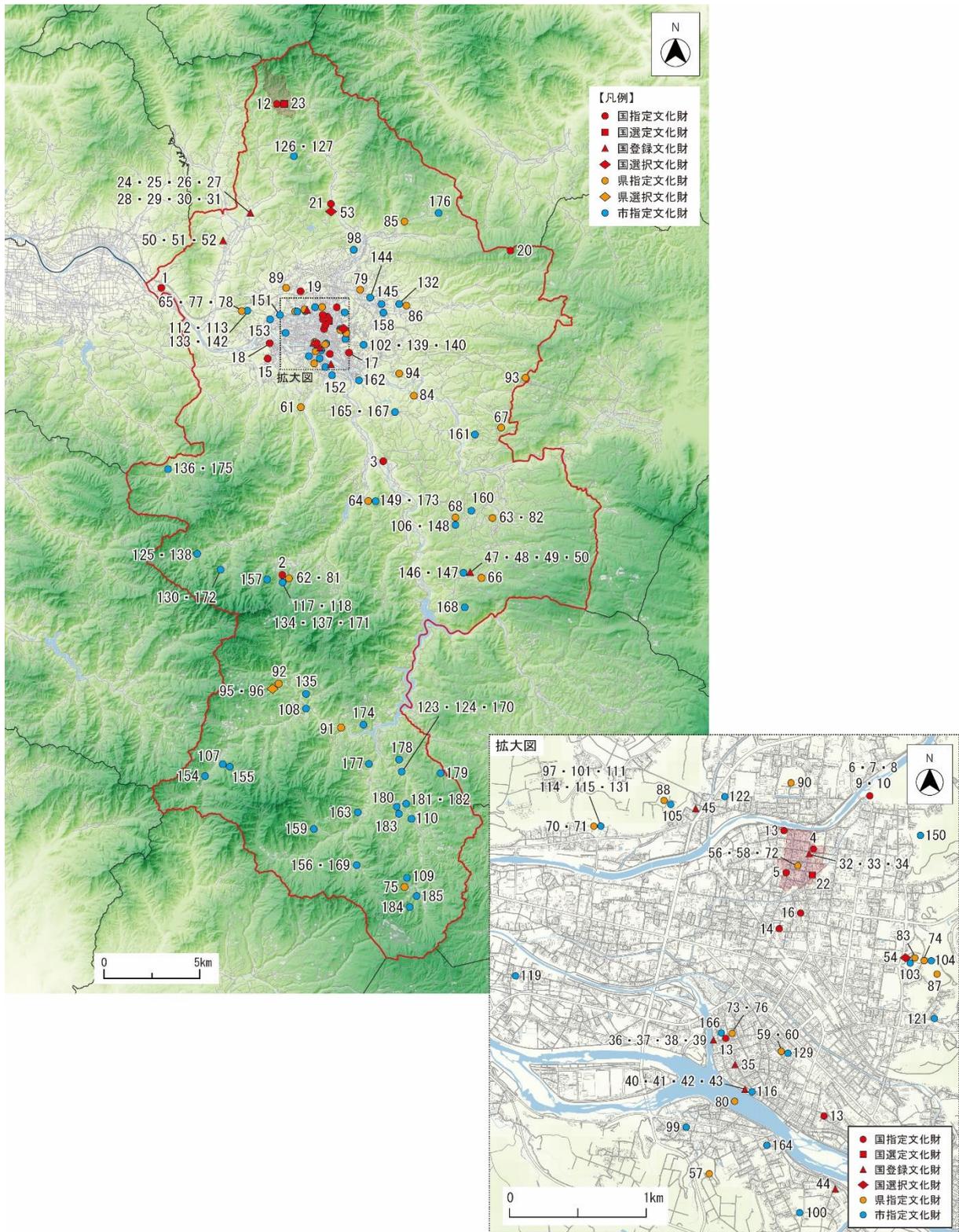
小鹿田焼の里

## 6) 伝統的建造物群

伝統的建造物群は1件である。慶長6(1601)年に小川光氏が築いた丸山城(後の永山城)の城下町として栄えた豆田町が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。



豆田町



【図 2-1 指定等文化財位置】

(図中の番号は指定等文化財一覧表の通し番号と対応している)

※No55 国選択民俗文化財無形「大分の鍍絵習俗」は所在地が  
県内となっているため、位置図には記載しない

## 2. 埋蔵文化財

市内に分布する埋蔵文化財として、周知の埋蔵文化財包蔵地 387 件（令和 6 年 5 月時点）が確認されている。

【表 2-2 遺跡の種別】

遺跡の種別	旧町村						計
	日田市	天瀬町	大山町	前津江町	中津江村	上津江町	
集落、集落ほか	43	10	1	0	0	1	55
生産遺跡、条里、条里ほか	3	0	0	0	0	0	3
経塚、社寺、祭祀、石造物ほか	3	1	2	0	2	0	8
城館、館跡、官衙ほか	9	1	0	4	1	0	15
城跡、城下町	14	1	1	0	0	0	16
墳墓、横穴墓、墳墓ほか	96	3	0	0	0	0	99
散布地、包蔵地ほか	118	30	9	17	10	3	187
その他	3	0	0	0	1	0	4
計	289	46	13	21	14	4	387

遺跡の種別ごとの地域別内訳をみると、埋蔵文化財包蔵地の性格が明らかになっているものでは「墳墓」、「横穴墓」が 99 件と最も多い。このうち「墳墓」の中には国指定のガランドヤ 1 号墳、2 号墳、穴観音古墳、法恩寺 4 号墳のような装飾古墳も含まれている。次いで「集落」が 55 件、「城跡」、「城下町」が 16 件で、「城跡」のうち指定等文化財では県指定の永山城跡が含まれ、未指定文化財では日隈城跡などがある。そのほか、種別が明確でない「散布地」「包蔵地」は 187 件である。

地域別では、旧日田市域に集中して遺跡が分布しており、現在の市街地周辺や平地は条里遺跡、豆田町や隈町一帯は城下町遺跡である。また、三隈川流域や市内各地の台地上には多くの集落遺跡や墳墓等が分布している。また、前津江や中津江地域では包蔵地のほか城跡や砦跡が点在している。

### 3. その他関連制度

#### (1) 日本遺産

本市では廣瀬淡窓の私塾跡である咸宜園跡や日田市豆田町を中心とした教育遺産のストーリー「近世日本の教育遺産群-学ぶ心・礼節の本源-」が平成 27（2015）年に日本遺産に認定されている。「近世日本の教育遺産群-学ぶ心・礼節の本源-」は、本市のほかに茨城県水戸市、栃木県足利市、岡山県備前市の4市にまたがってストーリーが展開される「シリアル型」での認定となっている。

#### ストーリーの概要

我が国では、近代教育制度の導入前から、支配者層である武士のみならず、多くの庶民も読み書き・算術ができ、礼儀正しさを身に付けるなど、高い教育水準を示した。これは、藩校や郷学、私塾など、様々な階層を対象とした学校の普及による影響が大きく、明治維新以降のいち早い近代化の原動力となり、現代においても、学問・教育に力を入れ、礼節を重んじる日本人の国民性として受け継がれている。

【表 2-3 日田市内の構成文化財】

番号	文化財の名称	指定等の状況	ストーリーの中の位置づけ
1	咸宜園跡	国史跡	廣瀬淡窓が創設。全国から5,000人以上の門下生が集まった近世日本最大規模の私塾跡である。
2	日田市豆田町	国重伝建	私塾咸宜園と共生した町並みが残っている。
3	廣瀬淡窓旧宅及び墓	国史跡	廣瀬淡窓の人間形成に大きな影響を与えた旧宅と咸宜園塾主らの墓が現存する。
4	長福寺本堂	国重文	淡窓が最初に塾を開いた寺院の本堂が現存する。当時、出身僧侶が京都の高倉学寮の講師となるなど、日田における学問の中心であった。幼少時の淡窓はこの寺の僧侶に学び、その人間形成に影響を受けている。
5	桂林園跡	未指定史跡	咸宜園の前身である私塾跡。それまで借家して講義を行っていた淡窓が初めて自らの塾舎を構えた場所で、塾生を励ます漢詩として全国的に知られている「休道の詩」（桂林荘雜詠示諸生）が詠まれた。
6	咸宜園関係歴史資料	未指定有形文化財	私塾咸宜園の「入門簿」や「会計録」、和漢籍など、塾の実態を明らかにする資料が残る。

日本遺産の認定を受けて本市では、日本遺産公開講座「日本遺産を歩く」の実施や、日本遺産を活用した観光振興や地域活性化を推進することを目的に設立した「日田市日本遺産活性化懇話会」を通じて、企画・提案、情報発信、普及啓発などの取組を行っているほか、日田市内の小学校4年生～6年生の希望者



日本遺産子どもガイド

が日本遺産の構成文化財や廣瀬淡窓についてガイドする「日本遺産子どもガイド」を行うなど、日本遺産の周知・啓発活動に取り組んでいる。

## （２）ユネスコ無形文化遺産

本市では国指定重要無形民俗文化財の日田祇園の曳山行事が、全国に所在する 33 件からなる祭礼行事「山・鉦・屋台行事」として、平成 28（2016）年にユネスコ無形文化遺産に登録された。日田祇園の曳山行事は、毎年 7 月 20 日過ぎの土日に隈地区の八坂神社、竹田地区の若宮神社、豆田地区の八坂神社の三社で行われる祇園祭の総称で、9 基の壮麗な山鉦が曳き出される行事である。

## （３）世界遺産

本市では、平成 22 年度に世界遺産推進室を設置し、「咸宜園」の世界遺産登録に向けた取組を始めた。平成 24（2012）年 11 月には、日田市（咸宜園・豆田町）、水戸市（弘道館・偕楽園）・足利市（足利学校）とともに「教育遺産世界遺産登録推進協議会」を立ち上げ、「近世日本の教育遺産群」として一体的な登録への取組を推進してきた。

平成 27（2015）年 2 月には、岡山県備前市（旧閑谷学校）が協議会に加入したことで、4 市が連携・協力しながら調査・研究等に取り組み、世界遺産への登録を目指すこととなった。

令和 2（2020）年 10 月には、これまでの調査・研究の成果をまとめた「近世日本の教育遺産群-世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書」を、令和 5（2023）年 1 月には提案書の概要英語版を刊行した。

## 4. 未指定文化財

### (1) 未指定文化財の件数

本市においては、令和3年度から市民を対象にワークショップやアンケート調査を行い、市内に残る未指定の文化財について調査した。

本市の未指定文化財の件数は、令和6(2024)年2月1日時点で把握しているものは、総数1,394件となっており、文化財の区分で見ると、有形文化財444件、無形文化財140件、民俗文化財129件、記念物300件、文化的景観3件、伝統的建造物群1件、その他15件である。また、埋蔵文化財の包蔵地は387か所(史跡との重複25か所)である。

これらの未指定文化財は、調査が十分ではないことから、リストに挙げきれなかったものが多数存在すると考えられる。そのため、今後、地区住民と一体となった未指定文化財の把握を進め、その価値を共有する必要がある。

### (2) 未指定文化財の概要

国指定の文化財の体系に基づき分類すると、有形文化財が444件と圧倒的に多いのが特徴で、このうち約3分の1を石造物が占めている。この他、民俗文化財129件、記念物300件となっている。さらに、有形文化財では建造物146件あり、民俗文化財では無形の民俗文化財123件と、地域に伝わる行事が多く存在していることが特徴といえる。

これらの未指定文化財は調査が十分ではなく、その他にも、把握できていない文化財が数多く存在するものと考えられる。また、今回、把握された文化財についても、評価及び価値づけができていないことから、今後、地区公民館の協力を得て、地域住民の参画を得ながら、調査研究を進め、未指定文化財の存在を確認し、市民と価値を共有する必要がある。

#### 1) 有形文化財

有形文化財は444件(石造物以外の建造物146件、石造物173件、美術工芸品125件)である。

建造物のうち、石造物以外では寺や神社の建物が最も多く、その他は橋や井路、ダムや発電所など近代化を示すものがあげられる。石造物は五輪塔や宝篋印塔が多く、次いで笠塔婆・角塔婆や板碑のほか、記念碑や頌徳碑がある。

美術工芸品では、彫刻が最も多く、ほとんどが仏像である。工芸品は鰐口、懸仏、上棟札が多い。書跡・典籍・古文書は、江戸時代に豆田町の掛屋であった廣瀬家や咸宜園に関する資料や咸宜園教育研究センター所蔵の資料について、それぞれ1件として数えているが、実際の資料数は相当数になる。また、歴史資料は絵図である。

#### 2) 無形文化財

無形文化財は140件である。

各地域に伝わる民話・伝承が多く、ついで民謡や田植歌などの民俗歌謡が挙げられる。

### 3) 民俗文化財

有形の民俗文化財は6件である。鑊絵や石風呂、注連縄である。

無形の民俗文化財は123件である。地域の祭りや年中行事が多くを占める。

### 4) 記念物

記念物は300件（史跡174件、名勝87件、天然記念物39件）である。

遺跡（史跡）は城跡や道路、墓、渡し場跡などの多岐に及ぶほか、舟つなぎ石など、伝承にまつわるものもみられる。

名勝地（名勝）は渓谷、滝、淵、池など水に関わるものが多い。このほか、眺望の良い場所も挙げられる。

動物・植物・鉱物資源は神社の御神木や自然保護林などの樹木、ホタルやサンショウウオなどの生物のほか、鉱物や岩石などがある。

### 5) 文化的景観

文化的景観は3件、いずれも棚田景色で東有田1件、大鶴2件となっている。

### 6) その他

伝統的建造物群は、近世の城下町の1件である。

### 7) その他

その他は15件で、その他の文化財には歴史上の出来事や底霧といった気象現象などがある。

【表 2-4 未指定文化財の件数】

類型（種別）		合計	
有形文化財	建造物（石造物を除く）	146	
	建造物（石造物）	173	
	美術 工 芸 品	絵画	4
		彫刻	31
		工芸品	18
		書跡	2
		典籍	3
		古文書	65
		考古資料	0
		歴史資料	2
	444		
無形文化財		140	
民俗文化財	有形の民俗文化財	6	
	無形の民俗文化財	123	
		129	
記念物	遺跡（史跡）	174	
	名勝地（名勝）	87	
	動物、植物、地質鉱物（天然記念物）	39	
		300	
文化的景観		3	
伝統的建造物群		1	
文化財の保存技術		0	
埋蔵文化財（史跡との重複分 25 か所を除く）		362	
その他（文化財保護法が対象とする文化財以外のもの）※16.17 ページ参照		15	
総計		1,394	

## 第3章 日田市の歴史文化の特性

第1章と第2章の内容を踏まえ、本市の歴史文化の特性を次のように整理する。

- (1) 阿蘇・くじゅう山系や英彦山系の美しい山々と清流、豊かな自然が育む歴史文化
- (2) 三隈川との共生で育まれた歴史文化
- (3) 人・モノが織りなす北部九州の交通の要に育まれた歴史文化
- (4) 天領日田の商人が育んだ歴史文化

### (1) 阿蘇・くじゅう山系や英彦山系の美しい山々と清流、豊かな自然が育む歴史文化

本市を囲む美しい山々から流れ出る清流と火山活動で生み出された土や鉱床は、林業や焼き物、金の産出など、日田の産業を支えた。特に江戸時代に始まったスギの植林は、造林地域が拡大し、明治期以降、下駄、漆器、家具などの木工業が盛んとなり、日田の代表的な産業となった。

本市は周囲を阿蘇・くじゅう山系や英彦山系の山々に囲まれている。これらの山々には、津江山系に残るブナ、ミズナラ、シオジなどの原生林や江戸時代以降に植林が進んだスギの人工林の美しさを見ることができるといえる。

こうした豊かな山々から流れ出る豊富な水は、<sup>おおやまがわ</sup>大山川や<sup>くすがわ</sup>玖珠川、<sup>かげつがわ</sup>花月川などを流れて、日田盆地で合流し、三隈川となって、筑後・佐賀平野を貫流し、有明海へと流れ込んでいる。

この三隈川が貫流する本市の中心部は、周囲を火山活動によって形成された台地や谷などが巡る盆地を生み出した。その痕跡は、小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群（国指定天然記念物）や耶馬溪（国指定名勝）、上津江町に見られる星原層などに見ることができる。また、大山町の大山層を構成する泥岩から様々な化石が見つかっている。

このような火山活動で生み出された産物は産業に利用されてきた。小鹿田焼（国指定重要無形文化財）は火山活動によって高温に熱せられた地下水によって変朽安山岩が蒸されたことにより変化した土を利用している。鯛生金山は津江山地の火山活動に伴って形成された金銀鉱床をもとにしており、近代の日田の産業を支えた。また、天瀬町には温泉源が自然湧出しているところがあり、天ヶ瀬温泉として古くから知られている。

一方、火山活動で形成された土地には様々な動植物が住み始め、人々はその土地を利用して生活を始め、様々な生業が営まれるようになった。特に林業は、江戸時代にスギの植林が始まったことで盛んになり、大正時代以降は日田下駄や日田漆器といった木工業も盛んになることで、「日田林業」と呼ばれるようになった。このほかに、農業に関連して雨乞いや豊作祈願、無病息災などを神仏に祈る様々な祭りが農村で行われた。前津江町の大野楽や天瀬町の本城くにち楽、三ノ宮町の磐戸楽（いずれも県指定無形民俗文化財）などの祭りは今でも市内各地で行われている。

## (2) 三隈川との共生で育まれた歴史文化

本市を囲む美しい山々から流れ出る大小の河川は、盆地内で合流し、三隈川となって有明海へと流れる。人々は河川流域の開発や水路工事を行うことで農業生産力を向上させたほか、河川を利用した物資輸送も盛んに行われた。川と共に暮らしを営んできた日田の人々はその恩恵を受け一方で、古くより河川の氾濫による水害にも数多く見舞われてきた。

阿蘇・くじゅう山系や英彦山系から流れ出る水は、人々の暮らしを支えてきた。盆地周辺の山地を源とする大山川や玖珠川、花月川といった河川は盆地内で合流し、三隈川となって有明海へと流れ込む。これらの河川流域では、人々の生活痕跡が見つかっている。

古代には盆地の周辺部が開発の中心であったが、古代の末期（11世紀）には、宇佐神宮領日田五箇所など盆地中心部の開発が本格化した。

江戸時代には、<sup>ひろせきゆうべえ</sup>廣瀬久兵衛などによって小ヶ瀬井路が開削され、盆地内の田畑に水が安定して供給されるようになり、農業生産力が飛躍的に向上した。この張り巡らされた水路が「水郷日田」の由縁にもなっている。

水は農業だけではなく、様々な産業にも利用されるようになった。江戸時代から盛んになった林業では、伐採した木材は河川を利用して下流まで運搬した。また、「日田川通船」と呼ばれる河川を利用した物資輸送も盛んに行われた。

なお、豊臣秀吉の代官として派遣された<sup>みやきちょうじろう</sup>宮木長次郎が伝えたと言われる鶺鴒（県指定無形民俗文化財）は、江戸時代には川漁として行われ、現在は観光鶺鴒としてその伝統技術が継承されている。

大正時代には三隈川上流で水力発電が行われるようになり、大正2（1913）年に完成した女子畑発電所の建物は今も稼働している。さらに本市には豊富な地下水脈があり、現在はそれらを活用した酒類や清涼飲料水などの飲料産業が盛んである。

一方、水は人々に恵みをもたらすだけではなく、災害ももたらしてきた。現代に至るまで本市は水害に何度も見舞われ、洪水による被害の大きさは日記や記録に残されており、今でもその被害の大きさを知ることができる。

## (3) 人・モノが織りなす北部九州の交通の要に育まれた歴史文化

本市は北部九州の中心に位置していることから、三隈川をはじめとする河川や陸路を通じて各地との交流が盛んに行われてきた。これらの交流により日田の地にもたらされた文物は土器や石器だけでなく、カマドや鉄器作り、装飾古墳、陶磁器や銭など多種多様である。

本市は北部九州の中心に位置することから、古くより他地域との交流が盛んであった。旧石器時代には九州各地の石材が石器に使用されており、縄文時代には瀬戸内地方を中心に分布する土器なども発見されている。

弥生時代には、吹上遺跡（県指定史跡）をはじめ、市内各地の遺跡から、北部九州の影響を受けた遺物が出土しており、三隈川をはじめとする河川や陸路を通じて北部九州と交易が盛んに行われていたことが分かる。

弥生時代後期から古墳時代初頭にかけては、環濠集落が出現する。小迫辻原遺跡（国指定史跡）では豪族の居館跡が発見され、瀬戸内や畿内などの系譜を持つ土器などが出土する。

古墳時代は筑後川を介して、様々な文物がもたらされた。中期には集落（一般民衆）レベルでの交流により、カマドや鉄器作りをいち早く受け入れてきたことがわかっている。後期になると市内最大の前方後円墳である朝日天神山古墳群（県指定史跡）が造られたほか、ガランドヤ古墳（国指定史跡）や穴観音古墳（国指定史跡）など、筑後川下流域の影響を受けた装飾古墳が造られた。

古代になると、官道が整備され、本市でも官道の施設である「駅」の推定地が確認されている。

中世の大蔵氏に関連する館跡からは、博多を介した中国との貿易を示す陶磁器や渡来銭などが出土しており、大陸とも交流があったことを示している。

また、永興寺では平安時代後期から鎌倉時代にかけての仏像群、岳林寺では室町時代に造られた仏像群が残っている。これらの仏像は京都や奈良の仏師の作であり、中央を志向しつつも、自己の力を誇示する日田独自の文化が育った。

#### （４）天領日田の商人が育んだ歴史文化

江戸時代に幕府の直轄地 天領となった日田は、代官所が置かれ、幕府の九州支配の中心となった。日田の商人は幕府の公金を扱うことで、九州の金融経済の中心となるとともに、経済的な豊かさを背景に俳諧などの文化的な活動が盛んになった。

文禄2（1593）年に日田が太閤蔵入地になると、豊臣秀吉の代官として派遣された宮木長次郎が日隈山に日隈城を築き、城下町として三隈川右岸に隈町をつくった。そして、江戸時代になると譜代大名の石川忠総いしかわただふさにより、永山城（県指定史跡）の城下町として豆田町がつけられた。

寛永16（1639）年、日田は天領になり、九州支配の拠点として代官所が置かれた。この日田代官所を起点として陸上交通路が整備され、多くの商人が豆田町や隈町に訪れるようになった。豆田町や隈町では、有力商人が金融業や精蠟業、油製造業、醤油・酒などの醸造業などを営んだ。これらの有力商人は掛屋として代官所の公金を扱うようになった。これらの金は「日田金」と呼ばれ、九州各藩を相手に貸し付けるなどして大きな利益をあげ、日田が九州の金融経済の中心になる大きな要因となった。

「日田川通船」では、文政8（1825）年に小ヶ瀬井路おがせいろが完成した後、豆田町の中城河岸や隈町の竹田河岸から年貢米や特産物が運ばれ、輸送の利便性が大きく向上した。

そして、日田の商人が経済的に豊かになることで、整備された交通網を通じて、様々な文化人が日田を訪れ、俳諧や茶道、華道など文化的活動が盛んになった。

また、廣瀬淡窓が開いた咸宜園跡（国指定史跡）は、全国からの門下生は5,000人を超え、近世最大規模の私塾として知られている。

現在、豆田町は国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、当時の町割りが今も残されている。また、豆田町や隈町で行われている日田祇園の曳山行事（国指定重要無形民俗文化財）は、天領の時代に山鉦が曳き廻されたり、山鉦の台で祇園囃子も演奏されたりするようになり、豪華絢爛な見送り幕などからは往時の経済の繁栄を偲ぶことができる。

## 第4章 文化財の把握・調査

### 1. 文化財の調査概要

本市の文化財に関する調査としては、市町村合併（平成17（2005）年3月22日）以前は、旧市町村ごとに行われており、文化財冊子についても同じく旧市町村ごとに発行されている。

大分県が実施した文化財調査も含め、本市の文化財に関する旧市町村誌、郷土史（誌）、調査報告書などの一覧は、巻末の資料編に掲載する。

そして、市内の20地区公民館に対するヒアリング、前述の旧市町村誌及び郷土史（誌）及びワークショップでいただいた意見など、地区毎ごとの調査実施状況は表4-1のとおりとなる。

【表 4-1 地区ごとの調査実施状況】

種類		地区	日隈	若宮	咸宜	桂林	三芳	光岡	高瀬	朝日	三花	西有田	東有田	小野	大鶴	夜明	五和	前津江	中津江	上津江	大山	天瀬		
有形文化財	建造物		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	美術 工芸品	絵画	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		彫刻	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	◎	△	◎	◎	◎
		工芸品	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	◎	△	△	△	△
		書跡	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△
		典籍	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△
		古文書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△
		考古資料	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		歴史資料	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△
無形文化財		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	△	△	◎	◎	◎		
民俗文化財	有形の民俗文化財	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	△	△	△	
	無形の民俗文化財	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
記念物	遺跡（史跡）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	名勝地（名勝）	△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	△	△	◎	△	◎	◎	
	動物、植物、地質鉱物（天然記念物）	△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	◎	◎	△	◎	◎	◎	
文化的景観		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
伝統的建造物群		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

◎：概ね調査済み

地区公民館に対するヒアリング、旧市町村誌及び郷土史（誌）及びワークショップでいただいた意見などで実態が調査できたもの

△：さらに調査が必要

地区公民館に対するヒアリング、旧市町村誌及び郷土史（誌）及びワークショップでいただいた意見などでは実態が把握しきれず、追加調査が必要なもの

- ・有形文化財の内、建造物については、隈町（日隈地区）や豆田町（咸宜地区）をはじめ、全地区において概ね調査が行われている。また、美術工芸品については、前津江、中津江、大山及び天瀬の各地区において、旧町村誌及び郷土史（誌）により、調査が行われている。
- ・無形文化財については、夜明、上津江、大山及び天瀬の各地区において、旧市町村誌及び郷土史（誌）により、調査が行われている。
- ・民俗文化財の内、無形の民俗文化財については、前津江の大野楽及び天瀬地区のくにち楽などの保存会自らによる調査が行われている。
- ・記念物の内、遺跡（史跡）については、周知の埋蔵文化財包蔵地も確認され、発掘調査や文献調査により全地区において概ね調査が行われている。
- ・文化的景観については、小野地区において調査が行われ、平成 20（2008）年に国の重要文化的景観の選定を受けた。その他、東有田、夜明及び大鶴の各地区において棚田景色が挙げられているが、詳細な調査は行われていない。
- ・伝統的建造物群については、豆田町（咸宜地区）において調査が行われ、平成 16（2004）年に国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けた。

## 2. 文化財の調査の課題

前述の地区ごとの調査実施状況より、建築物を除く有形文化財、無形文化財、民俗文化財、遺跡（史跡）を除く記念物及び文化的景観などの分野については、詳細な調査が行われていない。

将来の保存・活用に向けた基礎資料を作成するためにも、総合把握調査が必要である。

## 3. 文化財の調査の方針・措置

### （1）総合把握調査の方針

市内に残る未指定文化財の総合把握調査を実施し、今後の保存・活用等の基礎資料となるよう文化財カルテを作成するとともに、今後の文化財の望ましい保存・活用策について検討するため、有識者による評価・価値づけを行う。

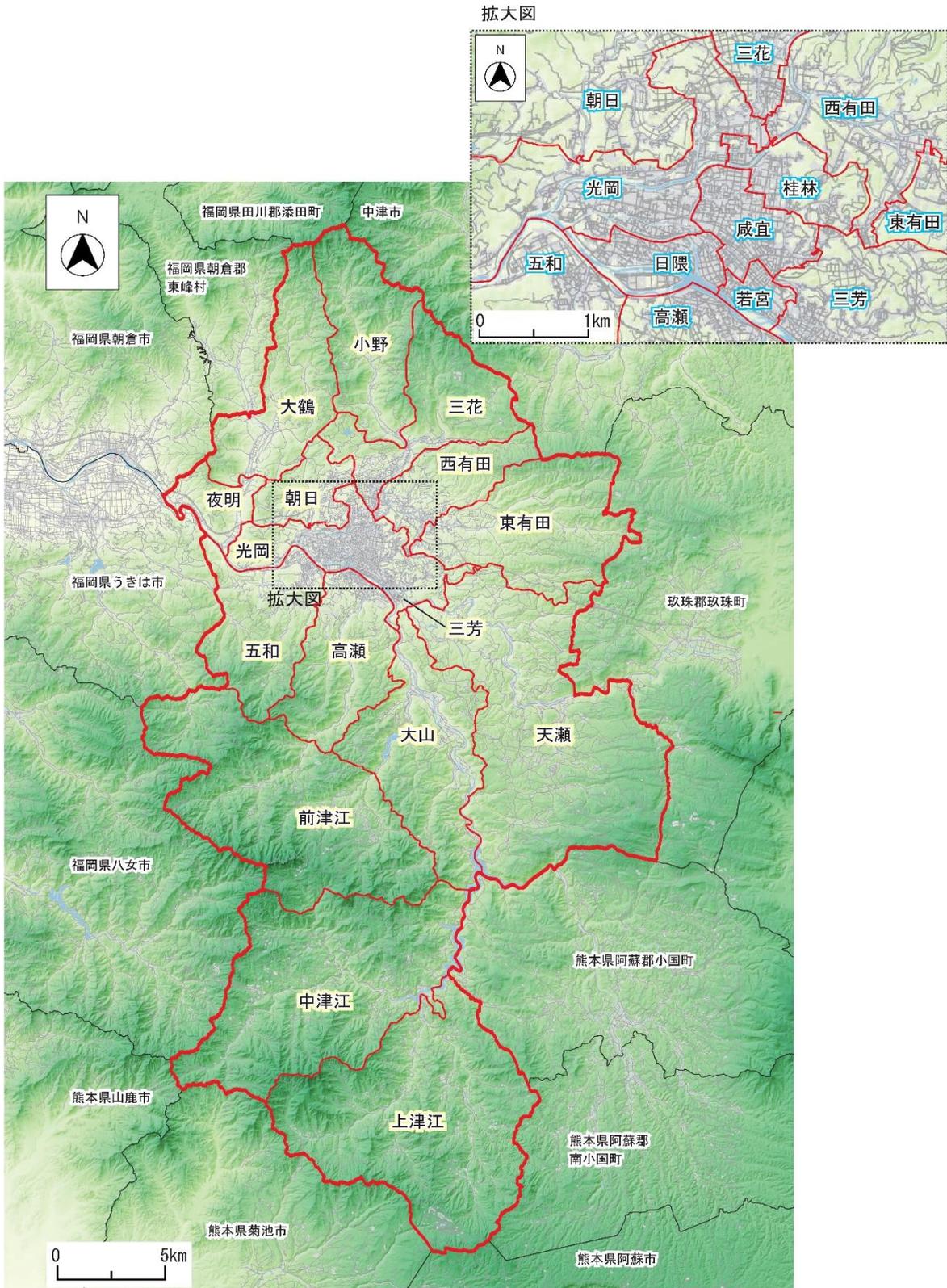
そのため、保存・継承が危ぶまれる無形の民俗文化財や毀損・散逸の可能性が高くなる有形文化財（美術工芸品）から、計画的に総合把握調査を行うものとする。

また、指定等文化財についても、指定されて以降、年数が経過し、現在の状況が把握できていないことから、併せて把握調査を行うこととする。

なお、総合把握調査については、市民の参加を得ながら実施するものとし、調査を通じて、市民自らが主体的に、地域に残る文化財を知り、守り、活かすことについて考える機会とする。

### （2）文化財の調査のための措置

（1）の調査の方針に基づき、「第 6 章 文化財の保存・活用に関する現状と課題・方針・措置」－「3. 文化財の保存・活用に関する措置」－「■方針 1：文化財（指定、未指定）の特質の理解－調査と研究－の充実」－「①文化財の把握調査を推進する」に記載した「1. 文化財総合把握調査事業」に取り組む。



【図 4-1 地区図】

## 第5章 文化財の保存・活用に関する基本理念・基本方針

### 1. 文化財の保存・活用に関する基本理念

歴史文化の特性に挙げたように、北部九州の中央に位置する本市は、古くから他地域との交流が盛んで、近世は天領であった。多くの人々が訪れ、活発な商業活動が行われるとともに、産業や伝統行事などといった文化も発展していった時代であり、往時を偲ばせる文化財が市内各地に数多く残されている。

地域に残る豊かな自然、ふるさとの歴史と伝統に育まれた文化財を市民共通の貴重な宝として後世に残していくため、その調査・保存に努め、併せて教育や観光などの様々な活用を図る必要がある。そして、文化財の保存・活用を図るためには、所有者や行政のみならず、市民一人ひとりが主役となり、地域総がかりで取り組んでいくことが重要となる。

これらのことを踏まえ、本市が目指す文化財の保存・活用に関する基本理念を、次のように設定する。

ふるさとの宝を未来へとつなげる  
～ 歴史を守り 伝統を受け継ぐまち ひた ～

### 2. 文化財の保存・活用に関する基本方針

前述の基本理念を実現するために必要となる取組の方向性について、日田の地域性と民力が支えた伝統文化を踏まえて、以下の三つの基本方針を定める。

#### 【基本方針①】 文化財を「知る」

本市では、これまでも市民が文化財について正しく知ることができるよう、埋蔵文化財センター、博物館及び咸宜園教育研究センターにおいて、調査・研究成果に関わる刊行物の制作及び各種講座の開催等の取組を継続的に進めてきた。

文化財を「知る」というのは、先人が生み出した文化財について、自分にとって特別な価値を発見することであり、また同時に、地域の人々を始めとした多くの人々にとっての文化財の価値を知ることでもある。

多様な人にとっての多様な価値を「知る」ことが、ふるさとの宝である文化財を「守る」という意識の醸成とともに未指定文化財の発見にもつながっていくと考える。

そのため、市民が文化財の特質を理解するための調査と研究を推進するとともに、価値の発見と情報共有に取り組む。

## 【基本方針②】 文化財を「守る」

本市では、日田祇園やくにち楽など、先人たちによって生み出された祭りや伝統行事は、地域住民の手によって守られ、伝統が受け継がれ、今に残っている。

文化財を「守る」、つまり、歴史を守るためには、市民との協働・連携により文化財の維持管理・修復のための各種事業に取り組むことが重要である。

そのためには、市民が主体となって進める文化財保護の活動への支援が必要となる。また、文化財を守る上で高度な専門性が必要な分野については、正しい保存の知識、技術についての学習機会の提供及び情報発信が求められる。

このように、文化財の適切な保存に取り組むとともに文化財を支える人材を育成する。

## 【基本方針③】 文化財を「活かす」

本市では、咸宜園、豆田町歴史的建造物群、鶉飼、小鹿田焼などの文化財が、古くから観光資源として活かされている。また、教育の分野では、社会教育（地区公民館における文化財講座や、学校教育におけるふるさと学習を通して、ふるさと日田の良さや価値、課題を実感させることにより、子どもたちの持続可能な社会（地域・ふるさと）づくりについての意識の醸成や実践力の育成に努めるなど、文化財を未来へつなげる取組が進められている。

文化財を守っていくためには、その主体となる地域の活力が維持されていることが重要であり、文化財を「活かす」取組を通じて、人を育て、地域活性化を図る必要がある。

そして、文化財の活用と保存は、表裏一体の関係であり、文化財を活用することによって、より多くの人々が文化財を「知る」機会ともなり、地域が主体となった管理体制を確保することができる。

活用によって文化財の価値を消費・毀損するのではなく、文化財を「守る」活動につながる活用を行っていくことが必要となるため、観光、まちづくり及び教育等の行政分野との連携強化及び文化財資料のデジタル化と情報発信の推進に取り組む。

## 第6章 文化財の保存・活用に関する現状と課題・方針・措置

### 1. 文化財の保存・活用に関する現状と課題

第5章の「2.文化財の保存・活用に関する基本方針」に記載した「知る」、「守る」、「活かす」の三つの基本方針に基づき、文化財の保存・活用に関する現状と課題を以下のとおり整理する。なお、防災・防犯については、第8章に個別に記述する。

#### (1) 現状

##### ○ 文化財を「知る」

#### ■現状Ⅰ：文化財の調査・研究に関する現状

##### 【文化財の把握調査】

- ・本市の指定文化財については、その価値を正確に把握するため、行政が主体となって、様々な調査を行ってきた。
- ・指定文化財については、周辺環境を含めた現況調査が行われておらず、また、文化財カルテも整備していないため、一元的な把握ができていない。
- ・指定されていないものの、地域で大切にされている文化財が数多く残されているが、その価値を明らかにするための把握調査は行われていない。
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地内において開発などが行われる場合には、「工事等に関する埋蔵文化財の取扱い手続き」に基づき、調査を実施している。

##### 【調査・研究環境】

- ・市民が文化財について正しく知ることができるよう、埋蔵文化財センター、咸宜園教育研究センター及び博物館において、調査・研究資料の収集・管理及び適切な施設の維持管理などに努めている。
- ・埋蔵文化財センターについては、老朽化が進み、調査・研究環境の悪化が危惧されている。

##### 【調査・研究人材】

- ・文化財が持つ価値を明らかにし、その魅力を周知する人材の育成を図るため、調査・研究を担う学芸員などの専門職員の配置及び研究機関への派遣を行っている。
- ・市内における文化財の必要な調査・研究を行い、保存・活用を図るため、日田市文化財保護員を配置しているが、資質向上を図るための研修派遣など十分な取組となっていない。
- ・廣瀬淡窓や咸宜園について、国内及び地域に根差した研究者の活動を奨励する事業を行っており、その成果は、本市の歴史・文化を生かしたまちづくりや文化財の保存・継承などの事業に活かしている。

## 【世界遺産登録】

- ・咸宜園の世界遺産登録に向け、水戸、足利及び備前の各市並びに市民団体である咸宜園放学遊山の会による廣瀬淡窓先生ゆかりの地をめぐるマップ作製及び咸宜園平成門下生之会による講座など、官民一体となった取組が進められている。
- ・市及び教育遺産世界遺産登録推進協議会による調査・研究及び市民に向けた普及啓発並びに情報発信に努めているが、市民の関心を高め、価値を共有し、全市的な機運を高めるには至っていない。

## ■現状２：公開・情報発信に関する現状

### 【公開・情報発信による価値の共有】

- ・文化財の保存・活用を図るためには、文化財の価値を市民と共有することが必要となるが、多様な価値を持つ幅広い分野の文化財の把握調査を行っていない。
- ・古文書を通し、本市の歴史・文化に興味・関心を持ってもらう市民の育成を図るため、古文書講座を開催している。
- ・調査・研究成果については、各種発掘調査報告書、埋蔵文化財年報、咸宜園教育研究センター研究紀要（咸宜園、廣瀬淡窓及び門下生などに関する調査・研究成果）、日田文化（市民・研究者による日田市の歴史文化の論考及び市文化財保護部局が実施した事業の年次報告）、博物館による発掘調査報告書などを発刊している。
- ・埋蔵文化財センター、博物館及び咸宜園教育研究センターなどにおいて展示会及び企画展などを開催し、市民への周知を図っている。
- ・その他にも、ホームページ、広報誌などを活用した情報発信を行っているが、更新頻度及び掲載量ともに十分な取組となっていない。

## ○ 文化財を「守る」

### ■現状Ⅰ：文化財の保存に関する現状

#### 【積極的な保存】

- ・文化財が有する価値を顕在化し、適切な保存及び将来的な活用を図るため、小迫辻原遺跡、ガランドヤ古墳、廣瀬淡窓旧宅及び墓、咸宜園跡など史跡や遺跡などの保存活用計画を策定し、計画的な整備に取り組んでいる。
- ・重要伝統的建造物群保存地区（伝建地区）に選定されている豆田町の伝統的な町並みを適切に維持保全し、後世に残すことにより、市民が誇りと愛着を持てる町づくりを目指すため、市民が所有する建造物の保存修理に補助を行っているが、歴史的建造物については、補助制度が無いため、所有者の保存修理に係る経費の負担が大きくなり、適切な保存が困難になっている。

- ・現状での文化財の保存のための予算は、指定等文化財のうち、主には有形の文化財に係る経年劣化や毀損に対応するものである。地方財政が厳しさを増す中、未指定を含む文化財を適切に保存するためには多額の予算が必要となり、現行予算では十分な対応が困難となる。
- ・個人や自治会などが行う清掃・草刈り作業に伴う予算（謝礼及び委託料）を措置している。
- ・地域で大切にされてきた文化財が数多く残されているが、文化財保護制度の対象外であるため、保存する手だてが講じられていない。

## ■現状2：人材の育成に関する現状

### 【市民との協働】

- ・市民及び団体・事業者などとの協働により、伝統的建造物の保存修理に欠くことのできない建築技能士の育成、日本遺産魅力発信及び世界遺産登録推進などの各種事業に取り組んでいる。
- ・市民の参画を得て、日本遺産子どもガイドやガランドや古墳公開サポーターを育成している。
- ・地域コミュニティの縮小といった社会環境の変化、少子高齢、人口減少などの影響を受け、文化財の散逸、毀損及び滅失が危惧される中、地域社会全体で文化財を保存・活用するための仕組みが十分に整備されていない。

### 【担い手の育成】

- ・日田祇園、豆田町の伝統的な町並み及び小鹿田焼などについては、市民及び団体・事業者などと連携しながら、文化財の修理、保存及び工芸技術の継承に取り組んでいる。
- ・鶺鴒、大野楽及び五馬くにち楽などの無形の民俗文化財については、文化財保持団体の活動に対して財政的な支援を行っているが、大野楽や五馬くにち楽では後継者の減少により、継承が難しくなり、鶺鴒については鶺鴒匠や棹差しの後継者の確保が困難な状況となっている。
- ・市内の小学校では総合的な学習の時間において、地域に残る伝統文化について学んでいる。

## ○ 文化財を「活かす」

### ■現状1：文化財の活用に関する現状

#### 【文化財を活かしたまちづくり】

- ・市内には、観光資源として活用されている文化財（伝建地区、咸宜園跡（国指定史跡）、小鹿田焼（国指定重要無形文化財）、日田祇園の曳山行事（国指定重要無形民俗文化財）及び鶺鴒（県指定無形民俗文化財））なども数多く存在し、交流人口の増加に寄与している。

この内、伝建地区に所在する草野本家(国指定重要文化財)、廣瀬淡窓旧宅(国指定史跡)、岩尾家住宅(国登録有形文化財)などは一般公開され、多くの観光客が訪れている。

- ・文化財関連施設として、埋蔵文化財センター、博物館及び咸宜園教育研究センターを整備し、出土品の展示公開、歴史・文化・産業に関する企画展示、保存修理工事及び発掘調査現場の公開、各種講演会の開催などの諸事業に取り組んでいるが、文化財や歴史に限られ、市民が楽しみながら学んだり、人に伝えたりすることのできるイベントなど、他部署と連携した取組ができていない。
- ・文化財に誘導するための道路や案内板などが十分に整備されていないため、市民が文化財に容易に接する機会が確保されていない。

## ■現状2：教育に関する現状

### 【学習機会】

- ・文化財愛護精神の醸成を図るため、学校教育における歴史読本の発行、総合的な学習の時間を活用したふるさと教育の実践及び社会教育(公民館)における歴史講座の開設など学習機会の提供に努めている。
- ・体験学習、教職員に対する文化財の魅力発信及び地区公民館への出前講座の開催などの取組が十分に行われていない。

## ■現状3：情報発信の現状

### 【情報発信】

- ・VR(仮想現実)によるガランドヤ古墳公園における石室案内のように、一部施設についてはデジタル技術を活用した取組が行われている。
- ・文化財関連資料がデジタル化されていないため、情報に容易にアクセスできる環境が整備されていない。
- ・訪日外国人旅行者が、豆田町をはじめ、咸宜園や小鹿田焼などの文化財に触れる機会が多くなっているが、案内看板などの多言語対応が十分にできていない。

## (2) 課題

### ○ 文化財を「知る」

#### ■課題1：文化財(指定・未指定)の特質の理解 -調査と研究-が不十分

##### ① 文化財の把握調査が十分に実施されていない

- ・地域社会総ぐるみで文化財の保存・活用を推進するためにも、把握調査の実施に当たっては、計画段階から市民の主体的な参画を促す仕組が必要である。
- ・文化財を適切に保存するためにも指定文化財の現況を把握する調査並びに調査結果に基づく文化財カルテの作成が必要である。

- ・未指定文化財について、存在や価値を知られないまま、消滅、散逸してしまうことを防ぐため計画的な把握調査並びに調査結果に基づく文化財カルテの整備が必要である。
- ・埋蔵文化財は、開発などにより失われる危険性があるため、適切に調査し、必要に応じて、現状保存及び記録保存などを行う必要がある。

## ② 調査・研究環境の充実が必要

- ・市民が文化財について正しく知ることができるよう、埋蔵文化財センター、咸宜園教育研究センター及び博物館などの文化財関連施設については、施設の維持管理をはじめ、調査・研究及び展示資料などの適切な整理並びに保管などが必要である。
- ・経年劣化が進む埋蔵文化財センターについては、適切な管理に努めながら、良好な調査・研究環境を維持する必要がある。

## ③ 調査・研究人材の育成推進が必要

- ・本市の調査・研究機能の向上を図るため、学芸員などの専門職員の資質向上が必要である。
- ・文化財保護員による文化財の調査・研究を推進するため、保護員の資質向上を図る必要がある。
- ・廣瀬淡窓や咸宜園に関する調査・研究の一層の推進を図るため、多様な人材の育成を図る必要がある。

## ④ 世界遺産登録の推進が不十分

咸宜園の世界遺産登録に向けた取組を官民が一体となって推進していくためにも、関係各市及び団体・事業者などとの連携はもとより、調査・研究並びに普及・啓発及び情報発信などの取組による一層の機運の醸成が必要である。

## ■課題2：文化財の価値の発見と共有が不十分

### ⑤ 価値の適切な評価が必要

- ・総合把握調査により見出した価値に基づき、有識者で構成する文化財保護審議会及び市民などにより適切な評価を行うとともに、積極的な情報発信により、市民との価値の共有を図ることが必要である。
- ・古文書が有する歴史的・文化的価値について適切に評価を行うことができる人材が不足しており、育成が必要である。

### ⑥ 公開・情報発信による価値の共有が不十分

- ・文化財の調査・研究の成果を市民が活用し、価値を共有できるよう、引き続き、報告書及び歴史度本などを刊行する必要がある。
- ・文化財の魅力を市民に広く伝え、文化財が持つ価値を市民間で共有するため、紙及び電子媒体並びに文化財関連施設を活用した情報発信が必要である。

## ○ 文化財を「守る」

### ■課題1：文化財の積極的な保存が不十分

#### ⑦ 積極的な保存の推進が必要

- ・将来にわたり文化財を適切に保存するため、史跡などの維持管理、保存計画の策定及び計画的な整備工事などに取り組む必要がある。
- ・豆田町重要伝統的建造物群保存地区における建造物の保存修理を通して、伝統的な町並みの維持保全に取り組む必要がある。
- ・現在、補助対象となっていない歴史的建造物の保存修理に係る所有者負担を軽減するための新たな補助制度について検討する必要がある。
- ・文化財を適切に保存するため、国・県の補助制度の活用はもとより、新たな財源の確保が必要である。
- ・地域で大切にされてきた文化財を積極的に保存していくための仕組みが必要である。

### ■課題2：文化財を支える人材の育成が不十分

#### ⑧ 市民との協働が不十分

- ・地域社会全体で文化財を保存・活用するため、市民の協力を得ながら、人材の育成に取り組む必要がある。
- ・市民が文化財の保存・活用に関わる機会を創出する仕組みづくりについて検討する必要がある。

#### ⑨ 担い手の育成が不十分

- ・文化財文化財保持団体が行う活動及び後継者育成に対する財政支援をはじめ、無形の文化財の価値や魅力を伝え、興味・関心を高めることで、担い手の育成につなげていく必要がある。
- ・鵜飼を継続していくため、生計の安定化並びに後継者の確保及び育成が必要である。
- ・子どもたちを対象に、伝統文化が持つ魅力を伝え、関心を高めながら、将来的な担い手の育成につなげる取組が必要である。

## ○ 文化財を「活かす」

### ■課題1：地域振興への活用が不十分

#### ⑩ 文化財を活かしたまちづくりが不十分

- ・関係課をはじめ、市民及び団体・事業者などと連携し、文化財を地域資源として観光・まちづくりに活用した取組を推進する必要がある。
- ・市民が文化財に触れ、その価値を実感できるように、文化財周辺の環境整備を行う必要がある。

## ■課題2：教育事業との連携を強化

### ① 関係各課との連携強化による学習機会の充実が必要

市民の文化財愛護精神を醸成し、文化財の保存・活用を図るため、学校教育及び社会教育を所管する関係各課との連携強化による、子ども、教職員及び住民などに対する学習機会の充実が必要である。

## ■課題3：積極的な情報発信の推進が不十分

### ② 情報発信の取組が不十分

- ・文化財情報へのアクセスを容易にし、文化財の効果的な活用を推進するためにも、デジタル技術を用いた取組が必要である。
- ・外国人旅行者が魅力を感じられるように本市の文化財情報を発信する必要がある。

## 2. 文化財の保存・活用に関する方針

文化財の保存・活用に関する現状と課題を踏まえながら、三つの基本方針ごとに保存・活用に関する方針を定める。

### (1) 文化財を「知る」

## ■方針1：文化財の特質の理解 -調査と研究-の充実

### ① 文化財の把握調査を推進する

- ・地域社会総ぐるみで本市内に残る文化財を把握し、今後の保存・活用を推進する上での基礎資料とするためにも、市民の参画を得ながら、未指定文化財を含む文化財の総合把握調査並びに文化財カルテの作成を計画的に実施する。
- ・埋蔵文化財を適切に保存するため、各種開発などに伴い、調査、記録保存及び報告書の作成を行う。

### ② 調査・研究環境を充実する

- ・調査・研究成果を積極的に展示・公開するため、資料などの適切な整理及び保管並びに文化財関連施設の維持管理に努める。
- ・経年劣化が進む埋蔵文化財センターについては、良好な調査・研究環境を維持するため、日田市公共施設等総合管理計画を踏まえながら、施設の在り方について検討する。

### ③ 調査・研究人材の育成を推進する

- ・学芸員などの専門職員を各種研修会へ計画的に派遣し、資質の向上を図る。
- ・文化財保護員を各種研修会に計画的に派遣し、資質の向上を図る。
- ・廣瀬淡窓や咸宜園に関する調査・研究を行う研究者の活動を奨励する。

#### ④ 世界遺産登録に向けた取組を推進する

世界遺産登録の推進に向け、引き続き、教育遺産世界遺産登録推進協議会の構成自治体（水戸市・足利市・備前市）及び団体などと連携しながら、調査・研究及び市民に向けた普及啓発や情報発信に取り組む。

### ■方針2：文化財の価値の発見と共有を推進

#### ⑤ 価値の適切な評価を行う

- ・今後の文化財の望ましい保存・活用策につなげていくため、総合把握調査の結果に基づき、文化財保護審議会のみならず市民参画による評価・価値付けを行う。
- ・古文書が有する歴史的・文化的価値について適切に評価を行うことができる人材育成の仕組みづくりに取り組む。

#### ⑥ 公開・情報発信による価値の共有に取り組む

文化財の保存・活用を推進するためにも、文化財の魅力を伝え、価値を市民と共有することが重要となる。

そのため、調査・研究の成果を市民が活用できるように、報告書及び歴史読本などの紙媒体をはじめ、ホームページやSNSなどの電子媒体並びに文化財関連施設における展示・公開による情報発信に取り組む。

## (2) 文化財を「守る」

### ■方針1：文化財の積極的な保存を推進

#### ⑦ 積極的な保存の推進を図る

- ・文化財が有する価値を顕在化し、後世にわたり、適切に保存・活用するため、日常的な維持管理に加え、長期的な視点に立ち、史跡の整備計画を作成・更新し、着実な整備に努める。
- ・市民が誇りと愛着を持てる町づくりを目指すため、伝建地区の保存計画の見直し並びに所有者が行う伝統的な町並み及び歴史的建造物の保存・修理に対する財政的な支援に取り組む。
- ・指定等文化財などの所有者及び管理者に対する補助制度の創設について検討するとともに、そのために必要となる財源確保についても調査・研究を行う。
- ・地域で大切にされてきた文化材を顕彰し、認知度を高め、将来に向けた保存につなげていくため、市独自の文化財保護制度について検討する。

### ■方針2：文化財を支える人材の育成を推進

#### ⑧ 市民との協働を推進する

- ・文化財の適切な保存・活用を図るため、市民及び団体・事業者などとの協働・連携による取組の推進をはじめ、自主的・継続的な活動に対する支援を行う。

- ・市民の参画を得ながら、文化財を保存・活用を図るための仕組みづくりを検討する。

#### ⑨ 担い手の育成を推進する

- ・文化財保持団体が取り組む後継者の育成や技術の継承などに係る経費に対する財政的な支援を行う。
- ・無形の民俗文化財について、計画的に映像による記録化を進めるとともに、後継者育成の教材としても活用する。
- ・鶺鴒の生計の安定化並びに後継者の確保及び育成について、関係各課及び団体・事業者などで情報共有及び連携を図りながら対策を講じる。
- ・子どもたちに対して、学校や公民館と連携して、文化財を活用した学習・体験機会を提供することで、文化財の魅力発信、価値の理解促進を図り、担い手の育成につなげる。

### (3) 文化財を「活かす」

#### ■方針1：地域振興への活用を推進

##### ⑩ 文化財を活かしたまちづくりを推進する

- ・文化財を地域資源として、観光、まちづくりに活用するため、関係各課及び団体・事業者などと連携し、個々の文化財を結び付けた周遊ルートの設定、市民が楽しみながら学ぶことができるイベントの創出及び施設に関する情報発信を促進する。
- ・市民が文化財に触れ、その価値を実感できるように、関係課と協議しながら、道路や案内看板など、文化財周辺の環境整備について検討する。

#### ■方針2：教育事業との連携を強化

##### ⑪ 学習機会の充実を図る

- 学校教育（総合的な学習）及び社会教育（公民館活動）との連携を強化し、刊行物の作成、講座の開催及び体験活動の実施など、学習機会の充実を図る。

#### ■方針3：積極的な情報発信の推進

##### ⑫ 情報発信の取組を推進する

- 文化財の魅力を広く発信し、様々な活用に資するためにも、データベース化、アーカイブ化及び文化財コンテンツの多言語化などに取り組む。

### 3. 文化財の保存・活用に関する措置

文化財の保存・活用に関する課題と方針を踏まえ、計画期間に実施する措置（事業）を次のとおり設定し、基本理念の実現を目指す。

#### 【財源】

- ・財源については、庁内における調整及び国・県との協議を行い確保に努める。
- ・財源の「国」は文化財保存事業費補助金、文化芸術振興費補助金、デジタル田園都市国家構想交付金などが考えられる。
- ・「その他」は、「受託金」「寄付」「個人負担」などが考えられる。
- ・なお、厳しい財政上のもと、事業実施年度の変更や期間の延長、事業内容の見直しなどが生じることも想定されることから、庁内における調整を行いながら、実施を目指す。

#### 【取組主体】

- ・表中に記載した「取組主体」の具体については、次のとおりとする。
- ・左記の「取組主体」に対応する具体は、「第9章 文化財の保存・活用の推進体制」に記載した各主体を指す。

取組主体	取組主体の具体
市	133 ページに記載した担当課及び 134 ページに記載した庁内各課
関係機関	135 ページに記載した関係機関
団体・事業者	136・137 ページに記載した関係団体

#### 【実施期間】

- ・本計画の実施期間は令和7（2025）年から令和17（2035）年の11年間とする。
- ・本計画の実施期間を前期（3年間）、中期（4年間）、後期（4年間）に分け、措置と実施時期を定める。
- ・実施時期については、 実施：  実施内容を検討： 
- ・措置については、本計画の開始年度である令和7（2025）年以前から取り組まれている事業についても、実施時期は前期からとする。

(1) 文化財を「知る」

■方針1：文化財（指定・未指定）の特質の理解 -調査と研究-の充実

① 文化財の把握調査を推進する

【計画的な調査の実施と成果の分析】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
1	<b>文化財総合把握調査事業</b> ・市民参画による無形の民俗文化財や有形文化財（美術工芸品）などの分野の未指定文化財の総合把握調査を計画的に行う ・総合把握調査により判明した未指定文化財の詳細調査を行う ・文化財調査成果の整理を行う(文化財カルテの作成)	市	文化財保護課 市民 関係機関			→
2	<b>埋蔵文化財発掘調査事業</b> ・各種開発事業などに伴う予備審査、本発掘調査及び重要遺跡の確認調査並びに記録保存を行う ・調査成果をまとめた報告書を作成する	国 県 市 その他	文化財保護課			→

② 調査・研究環境を充実する

【調査・研究資料の適切な管理】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
3	<b>埋蔵文化財センター管理事業</b> ・発掘調査出土品などの整理・保管を行う ・発掘調査報告書など文化財書籍の収集・管理を行う ・埋蔵文化財センターの維持管理を行う	市	文化財保護課			→
4	<b>咸宜園教育研究センター運営事業</b> 咸宜園関連資料の調査・研究、収集、整理、保管を行う	市	咸宜園教育研究センター			→
5	<b>博物館展示資料整備事業</b> 博物館展示資料の収集、保管を行う	市	博物館			→
6	<b>文化財関連施設の在り方検討事業</b> 良好な調査・研究環境を維持するため、経年劣化が進む埋蔵文化財センターの実情を踏まえた、今後の施設の在り方について検討する	市	文化財保護課	→		

③ 調査・研究人材の育成を推進する

【職員及び文化財保護員の育成の推進】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
7	<b>文化財保護事業</b> ・奈良文化財研究所への職員研修に参加する ・発掘調査に必要な技能取得のため講習会に参加する ・文化財保護員を対象とした研修会の実施や他機関が行う研修会への参加を促す	市	文化財保護課	→	→	→
8	<b>咸宜園教育研究センター研究奨励事業</b> 廣瀬淡窓や咸宜園など近世から近代にかけての教育・文化に関する研究者の育成を図るため、活動奨励費を交付する	市	咸宜園教育研究センター	→		

④ 世界遺産登録に向けた取組を推進する

【調査・研究及び情報発信の推進】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
9	<b>世界遺産登録推進事業</b> ・4市連携により、引き続き、国内の世界文化遺産暫定一覧表への追加記載に向け、調査研究及び普及啓発の取組を進める ・調査・研究及び普及啓発の取組を進める ・咸宜園放學遊山の会及び咸宜園平成門下生之会と連携し、市民を対象とした世界遺産登録推進講演会並びに市報及びSNSなどを活用した情報発信を行う	市 その他	世界遺産推進室 団体・事業者 広域連携	→	→	→

## ■方針2：文化財の価値の発見と共有を推進

### ⑤ 価値の適切な評価を行う

【市民協働による文化財の発見と価値付けの推進】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組 主体	実施期間		
				前期	中期	後期
10	<b>文化財保護事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保護審議会に対し、未指定文化財の指定、登録及び保護などについての助言を求める</li> <li>文化財保護審議会及び市民などにより、未指定文化財の総合把握調査に基づく価値について評価を行う体制を整備する</li> <li>古文書入門講座の受講生を対象とした古文書サポーター制度の創設について検討する</li> </ul>	市	文化財保護課 関係機関 市民		→	→

### ⑥ 公開・情報発信による価値の共有に取り組む

【市民に向けた情報発信の充実】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組 主体	実施期間		
				前期	中期	後期
11	<b>文化財保護事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>日田文化を刊行する（年1回）</li> <li>文化財年報を作成する（既刊の年報を統合・再編）</li> <li>ホームページやSNSによる文化財情報を発信する</li> </ul>	市	文化財保護課	→	→	→
12	<b>咸宜園教育研究センター運営事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>咸宜園教育研究センター研究紀要を年1回刊行する</li> <li>咸宜園の歴代塾主・門下生などに関する常設展示・企画展示を実施する</li> <li>咸宜園に関する講演会・講座を実施する</li> </ul>	市	咸宜園教育研究センター	→	→	→
13	<b>埋蔵文化財発掘調査事業（報告書作成事業）</b> 埋蔵文化財年報（年1回）・調査報告書を作成する	市	文化財保護課	→		
14	<b>歴史読本発行事業</b> 「日田市の歴史と文化財」及び「文化財マップ」を改訂する	市	文化財保護課	→		

No	保存と活用に関する措置	財源	取組 主体	実施期間		
				前期	中期	後期
15	<b>埋蔵文化財センター運営事業</b> ・最新の調査成果などを考古学講座の講演で周知する ・埋蔵文化財センター常設展示・企画展を実施する	市	文化財保護課	→		
16	<b>世界遺産登録推進事業</b> 世界遺産登録推進講演会を実施する	市	世界遺産推進室	→		
17	<b>日本遺産魅力発信推進事業</b> 日本遺産に関する講座を実施する	市	世界遺産推進室	→		
18	<b>博物館企画展開催事業</b> 博物館の企画展を実施する	市	博物館	→		
19	<b>歴史的農業水利施設を活用した取組</b> 小ヶ瀬井路（未指定遺跡（史跡））の価値の発信を検討する	県市	農業振興課	→		
20	<b>教職員研修の開催</b> 市教育センターが実施する教職員研修において、文化財講座を開催する	市	学校教育課	→		

(2) 文化財を「守る」

■方針1：文化財の積極的な保存を推進

⑦ 積極的な保存の推進を図る

【積極的な保存の推進】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組 主体	実施期間		
				前期	中期	後期
21	<b>史跡小迫辻原遺跡整備事業</b> 整備計画の作成に向け発掘調査報告書の刊行を完了する	国 県 市	文化財保護課	→		
22	<b>ガランドヤ古墳保存整備事業</b> 2号墳の環境調査を実施し、調査結果を踏まえ保存整備の方向性を検討する	国 県 市	文化財保護課	→	→	→
23	<b>史跡咸宜園跡保存整備事業</b> ・史跡整備工事に係る設計を実施する ・史跡整備工事を実施する	国 県 市	文化財保護課 咸宜園教育研究センター	→	→	
24	<b>伝統的建造物群保存事業</b> ・日田市豆田町伝統的建造物群保存地区保存計画の見直し（町並みを市民共有の財産として保存し、さらなるまちの発展形成に寄与するよう積極的に活用する） ・伝建地区内の伝統的建造物の保存・修理を促進する（相談会の実施、助成制度の活用など）	国 県 市	文化財保護課 団体・事業者 所有者 市民	→		→
25	<b>歴史的建造物保存事業</b> 歴史的建造物の保存・修理に対する補助制度の創設について検討する	市	文化財保護課	→		
26	<b>文化財保護事業</b> ・指定文化財の維持管理を行う（有形文化財・史跡） ・指定文化財所有者・管理者などに補助を行う（史跡） ・未指定文化財の保存修理に係る補助制度を検討する ・文化財の適切な維持管理を行うための財源確保について調査・研究を行う（各種補助金制度、ふるさと納税、クラウドファンディングなど）	国 県 市	文化財保護課 団体・事業者 所有者	→	→	→
27	<b>地域遺産制度の検討</b> 地域で大切にされてきた文化財を地域遺産として認定し、地域の宝として保存、継承していくことを目的とする制度の創設を検討する	市	文化財保護課	→		

■方針2：文化財を支える人材の育成を推進

⑧ 市民との協働を推進する

【市民協働の推進】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組 主体	実施期間		
				前期	中期	後期
28	<b>文化財保護事業</b> 日田考古学同好会との連携を図る（事業成果の周知や文化財資料提供）	市	文化財保護課 団体・事業者	→		
29	<b>建築技能士育成事業</b> 伝統的な木材建築技術の継承や後継者の育成を図る活動に対して支援を行う	市	商工労政課 団体・事業者	→		
30	<b>日本遺産魅力発信推進事業</b> ・日田市日本遺産活性化懇話会において、日本遺産を活用した観光振興や地域活性化を推進する ・日本遺産子どもガイドの養成を推進する	市	世界遺産推進室 団体・事業者 市民	→		
31	<b>ガランドヤ古墳公園維持管理事業</b> ガランドヤ古墳公開サポーターの育成を推進する	市	文化財保護課 市民	→		
32	<b>日田の自然環境体験事業</b> 自然インストラクターの養成を推進する	市 その他	博物館 市民	→		
33	<b>市民との協働により文化財を支える制度の創設</b> 市民との協働により、地域に身近な歴史や文化を守り育てる「市民文化財サポーター制度」の創設について検討する	市	文化財保護課 関係機関 団体・事業者 所有者 市民	→		

⑨ 担い手の育成を推進する

【担い手の育成を推進】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組 主体	実施期間		
				前期	中期	後期
34	<b>伝統的建造物群保存事業</b> 豆田町伝建保存会が行う歴的町並みを活用したまちづくり並びに会報誌の作成及び講演会の開催などによる住民意識の高揚などの取組に係る経費の一部を補助する	市	文化財保護課 団体・事業者	→		
35	<b>小鹿田焼伝承者養成事業</b> 小鹿田焼技術保存会が取り組む保存・継承経費に対し、補助・支援を行い、工芸技術の継承、後継者の育成を図る	国 県 市	文化財保護課 団体・事業者	→		
36	<b>鵜飼保存対策事業</b> ・保存及び継承など活動経費の一部を助成する ・後継者の確保・育成の方策について検討を行う	市	文化財保護課 団体・事業者	→		
37	<b>指定文化財等保存補助事業</b> 日田祇園囃子保存会、五馬地区くにち楽保存会及び大野楽保存会の各団体が取り組む伝統文化の保存・後継者の育成などの活動経費の一部を助成する	市	文化財保護課 団体・事業者	→		
38	<b>無形民俗文化財記録保存事業</b> 映像により無形の民俗文化財 11 件（国選択 1・県指定 4・県選択 2・市指定 4）の記録保存を行うとともに、後継者の養成の教材として活用する	市 その他	文化財保護課 団体・事業者	→		
39	<b>学校教育・社会教育と連携した取組</b> 学校及び公民館と連携し、子どもたちに無形の民俗文化財の魅力や価値を伝え、興味・関心を高める。	市	文化財保護課 学校教育課 社会教育課 公民館運営事業団	→		

(3) 文化財を「活かす」

■方針Ⅰ：地域振興への活用を推進

⑩ 地域振興への活用を推進する

【文化財を活かした交流とにぎわいの創出】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
40	<b>日田まつり振興会補助事業</b> 歴史的な町並みを活かしたイベント(天領日田おひなまつり、日田天領まつり、天領日田千年あかりなど)の開催経費に対して補助金を交付する	市	観光課 団体・事業者			→
41	<b>観光誘客宣伝事業</b> 観光誘客を促進するため、福岡都市圏をはじめとした近隣エリアへの情報発信や久大本線自治体と連携した宣伝活動を行うもの	市	観光課	→		
42	<b>日田市インバウンド推進事業</b> 訪日外国人観光客の更なる誘客を図るため、現地商談会への参加を通じた旅行会社への商品造成促進や、情報発信の強化を行うもの	市	観光課	→		
43	<b>歴史的観光資源活用事業</b> 三隈川の夏の風物詩である伝統漁法(鮎やな)を活用した誘客を図る	市	観光課 団体・事業者	→		
44	<b>空き店舗等活用事業</b> 伝統的建造物群のテナントなどへの活用支援を促進する	市	商工労政課 市民	→		
45	<b>市民活動団体に対する支援</b> 市民活動団体などが、自主的かつ自発的に行う地域課題の解決につながる公益的な事業に対し、補助金を交付する(文化財を活かしたまちづくり活動)	市	地域振興課 市民	→		
46	<b>健活アプリを活用した取組</b> 文化財関連のイベントを大分県健康アプリ「おおいた歩得(あるとっく)」のポイント付与の対象とする	県	大分県 健康保険課	→		
47	<b>棚田を活用した交流促進への支援</b> 月出山棚田を活用した稲刈り体験などにより都市住民との交流を促進する(中山間地域等直接支払制度)	国 県 市	農業振興課 市民	→		

No	保存と活用に関する措置	財源	取組 主体	実施期間		
				前期	中期	後期
48	<b>景観形成の取組</b> ・文化財を活かした公園などの整備及び保全について検討する ・景観に配慮した建築物などの修理・修景に対する支援を行う	市	都市整備課	→		
			市民	→		
49	<b>ランドヤ古墳公園維持管理事業</b> 筑後川流域自治体と連携した装飾古墳一斉公開を実施する	市	文化財保護課 広域連携	→		
50	<b>日本遺産魅力発信推進事業</b> ・日本遺産構成文化財（咸宜園跡、豆田町伝統的建造物群保存地区など）周遊ルートの設定を検討する ・九州・山口・沖縄や大分県内の日本遺産認定自治体との連携を図る	国 県 市	世界遺産推進室	→		
				→		
51	<b>スポーツイベントを活用した取組</b> 水郷日田チャレンジウォークにおいて文化財を通るルートを検討する	市	スポーツ振興課	→		
52	<b>文化財周辺環境整備の検討</b> アクセス道路、便益施設などの整備について検討する	市	土木課	→		

## ■方針2：教育事業との連携を強化

### ① 学習機会の充実を図る

【学校及び社会教育における学習機会の提供】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組 主体	実施期間		
				前期	中期	後期
53	<b>歴史読本発行事業</b> 「子ども版日田市の歴史と文化財」を改訂する	市	文化財保護課	→		
54	<b>咸宜園普及啓発刊行物作成事業</b> 咸宜園に関する児童向け読本・リーフレットを作成する	市	咸宜園教育研究センター	→		
55	<b>埋蔵文化財センター運営事業</b> 日田市の歴史講座を実施する	市	文化財保護課	→		
56	<b>日田の自然環境体験事業</b> 日田市の自然環境に関する講座を実施する	市	博物館	→		

【文化財に関する体験機会の提供】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
57	文化財保護事業 埋蔵文化財センター、咸宜園教育研究センター、博物館などの文化財関連施設において、子ども学芸員による展示体験や市民協働企画展示を検討する	市	文化財保護課	.....▶		
58	埋蔵文化財センター運営事業 ・火熾し体験や勾玉づくりなどを実施する ・体験道具の学校授業への貸出しを行う	市	文化財保護課	▶————▶	▶————▶	
59	ガランドヤ古墳公園維持管理事業 本物の古墳見学での感動体験の創出を図る	市	文化財保護課	▶————▶		
60	地区公民館との連携事業 地区公民館との連携により、文化財の体験学習会、見学会及び地域文化財講座を開催する	市	社会教育課 公民館運営事業団	▶————▶		

■方針3：積極的な情報発信の推進

② 情報発信の取組を推進する

【デジタルコンテンツの活用】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
61	文化財保護事業 ・文化財のデジタルアーカイブ化を推進する ・文化財データベースや資料の公開ページを作成する ・大分県が作成する「おおいた文化財すかん」「おおいたデジタル資料室」に掲載する	国 県 市	文化財保護課 大分県		▶————▶	▶————▶

【国内外への情報発信】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
62	文化財保護事業 ・文化財案内コンテンツの多言語化を検討する ・文化財や先哲・先人に関する刊行物の多言語化を検討する	国 市	文化財保護課	.....▶		

## 第7章 文化財の総合的・一体的な保存と活用

### 1. 関連文化財群の目的

関連文化財群とは、地域の多種多様な文化財を歴史的・地域的関連性に基づくテーマや物語に沿って、一定のまとまりとして捉えたものである。まとまりをもって扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を発見することができる。

### 2. 関連文化財群の考え方

本市においては、文化財の総合的・一体的な保存と活用に向け、次の点に留意して、関連文化財群を設定する。

なお、今後の文化財の調査の進展や事業の進捗状況に応じて、関連文化財群の追加について検討する。

- ・歴史文化の特性に基づき、物語を紡ぎ、その魅力を次世代へとつなげるものとする。
- ・指定・未指定を問わず、多様な文化財の類型を含んだ構成とするものとする。
- ・市民が親しみを感じ、地域において守り・伝えられるものとする。
- ・文化財を活用したまちづくり活動につながるものとする。

### 3. 日田市の関連文化財群

前述の考え方にに基づき、本市の歴史文化の特性を踏まえながら、次の五つの関連文化財群を設定する。

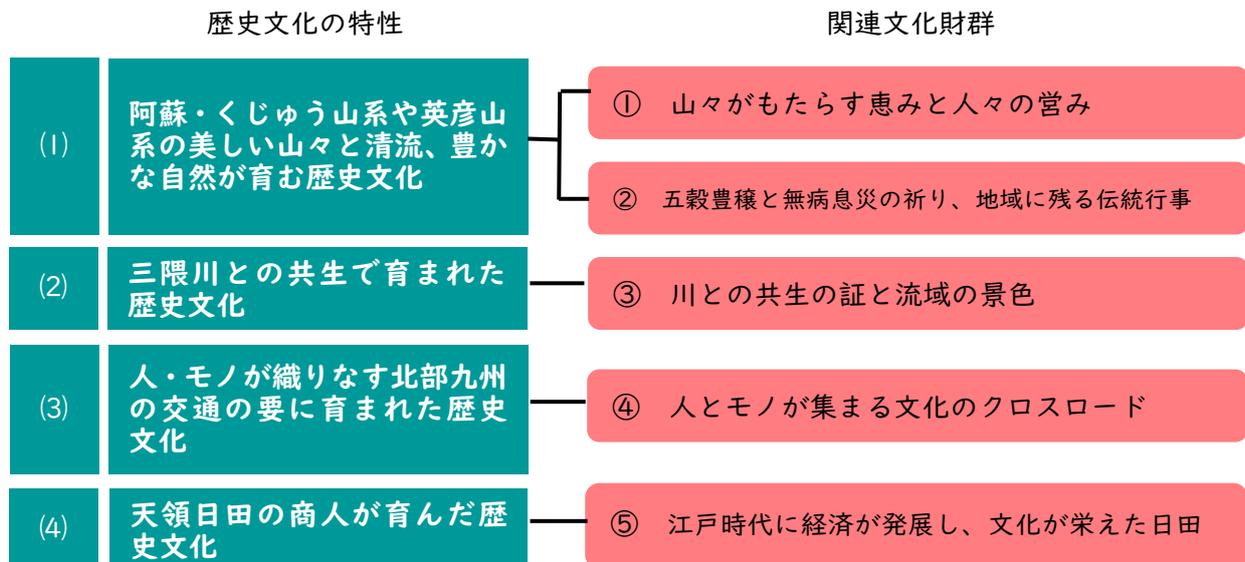


図 7-1 文化財の特性と関連文化財群の関係

#### 4. 関連文化財群ごとのテーマ、物語の概要及び構成文化財

##### 【関連文化財群①】

テーマ：山々がもたらす恵みと人々の営み		
物語の概要		
<p><u>周囲を火砕流によって形成された台地や丘陵に囲まれ、これらの火砕流からなる腐食に富んだ土壌により、スギやヒノキの植林化が進み、林業や木工業が盛んになったほか、金の産出が産業を支え、また地域資源を活かした小鹿田焼の伝統技術が継承されてきた。</u></p> <p>本市は、北部九州のほぼ中央、大分県の西部に位置し、福岡県と熊本県に隣接した地域で、周囲を阿蘇・くじゅう山系や英彦山系の山々に囲まれており、こうした山系から流れ出る豊富な水は、日田盆地で合流し三隈川となって、有明海へと流れ込んでいる。</p> <p>この三隈川が貫流する市の中心部は、周囲を耶馬溪火砕流や阿蘇火砕流によって形成された台地や丘陵が巡る盆地にある。耶馬溪溶結凝灰岩や阿蘇溶結凝灰岩などからなる、腐食に富んだ土壌は「三隈土壌」と呼ばれ、排水の良さを特徴とする地質特性からスギやヒノキの生育に適している。そのため、江戸時代以降、急速に植林化が進み、山間部では林業が営まれ、木工業が盛んになった。</p> <p>津江山地の鉱床をもとに興された鯛生金山は近代日田の産業を支えてきた。</p> <p>市の北部に位置する皿山地区で江戸時代中頃に開窯された小鹿田焼は、山の水・土・木などの地域資源を活かし、伝統的技法による生活雑器の製作し続けている。</p>		
構成文化財		
名称	指定等区分	概要
① 小野川上流部の火山活動痕跡	未指定地質鉱物	小野川上流部にある760万～460万年前の火山活動の痕跡。釜ヶ瀬地区のプロピライト岩峰群や上小竹地区の夫婦岩観音などの奇岩ができた。また、高温の地下水による熱作用でできた土は小鹿田焼の陶土として利用されている。
② 小野川の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没樹木群	国指定天然記念物	今から9万年前の阿蘇山大噴火で発生し、その威力や災害状況、当時の森林構成などが明らかになっている。

名称	指定等区分	概要
③ 戸山神社の境内林	未指定植物	戸山神社を囲むようにアカガシを優占種とする自然林が残存する。イヌガシ・シキミ・ハイノキ・ツルシキミなどアカガシ＝ミヤマシキミ群落を形成する貴重な森林である。
④ 有田川の埋没樹木群	未指定地質鉱物	今から9万年前の阿蘇山大噴火で発生した火砕流に埋没した樹木群。アサダ・トネリコ・サワラ・スギなどの樹種が確認された。
⑤ <sup>くらがどう</sup> 鞍形尾神社の自然林	県指定天然記念物	大原八幡宮の元社である鞍形尾神社周辺に残る自然林である。ウラジログシを中心とした高木が優占種で、亜高木層のヤブニッケイ、低木層のヒサカキ、草木層のナガバジャノヒゲ等で構成されている。
⑥ 台神社の森	市指定天然記念物	台神社境内に残る自然林である。イチヨウ・ムクノキ・クスノキなどで構成され、かつては高さが20mを超える樹木も多く存在していた。
⑦ <sup>からとまり</sup> 烏宿自然林	市指定天然記念物	烏宿山頂にある烏宿神社周辺に残る樹林。スタジイを優占種として、タブノキ・ウラジログシ・アカマツ・イチイガシなど150を超える種が残っている。
⑧ 大山層	未指定地質鉱物	今から250万年前～100万年前に九重・別府地溝の陥没により形成された。 堆積層の中からは、植物や淡水魚の化石が見つまっている。
⑨ ユズリハ自然林	市指定天然記念物	大野老松天満社の背後にある自然林で、ユズリハを優占種として、タブノキ・ヤブニッケイ・イヌガシなどの樹木で構成される。

名称	指定等区分	概要
⑩ 御前岳・釈迦岳の原生林 <small>ごぜんだけ しゃかだけ</small>	未指定植物	釈迦岳・御前岳の尾根筋には、ミズナラやカエデ類などの落葉広葉樹からなるブナ林が、御前岳北側の谷沿いにはシオジ林が分布している。
⑪ 津江神社のスギと自然林	県指定天然記念物	神社の参道沿いに杉の巨樹 30 数本が立ち並ぶ。日田スギの原木とかつての原植生を残している。
⑫ 酒呑童子山北西斜面一帯の自然林 <small>しゅてんどうじざん</small>	未指定植物	カシノキヅル谷の上流域から下流域にかけてモミ林が分布している。モミ、シキミ、ハイノキ、シロモジなどモミ＝シキミ群落を形成する貴重な森林である。
⑬ 鯛生金山	未指定地質鉱物	明治時代に発見された金鉱山で、最盛期の昭和 13(1938)年には年間産金量は 2.3 トンに達し、国内第 1 位となったが、昭和 47(1972)年に閉山となった。平成 19(2007)年近代化産業遺産に認定される。
⑭ 小平のカツラ林	市指定天然記念物	9本の株から成る古木で、幹周囲の林床にはシャガ・フユイチゴ・ヤブソテツなどが生育している。
⑮ 浦宮神社境内地「樹林・下草シダ類」	市指定天然記念物	浦宮神社境内地に残る樹林で、御神木とされる大杉のほか、シダ植物 37 種、裸子植物 7 種、被子植物 262 種が生息している。
⑯ 年の神境内地樹林	市指定天然記念物	年の神社の境内を取り巻く森で、カヤ・モミジ・ツバキなどで構成される。樹齢 500 年を超えるカヤの大木がある。
⑰ 耶馬溪	国指定名勝	中津市を中心とした東西約 40 km、南北約 35 kmの範囲に及ぶ。火山活動に伴う耶馬溪層や耶馬溪溶岩などの浸食によって形成された景観は耶馬溪独特の風景を生み出している。日田では一尺八寸山の一部が指定範囲に含まれている。

名称	指定等区分	概要
⑧ 小鹿田焼の里	国選定文化的景観	江戸時代以来、狭隘な谷間で営まれる水、土、木などの資源を活かした窯業や石積みの棚田で営む農業といった生業が、この地での生活の在り方を示している。
⑨ 小鹿田焼	国指定重要無形文化財	江戸時代中期に柳瀬三右衛門、黒木十兵衛らによって開窯された窯業技術で 300 年以上の歴史をもつ。周辺の山から採取した原土を水の力を利用した唐臼で粉碎し、水簸・乾燥を経て陶土とする。蹴轆轤で成形し、刷毛目・飛び鉋 <sup>かんな</sup> などで模様を付け、登り窯で焼成して完成する焼き物である。

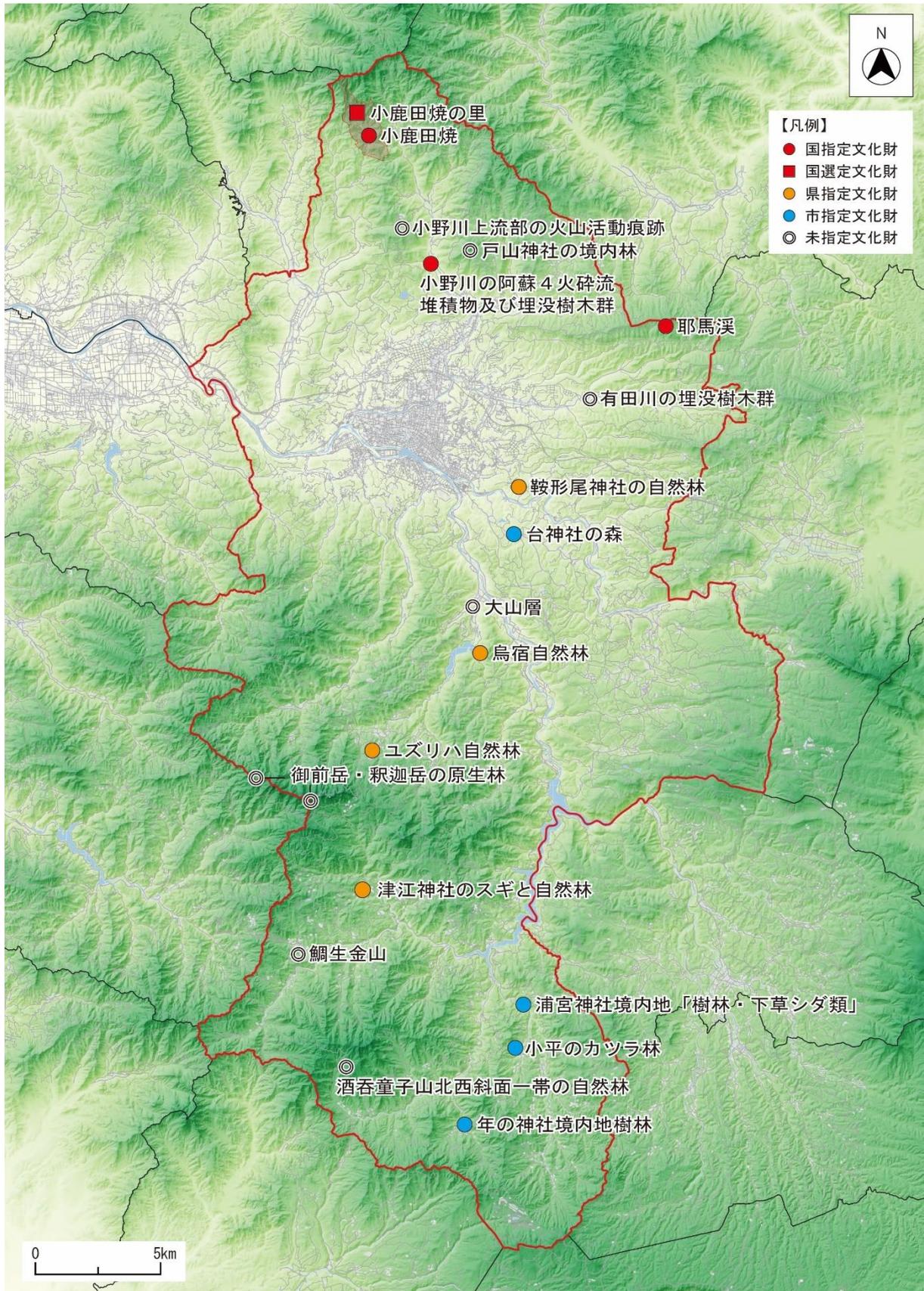


図 7-2 関連文化財群①主な構成文化財位置図

【関連文化財群②】

テーマ：五穀豊穰と無病息災の祈り、地域に残る伝統行事

物語の概要

本市には、五穀豊穰・無病息災を願う、古い由来を持つ伝統行事が市内の各地域に残されている。市内中心部では、毎年7月に、天領であった江戸時代を起源とする「日田祇園」が、開催される。また、秋の祭日に合わせて奉納される楽（杖楽）が多く行われ、日田を含む県西部は県南部とともに、大分県内における杖楽の二大開催地である。

本市には、五穀豊穰・無病息災を願う、古い由来を持つ伝統行事が市内の各地域に残されており、なかでも、毎年7月に市内中心部の隈・竹田、豆田地区で行われる「日田祇園」は、天領であった江戸時代を起源とし、夏の伝統行事として親しまれている。

秋に行われる楽には、五馬地区のくにち楽のほか、磐戸楽や大野楽などがある。これらの楽では杖を使うのに加え、磐戸楽・大野楽では河童の所作を真似する河童楽の要素もある。また、有田地区に伝わるやっこ振り行列は、有田八幡社の秋祭りの中心的な行事であり、日田天領まつりの西国筋郡代行列でも披露されている。

中津江村の宮園津江神社では、祈念祭りで五穀豊穰や家内安全を願う老松様の的ほがし祭りや例祭で小麦餅をついて供える餅搗祭など、地域特有の行事が行われている。

そして、こうした祭りは地域のつながりや一体感の醸成に寄与している。

構成文化財

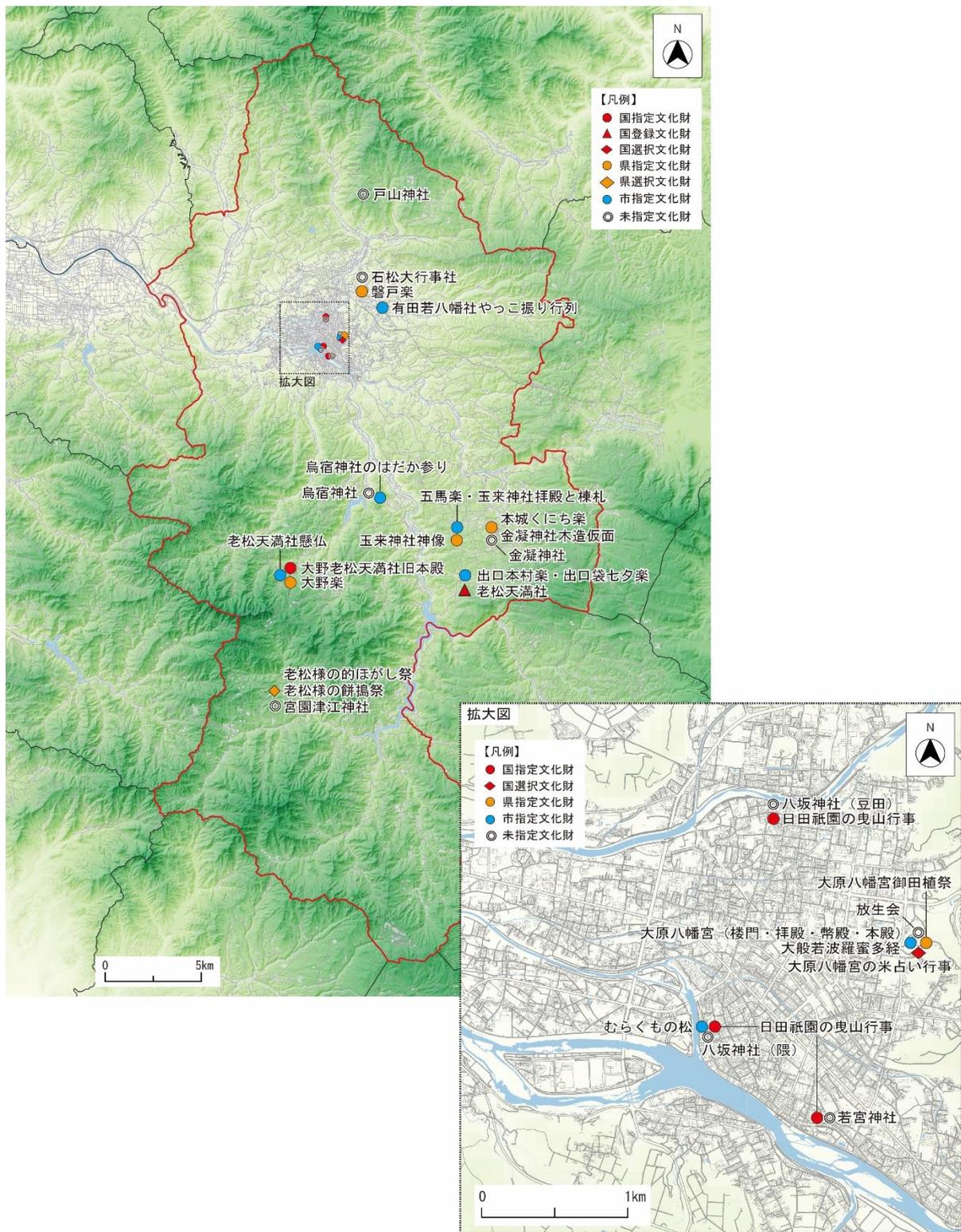
名称	指定等区分	概要
① 日田祇園の曳山行事	国指定重要無形民俗文化財	疫病や風水害を払い安泰を祈念し、隈地区の八坂神社、竹田地区の若宮神社、豆田地区の八坂神社の三社で、毎年7月20日過ぎの土日に行われる祇園祭の総称。 現在曳き出される山鉾は9基あり、幾重にも人形が重なる独特な様式を持つ。 山鉾の建造は、正徳4（1714）年に始まるとされるが祇園会そのものは正徳以前より行われていたものである。
② 祇園囃子	未指定無形民俗文化財	日田の祇園囃子が現在の形になったのは、文化14（1817）年、小山徳太郎が、長崎で明秦楽の明笛を習得し、日田に持ち帰ったことが始まりとられている。篠笛を主旋律に、太鼓、小太鼓、三味線で構成される。

名称	指定等区分	概要
③ 叢雲の松	市指定天然記念物	隈町の八坂神社に残る松で、宝永3（1706）年に町年寄の高倉喜左衛門が献樹したと伝えられる。樹齡は約300年、樹高はメートルにもおよぶ。幹の最大周は約2mで、地上から約1mの高さから東西左右に分かれる。全長約35mの枝は臥竜のように社殿を半周する。
④ 八坂神社（隈）	未指定有形文化財（史跡）	文禄3（1594）年、日隈城築城の時、春日社とともに日田郡田島村に遷され、宝永元（1704）年に現在の地に遷座したとされる。
⑤ 八坂神社（豆田）	未指定有形文化財（史跡）	本社は明和9（1772）年7月の豆田町の大火で書類消失のため詳細は不明。安永8（1779）年6月、西国郡代揖斐勲負源政喬のとき再建される。
⑥ 若宮神社	未指定有形文化財（史跡）	延喜11（911）年、郡司大蔵氏が日田郡の五郷に祀らせた若宮社のうちのひとつで、本社は刃連郷の若宮社として鎮座する。
⑦ 戸山神社	未指定遺跡（史跡）	「豊西記」に慶雲2（705）年、小角という者が英彦山から戸山にきた伝説が記され、この時に日田郡司の大蔵氏の先祖が戸山にきたと伝えられている。
⑧ 磐戸楽	県指定無形民俗文化財	三ノ宮町にある石松大行事神社に天文年間以前より伝わる神事で、俗に「河童踊り」の名で親しまれている。
⑨ 石松大行事社	未指定遺跡（史跡）	大字西有田にある神社で、秋には磐戸楽が奉納される。
⑩ 有田若八幡社やっこ振り行列	市指定無形民俗文化財	有田町にある有田若八幡社の秋祭りの中心的な行事で、有田に伝わっている「須ノ原踊り」の一部をなすものである。

名称	指定等区分	概要
⑪ 大原八幡宮(楼門・拝殿、幣殿、本殿)	市有形文化財(建造物)	寛永元(1624)年に、日田藩主の石川忠総 <small>いしかわただふさ</small> により、元大原の地から現在地に遷り、日田の総社として地域の尊崇を集めてきた。 境内には多くの楼門や拝殿などの多く建造物のほか、経典なども所蔵されている。
⑫ 大般若波羅蜜多經	市有形文化財 (美術工芸品(典籍))	大原八幡宮の神宮寺に豊後の守護大名大友氏が寄贈したとされる大般若教が破損したため、天和3(1683)年に隈町の玄周など8人の僧によって新たに写経され、奉納された。
⑬ 大原八幡宮の米占い行事	国選択無形民俗文化財	その年の豊作などを占う行事。1月15日に小豆粥を炊き、稲・麦・粟・大豆・蚕の札を立てる「五穀盆」と藤蔓で河川を作る「地形盆」の2つの粥盆が用意され、2月15日に粥に生じたカビの種類や形状によって、その年の豊作と、その地域を占う。
⑭ 大原八幡宮御田植祭	県指定無形民俗文化財	江戸時代に始まったと伝わる豊作祈願の行事。毎年4月15日に行われる、女兒に田植えの所作、牛に扮した人が田鋤の所作など、田植えの様子を再現する。
⑮ 放生会	未指定無形民俗文化財	生物を池や川などに放って供養する儀式。大原八幡宮では承保元(1074)年に始まったと伝えられ、何度かの中断を経て延宝4(1767)年に再興している。かつては旧暦の8月13日から15日まで行われていたが、現在は秋分の日を中心として前後2日ずつ、計5日間行われている。
⑯ 本城くにち楽	県指定無形民俗文化財	天瀬町本城の金凝神社で奉納される。明治15(1882)年頃、九重町の町田楽を伝習したと伝わり、「面かぶり」が杖使いを指揮する。
⑰ <small>かなごり</small> 金凝神社	未指定遺跡(史跡)	天瀬町五馬市にある神社。創建の時期は不明である。秋には本城くにち楽が奉納される。

名称	指定等区分	概要
⑱ 金凝神社木造仮面	県指定有形文化財 (美術工芸品(彫刻))	木製の天狗、翁、鬼、河童の面。クス・桐・ヒノキを材料とした一木造りで、長さは21.5～25.0 cm。祈願成就を祈って神社に奉納したものと考えられる。
⑲ 出口本村楽	市指定無形民俗文化財	五穀豊穣に感謝して天瀬町出口の老松天満社で奉納される。出口袋七夕楽と隔年で行われる。
⑳ 出口袋七夕楽	市指定無形民俗文化財	天瀬町出口の老松神社で奉納される。江戸時代後期の早魃時に雨乞いのため、前津江大野楽を伝習したと伝わり、相撲甚句を伝えるのが特徴である。
㉑ 老松天満社 (金比羅社・鳥居・拝殿・本殿)	国登録有形文化財 (建造物)	天瀬町出口にある神社。本殿は明治31(1898)年に建立された三間社流造で銅板葺きである。
㉒ 五馬楽	市指定無形民俗文化財	天瀬町五馬市の玉来神社 <sup>たまらい</sup> で奉納される。天狗・恵比寿・大黒・赤鬼・青鬼ら「面かぶり」が杖使いを指揮する。
㉓ 玉来神社拝殿と棟札	市指定有形文化財 (建造物、美術工芸品 (工芸品))	天瀬町五馬市にある神社。現在の拝殿は天保6(1835)年に塩谷代官の命で建立されたものといわれ、拝殿の天井には格子絵が描かれている。また、古い棟札は応永2(1468)年のものが残されている。
㉔ 玉来神社神像	県指定有形文化財 (美術工芸品(彫刻))	男神と女神の対をなすものが7対ある。ヒノキの一木造りで、高さは27.5～77.5 cmと大小様々ある。
㉕ 烏宿神社はだか参り	市指定無形民俗文化財	江戸時代から伝わる行事で、享保の大飢饉の際に、烏宿神社参道にある「御池」の水を畑に撒いたところ、害虫が発生せずに餓死者が出なかったことに感謝して、地元の若者が裸でお参りしたことに由来する。
㉖ 烏宿神社	未指定遺跡(史跡)	大山町西大山の烏宿山中腹にある神社。日田郡司の大蔵永弘の命により、寛和元(985)年に社殿が創建されたと伝えられる。室町時代から江戸時代を通じて、4回社殿の建替えが行われている。

名称	指定等区分	概要
⑳ 大野老松天満社旧本殿	国指定重要文化財 (建造物)	延久3(1071)年に日田郡司の大蔵永季による創建と伝えられる。旧本殿は長久2(1488)年に長谷部信安によって再建された。前室付き三間社流造 <sup>さんげんしやながれづくり</sup> という形式で、屋根は板葺きである。
㉑ 大野楽	県指定無形民俗文化財	五穀豊穰、疫病災難払い又は天皇即位を祝うため、前津江町大野の大野老松天満社で奉納された、棒術・長刀術を伴う河童楽である。
㉒ 老松天満社懸仏	県指定有形文化財 (美術工芸品(工芸品))	鏡面に仏や菩薩、神像などを現したもの。大野老松天満社の懸仏は207面あり、一つの面に一つの仏などが表現されている。
㉓ 老松様の的ほがし祭	県選択無形民俗文化財	宮園津江神社の祈年祭で五穀豊穰や家内安全を祈願する祭りで、旧暦3月3日前後の4月15日に行われている。
㉔ 老松様の餅搗祭	県選択無形民俗文化財	宮園津江神社の例祭で小麦餅を搗いて供えることから、この名称になった。伝承では鬼(盗賊)退治を祝って始めたと言われるが、小麦の収穫を感謝する祭りと考えられる。
㉕ 宮園津江神社	未指定遺跡(史跡)	治安3(1023)年に日隈信弘が宮原に創建したのに始まるという。その後、仁安3(1168)年に現在地の宮園に遷座したという。建立年代としては、棟札に寛文9(1168)年と記されている。



【図 7-3 関連文化財群②主な構成文化財位置図】

【関連文化財群③】

テーマ：川との共生の証と流域の景色

物語の概要

日田盆地を流れる三隈川は、原始・古代から様々な恵みをもたらし、近世になり整備された河岸や多くの水路は、河川交通の発達や農業生産力を向上させるなど、人々の暮らしを支えてきた。また、三隈川沿いの史跡や建造物は、本市の特徴的な河川景観を作り出している。一方、周囲を山に囲まれた盆地の地形的な特性から、歴史の中で、幾度となく水害に見舞われている。

日田盆地は周囲の山々から多くの河川が流れこみ、筑後川の上流域（主に三隈川）を形成しており、流れる水は人々の暮らしを支えてきた。

それらの川には多くの淡水魚が生息しており、人々の貴重な食糧源として様々な漁法を生み出した。

その伝統漁法の一つである鵜飼は、安土桃山時代、豊臣秀吉の代官として日隈城を築城した宮木長次郎が鵜匠を4名招き、庄屋の4家に1名ずつ養わせたことに始まるといわれ、その漁法は今日まで絶えることなく受け継がれている。また、豊富な水を利用して、酒造りなどの醸造業が盛んになった。

近世に整備された多くの水路は、農業の生産力を向上させるなど、多くの恵みをもたらし、水郷日田の特徴的な景観を作り出している。

一方、山間部にある本市は、集中豪雨や長雨が続きと傾斜の急な周囲の山々からの流れが、一気に三隈川に流れ込むため、幾度となく水害に見舞われており、洪水による被害の大きさは、古代から日記や記録に残されている。

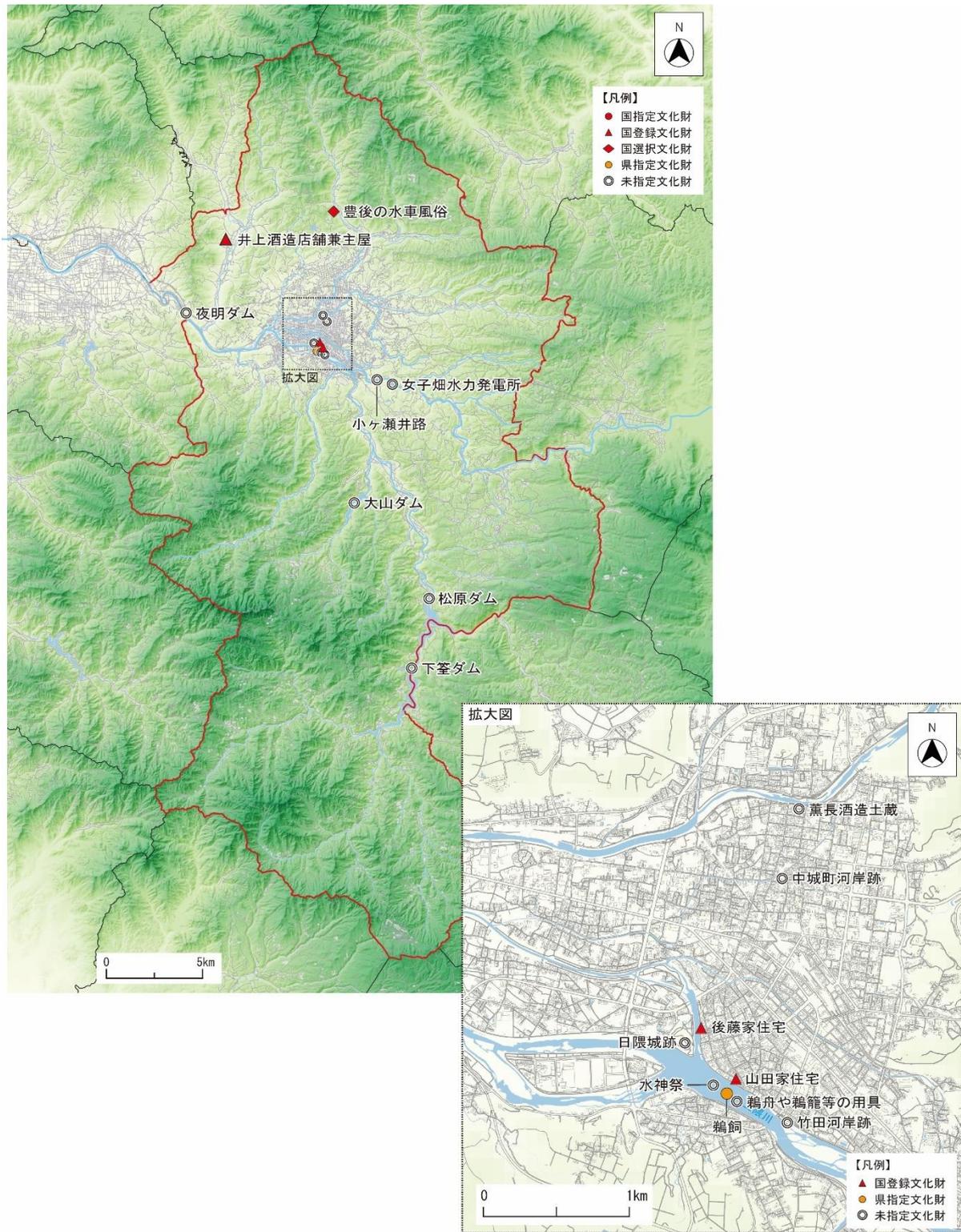
構成文化財

名称	指定等区分	概要
① 鵜飼	県指定無形民俗文化財	伝統的な漁法で、安土桃山時代、豊臣秀吉の代官として日隈城を築城した宮木長次郎が鵜匠を4名招いたことに始まるといわれる。未指定遺跡（史跡）
② 鵜舟や鵜籠等の用具	未指定有形民俗文化財	鵜飼に使用される用具類。鵜舟、鵜籠、ドウグ（鵜を直接する固定具）、手縄 <small>たなわ</small> 、松明 <small>たいまつ</small> がある。
③ 水神祭	未指定無形民俗文化財	毎年5月の筑後川水系の鮎漁解禁に合わせて行われる「日田川開き観光祭」で、川の安全祈願のために神事が行われ、鮎を放流する。

名称	指定等区分	概要
④ 中城河岸跡	未指定遺跡（史跡）	<p>日田では、三隈川の豊かな水量を生かした船運が早くから発達した。</p> <p>小ヶ瀬井路の完成により、中城川の水量が増加し、中城村（現在の豆田町）の荷物を日田川に出すための「河岸」が建てられ、26艘の川船が用意された。</p>
⑤ 竹田河岸跡	未指定遺跡（史跡）	<p>三隈川に設けられた河岸で中城河岸より古く、竹田村の年貢米のほか、玖珠郡の幕府領の年貢米を積み出した。</p>
⑥ 日隈城跡	埋蔵文化財	<p>文禄3（1594）年、豊臣秀吉の直轄地となった際に、宮木長次郎によって築かれた。</p> <p>慶長6（1601）年から元和2（1616）年まで、毛利氏が城主となった後、寛永年間（1624～1644）に廃城となった。</p>
⑦ 後藤家住宅 （隠居座敷、座敷蔵、主屋）	国登録有形文化財 （建造物）	<p>後藤家は明治20年以降、山吉と号し、材木商を営んできた。木造2階建ての主屋は明治20（1887）年の建築で、入母屋造妻入棧瓦葺きの屋根を通りに向け、腰を海鼠壁とするなど重厚な構えを見せている。</p>
⑧ 山田家住宅（石垣及び煉瓦塀、井戸、主屋、土蔵）	国登録有形文化財 （建造物）	<p>山田家は、江戸時代には町年寄、代官所御用達を務めた豪商である。主屋は文化12（1815）年の大火の翌年に建てられた。</p> <p>通りに面して、切妻屋根の前後に本瓦葺きの深い下屋を下すことで、軒の低い重厚な表構えを見せている。</p>
⑨ 小ヶ瀬井路	未指定遺跡（史跡）	<p>文政6（1823）年から天保2（1831）年まで8年をかけて開削された井路で日田川（現在の三隈川）右岸の上井手村字小ヶ瀬より取水して、堅岩をくり抜いた貫（トンネル）を通して、中城村（現在の豆田町）まで用水を引き、中城村からは水路として「日田川通船」の経路となった。</p>

名称	指定等区分	概要
⑩ おなごはた 女子畑水力発電所	未指定有形文化財 (建造物)	九州水力電気株式会社(現在の九州電力株式会社)が最初に開発した発電所で、明治45(1912)年に着工し、大正2(1913)年に完成した。 筑後川水系玖珠川・大山川から取水する水力発電所で、出力は1万2,000kWであった。
⑪ 松原ダム・ <small>しもうげ</small> 下笠ダム	未指定有形文化財 (建造物)	昭和28(1953)年の大水害を契機に、筑後川の治水と日田市への利水、水力発電を目的とした二重ダム方式で建設された。 両ダムとも昭和33(1958)年に着手し、昭和48(1973)年に完成した。
⑫ 夜明ダム	未指定有形文化財 (建造物)	九州電力が水力発電用に筑後川に建設したダム。イカダによる木材運搬ができなくなることやアユなどの水産資源が影響を受けるなどの反対運動が起きたが、昭和29(1954)年に完成した。
⑬ 大山ダム	未指定有形文化財 (建造物)	大山川支流の赤石川に、湯水対策や洪水調節、取水の安定化、河川環境の保全のために建設されたダム。平成25(2013)年に完成した。
⑭ 豊後の水車風俗	国選択無形民俗文化財	山がちで溪流の多い大分県で多様な水車がみられる。江戸時代中期頃から作られた記録が残り、明治時代後半に最盛期を迎えた。
⑮ 井上酒造(煙突、店舗兼主屋、木造蔵)	国登録有形文化財 (建造物)	井上酒造は文化元(1804)年に創業し、店舗兼主屋は大正3(1914)年に建築された木造2階建、棧瓦葺きの入母屋造りである。当初は平屋の茅葺きであったが、昭和18(1943)年に2階を増築し、瓦屋根になった。

名称	指定等区分	概要
⑩ 薫長酒造土蔵	未指定有形文化財 (建造物)	薫長酒造は江戸時代から千原家が営んでいたもので、昭和初期に現在の経営者が買い取ったものである。敷地内には、仕込蔵・麴室・穀蔵・焼酎蔵など7棟の土蔵がある。
⑪ 日田水電株式会社関係遺構	未指定有形文化財 (建造物)	千原藤一郎や草野忠右衛門らが発起人になり、明治33(1900)年6月に設立した電力会社。三隈川の流水を利用した発電所を五和村(現在の大字石井)に設置した。 現在も通水路が利用されており、石井町の国道沿いで見ることができる。



【図 7-4 関連文化財群③主な構成文化財位置図】

【関連文化財群④】

テーマ：人とモノが集まる文化のクロスロード

物語の概要

原始・古代から中世に至るまで、筑後川を介して西からの文化を吸収しながら発展し、遺跡・出土品や仏像群などから、北部九州を中心に他地域と交流していた様子を窺うことができる。

弥生時代には、筑後川を介して西からの文化を吸収しながら発展し、小さなクニが成立していく中期ごろには、吹上遺跡に代表される日田を統率する首長が出現し、甕棺墓など、北部九州の各地との交流を示す遺物が多数出土する。さらに、古墳時代初頭にかけては、環濠集落や豪族居館が出現する。

古墳時代中期には集落同士の交流により、カマドや鉄作りを一早く、受け入れている。後期になると、市内最大の前方後円墳である朝日天神山古墳、グランドヤ古墳や穴観音古墳といった装飾古墳が造営された。これらの古墳はいずれも三隈川沿い、あるいは西へ通じる陸路沿いにあり、交通の要衝を日田の各地域の首長が支配することになった。

そして、中世になると、日田を掌握していた有力豪族である大蔵氏の居城や屋敷跡などからは輸入陶磁器や硯など当時貴重な中国からの輸入貿易品などが多数見つかリ、当時の様相が浮かんでくるようになった。

大蔵氏は日田郡司として名目上の支配者だったばかりでなく、実質的にも各地域に配置した同族及び他の豪族たちを統合して西豊後に一大勢力を築いた。大蔵氏が造営した慈眼山永興寺や岳林寺には、京・奈良の仏師による仏像群が並び、一面中央を志向しつつも、一面では確かな自己の力を誇示するという日田独自の文化が育った。

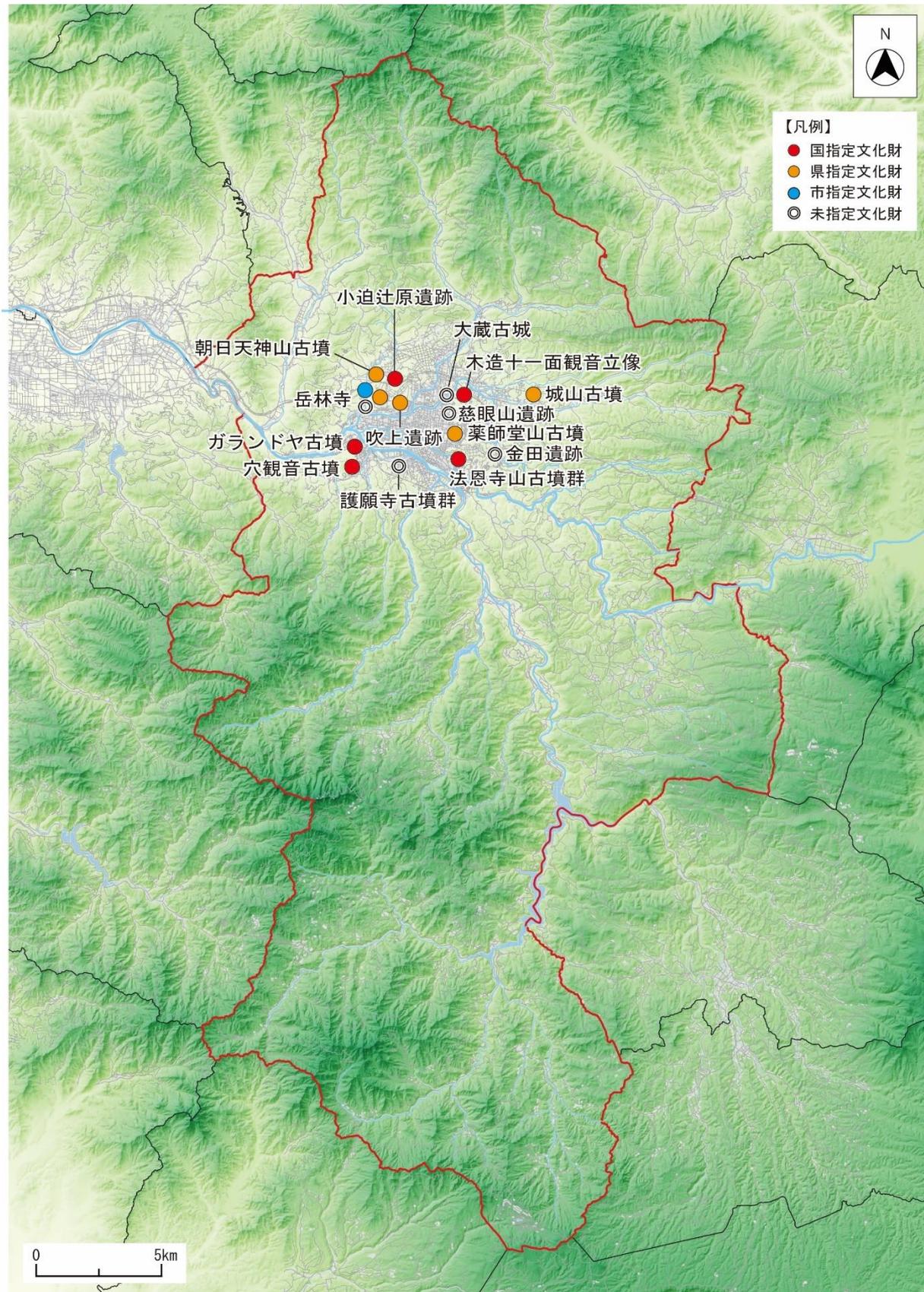
構成文化財

名称	指定等区分	概要
① 吹上遺跡	県指定史跡	弥生時代中期から後期にかけての墓地。7基の甕棺墓と3基の木棺墓で構成される。墓からは青銅器や貝製品など豪華な副葬品が多く出土し、当時の日田を治めた有力者の墓地と考えられる。出土品は国指定重要文化財、墓地一帯は県指定史跡。
② 大分県吹上遺跡出土品	国指定重要文化財 (美術工芸品 (考古資料))	吹上遺跡6次調査で出土した青銅製や鉄製の武器類、勾玉・管玉などの装飾品、南海産の貝輪などに副葬品と甕棺など577点で構成される。

名称	指定等区分	概要
② 川原隧道と石畳	県指定史跡	代官の塩谷大四郎の命令で日田と玖珠を結ぶ道路の改修に伴い造られた。山を掘り抜いて石を組んだ全長 52m のトンネルで両出口には石畳が残っている。
④ 薬師堂山古墳	県指定史跡	古墳時代中期に造られた直径約 38m の円墳で市内では最大である。内部には竪穴式石室があると考えられる。また、市内では唯一、円筒埴輪や太刀型埴輪が出土した古墳である。
⑤ 金田遺跡	埋蔵文化財	弥生時代中期から古墳時代後期にかけての集落遺跡である。古墳時代中期にカマドを備えた建物や鉄器作りの道具が見つかっており、日田市内では最も古い例である。
⑥ 城山古墳	県指定史跡	古墳時代後期に造られた全長約 30m の前方後円墳。内部は箱形の石棺があると考えられる。
⑦ 朝日天神山古墳	県指定史跡	古墳時代後期に造られた 2 基の前方後円墳で構成される。2 号墳は全長が約 85m あり、後期では大分県内最大級の大きさである。
⑧ ガランドヤ古墳	国指定史跡	古墳時代後期に造られた 3 基の円墳で構成される古墳群でいずれも横穴式石室がある。1 号墳は推定直径約 29m、2 号墳は推定直径約 23m である。3 号墳は直径 10～15m。1・2 号墳の横穴式石室には赤色や緑色で同心円文や人物、鳥、船などが描かれている。1・2 号墳からは鉄刀や鏡、馬具、鉄の矢じりなどの副葬品が出土した。1・2 号墳は国指定史跡、出土品は県指定有形文化財。
⑨ 穴観音古墳	国指定史跡	古墳時代後期に造られた直径約 23m の円墳。横穴式石室の壁には、赤色と緑色で円文や人物、鳥、船などが描かれた装飾古墳である。
⑩ 護願寺古墳群	埋蔵文化財	1 基の前方後円墳と 2 基の円墳で構成される古墳群。このうち、前方後円墳である 1 号墳は、後期の築造で全長 36m を測る。

名称	指定等区分	概要
⑪ 法恩寺山古墳群	国指定史跡	古墳時代後期に造られた7基の円墳から構成される古墳群。1～5号墳が国の史跡に指定されており、4号墳からは馬具や鉄の矢じりなどの多くの副葬品が出土している。3号墳は装飾古墳で、横穴式石室の壁に朱色で円文や鳥、人、馬などが描かれている。
⑫ 大蔵古城	埋蔵文化財	平安時代に日田郡司となった大蔵氏が慈眼山に造った城である。山中には現在も曲輪や切り通し(道)が多く残る。また、山の中腹には大蔵永季 <small>おおくらながすえ</small> が建てたといわれる永興寺がある。
⑬ 木造十一面観音立像	国指定重要文化財 (美術工芸品(彫刻))	永興寺本尊 <small>ようこうじ</small> とされる像で鎌倉時代中頃の作である。桧材の寄木造り。高さ92cmである。快慶の流れを汲む一派の仏師の作といわれている。
⑭ 木造四天王立像仏像	国指定重要文化財 (美術工芸品(彫刻))	桧材の寄木造り。高さは101cmから106cmである。奈良の興福寺に所属した大仏師の康俊と子の康成・俊慶が元亨元(1321)年から翌年にかけて作ったことが分かっている。
⑮ 木造兜跋毘沙門天立像	国指定重要文化財 (美術工芸品(彫刻))	大蔵永季が京都の相撲 <small>すまい</small> の節会 <small>せちえ</small> での勝利を記念して、自分と等身大の仏像を安置したと伝えられる像。桧材の一木造りで、高さは185cmである。平安時代後期の作である。
⑯ 木造毘沙門天立像	国指定重要文化財 (美術工芸品(彫刻))	桧材の一木造りで、高さは160cmと166cmである。大蔵永秀(永季の曾孫)が戦勝を祈願して作ったものと思われる。平安時代後期の作とされる。
⑰ 岳林寺	未指定遺跡(史跡)	康永元(1342)年、大蔵永貞が元の僧の明極楚俊が創建した寺である。
⑱ 岳林寺木造明極楚俊座像	県指定有形文化財 (美術工芸品(彫刻))	岳林寺を開いた僧の明極楚俊の像である。桧材の寄木造り、高さは約1mである。明極楚俊の没後間もないころの作である。

名称	指定等区分	概要
⑱ 岳林寺絹本着色仏涅槃図 <small>けんぼんちやくしよくぼとけ</small>	県指定有形文化財 (美術工芸品(絵画))	絹4枚をつなぎ合わせた約150cm四方の彩色画である。大きな寺院の工房で作成されたものと考えられ、構図は通常の涅槃図と同じものである。室町時代前半頃の作品とされる。
⑳ 絹本着色明極楚俊像	市指定有形文化財 (美術工芸品(古文書))	明極楚俊を描いたものである。軸装で、縦81.3cm、幅45.6cmである。
㉑ 紙本墨書明極墨蹟 <small>しほんぼくしよみんきぼくせき</small>	市指定有形文化財 (美術工芸品(古文書))	明極楚俊の作と伝えられる「没交渉」の3文字が長さ60cm、幅28cmの紙に横書きされている。
㉒ 木造釈迦三尊像附釈迦如来像奉籠物 <small>つけたり ほうろうぶつ</small>	市指定有形文化財 (美術工芸品(彫刻))	中央に釈迦如来像、左側に獅子に乗る文殊菩薩、右に白象に乗る普賢菩薩が安置されている。いずれも桧材の寄木造りである。 高さは中央の釈迦如来像が訳100cm、左右の両菩薩が約60cmである。京都の仏師である康誉・康意父子によって、康永元(1342)年に作られた。また、釈迦如来像の中には経文などが刷られた巻紙4枚が納められていた。
㉓ 岳林寺木造弥勒菩薩坐像	市指定有形文化財 (美術工芸品(彫刻))	桧材の寄木造りで、高さは約40cmである。出羽宝賢という仏師によって、応永30(1423)年に作られている。
㉔ 岳林寺文書	市指定有形文化財 (美術工芸品(古文書))	後醍醐天皇の勅願で建てられた寺であることを示す繪旨、足利尊氏の下し文、大友氏書状などの中世文書の写しや岳林寺の古絵図、江戸幕府將軍の朱印状、寛文年間(1661~1673)の境内の絵図などの近世文書、計51枚が残る。
㉕ 慈眼山遺跡	埋蔵文化財	大蔵古城南側の平地に広がる遺跡である。奈良時代や平安時代の遺構や遺物が見つかるほか、室町時代後半の大きな溝に囲まれた建物などが見つかり、当時の領主であった大蔵氏や大友氏の家臣たちが住んだ城下町と考えられる。



【図 7-5 関連文化財群④主な構成文化財位置図】

【関連文化財群⑤】

テーマ：江戸時代に経済が発展し、文化が栄えた日田

物語の概要

江戸時代に幕府の直轄地として代官所が置かれ、九州にある天領支配の拠点となった。日田の商人たちは代官所の公金を扱うことで経済的に豊かになり、文化的な活動が盛んになった。

豆田町と隈町に残された歴史的建造物や咸宜園跡などが往時の興隆を今に伝えている。

北部九州の中央に位置する本市は周囲を山々に囲まれているとはいえ、江戸時代には日田代官所を核とした政治の要衝であり、また日田金で知られるように、豆田町や隈町の商人のめざましい活動が展開された経済の要地でもあった。さらに、廣瀬淡窓をはじめとした数々の文化人が活躍した地としても重要な地位を占めていた。

こうした政治・経済・文化の動きは、人と人、地域と地域の結びつきの中で形づくられてきたものであり、道はその動脈に相当する。

日田代官所を起点として各地への陸上交通路が設けられるとともに、水上交通も整備が進み、年貢をはじめ様々な物資が運送された。このような交通網の発達により、廣瀬家や草野家に代表される商業活動が活発になり、文化面でも交流が進んだことで豊かな町人文化が育まれた。なかでも咸宜園跡（国指定史跡）は近世最大規模の私塾として知られる。

豆田町と隈町には、近世に建築された良質な建物が多く残されているが、これは、日田の地が幕府の直轄地として経済的に発展し、文化的にも進んでいたことが背景にある。

国の伝統的建造物群保存地区に選定されている豆田町は今なお、南北2本の通りと東西5本の通りに整然とした町割りを残す。また、隈町では、川を望んで奥座敷や座敷蔵が並び建つ水郷日田ならではの景観が形成され、近世日田の興隆を今に伝えている。

構成文化財

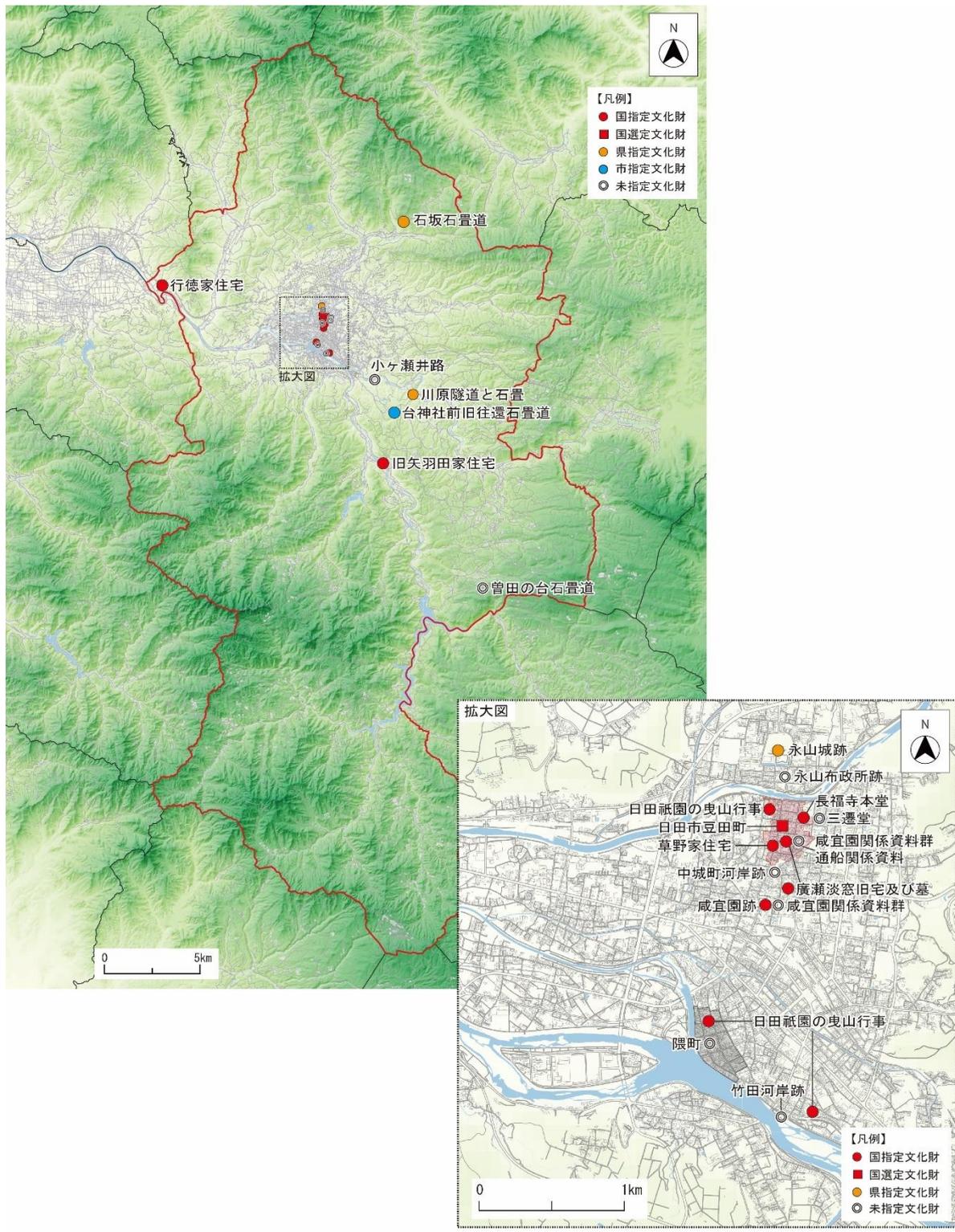
名称	指定等区分	概要
① 石坂石畳道	県指定史跡	日田代官所と中津や宇佐を結ぶ道路の一部。全長 1.26 k m、高低差 200m の石畳道。嘉永 3（1850）年に隈町の掛屋・山田常良が周防（現在の山口県）から石工を招いて作ったもので通行人や馬の負担は大きく軽減された。
② 川原隧道と石畳	県指定史跡	代官の塩谷大四郎の命令で日田と玖珠を結ぶ道路の改修に伴い造られた。山を掘り抜いて石を組んだ全長 52m のトンネルで両出口には石畳が残っている。

名称	指定等区分	概要
③ 台神社前旧往還石畳	市指定史跡	日田代官所と竹田を結ぶ道路の一部で約 30mが残る。寛政5(1793)年から文化6(1809)年に在任した代官の羽倉権九郎の時に、女子畑村(現在の天瀬町女子畑)から出口村(現在の天瀬町出口)まで整備されたといわれている。
④ 曾田の台石畳道	未指定遺跡(史跡)	日田代官所と竹田を結ぶ道路の一部で豊後と肥後の国境に近い曾田の台から出口村の北平を結ぶ700~800mの石畳が残る。
⑤ 永山城跡	県指定史跡	慶長6(1601)年に小川光氏が築いたもので、当初は丸山城と呼ばれた。元和2(1616)年に石川忠総が城主となり、永山城と改めた。
⑥ 永山布政所跡	未指定遺跡(史跡)	寛永16(1639)年、日田が天領となった際に永山城南側に置かれた代官所。 その後、明和4(1767)年の郡代昇格を経て、幕末まで代官所としての役割を担った。
⑦ 中城河岸跡	未指定遺跡(史跡)	日田では、三隈川の豊かな水量を生かした船運が早くから発達した。 小ヶ瀬井路の完成により、中城川の水量が増加したことから、中城村(現在の豆田町)の荷物を積み込んで、三隈川に出すための「河岸」が建てられ、26艘の川船が用意された。
⑧ 竹田河岸跡	未指定遺跡(史跡)	三隈川に設けられた河岸で中城河岸より古く、竹田村の年貢米のほか、玖珠郡の幕府領の年貢米を積み出した。
⑨ 小ヶ瀬井路	未指定遺跡(史跡)	文政6(1823)年から天保2(1831)年まで8年をかけて開削された井路で日田川(現在の三隈川)右岸の上井手村字小ヶ瀬(現在の小ヶ瀬町)より取水して、堅岩をくり抜いた貫(トンネル)を通して、中城村(現在の豆田町)まで用水を引き、中城村からは水路として、「日田川通船」の経路となった。
⑩ 通船関係資料	未指定有形文化財 (美術工芸品(古文書))	文政8(1825)年に小ヶ瀬井路が完成すると豆田町に中城河岸が完成したことで、「日田川通船」が実現した。

名称	指定等区分	概要
① 日田市豆田町	国選定重要伝統的建造物群保存地区	<p>天領時代に町人地として発展した豆田町とその周辺は、南北2本の通りと東西5本の通りに整然とした町割をよく残し、伝統的な建物が群として良好に残っていることから、平成16(2004)年に選定された。</p> <p>江戸期から大正期に建てられた居蔵造の町家を中心に、木部を見せる真壁造の町家、近代の洋館、醸造蔵、昭和初期の三階建家屋等が並び、町ごとに特徴ある歴史的景観を残している。</p>
② 草野家住宅	国指定重要文化財(建造物)	<p>江戸時代中期の元禄年間(元禄元(1688)年～元禄30(1704)年)に現在地に居を構えた草野家は製蠟業を営み、代官所御用達、庄屋役を務めた豪商である。</p> <p>建物は6棟からなる主屋と土蔵4棟が残っており、最も古いものは江戸時代中期の主屋仏間部で、通りに面して建つ店舗部などは、明和9(1772)年の豆田町の大火災後に建てられた。</p>
③ 廣瀬淡窓旧宅及び墓	国指定史跡	<p>江戸時代後期の儒学者である廣瀬淡窓の生家。廣瀬家は、延宝元(1673)年に廣瀬家初代五左衛門が現在地に移り住んだことが始まりとされる。</p> <p>旧宅は魚町通りを挟んで南北に分かれており、淡窓は北を「北家」、南を「南家」と呼び分けていた。</p> <p>「北家」には主屋や座敷、新座敷、土蔵3棟があり、廣瀬家当主や家族などが居住し、主に生活空間と商業空間として使用された。</p> <p>「南家」には南主屋や隠宅、土蔵2棟があり、祖父母や父母の隠宅、親族の住居などとして利用されてきた。</p> <p>廣瀬淡窓の墓は、旧宅から南へ300m離れた住宅地の中にあり、淡窓や廣瀬家出身の咸宜園歴代塾主とその家族の墓地で、「文玄廣瀬先生之墓」と刻まれた淡窓墓を中心にして左右に計12の墓石が並んでいる。</p>

名称	指定等区分	概要
⑭ 咸宜園跡	国指定史跡	江戸時代後期の儒学者の廣瀬淡窓が文化 14 (1817)年に開いた近世日本を代表する私塾である。 全国各地から入門した門下生の数は5,000名を超え、主な門下生には、兵学者の大村益次郎、文部官僚の長三洲、写真術の先駆者の上野彦馬、第23代内閣総理大臣の清浦奎吾などがある。
⑮ 長福寺本堂	国指定重要文化財 (建造物)	現存する九州最古の真宗寺院の本堂で、寛文9 (1669)年に建立された。京都の西本願寺の建物 (旧本堂西山別院)と似た造りから、西本願寺を建築した棟梁か、その指導のもとに建築されたと考えられている。
⑯ 桂林園跡	未指定遺跡 (史跡)	咸宜園の前身である私塾跡。文化2 (1805)年、廣瀬淡窓が初めて塾の建物を構えた場所でもある。
⑰ 三遷堂	未指定遺跡 (史跡)	有浦琴虹と蓬園の親子が営んだ寺子屋。寛政9 (1797)年から明治10 (1877)年までの80年間に約3,500人が学んだといわれる。
⑱ 咸宜園関係資料群	未指定有形文化財 (美術工芸品 (古文書))	咸宜園の「入門簿」や「会計録」、和漢籍 (日本または中国の書物)などの蔵書は塾の実態を明らかにする資料である。
⑲ 隈町	未指定伝統的建造物群	文禄3 (1594)年、豊臣秀吉の直轄地となった際に、宮木長次郎によって日隈城が築かれ、この時に、田島にあった町を三隈川右岸の城下に移し、隈町と名付けられた。
⑳ 日田祇園の曳山行事	国指定重要無形民俗文化財	疫病や風水害を払い安泰を祈念する祭りで、豪華絢爛な刺繍を施された見送り幕・水引をまとった山鉦が祇園囃子の音色とともに隈・竹田・豆田地区の町並みを巡行し、近世日田の繁栄を偲ばせる。山鉦巡行は正徳4 (1714)年には行われており、祇園囃子は江戸時代後期の文化年間に小山徳太郎によってはじめられたという。

名称	指定等区分	概要
② 行徳家住宅	国指定重要文化財 (建造物)	文化年間(1804~1817)に建てられたもので、西側に山を借景とした庭を有する。建築様式は当時よく見られた「曲屋」形式の屋根と土間の広い「大庄屋」形式である。なお、行徳家は代々医者を営む家で、幕末に活躍した元遂 <small>げんすい</small> は民政にも力を入れ、廣瀬家や千原家とともに夜明村(現在の夜明上町 <small>かえいぼし</small> )に歌詠橋を完成させた。
② 旧矢羽田家住宅	国指定重要文化財 (建造物)	18世紀前半の建築と推定されている。屋根の形は峰が「コの字」形となり、全面に谷がある「くど造り」形式となるのが、この住宅の特徴でもある。この形式の民家は県内で唯一残る。



【図 7-6 関連文化財群⑤主な構成文化財位置図】

## 5. 関連文化財群ごとの保存・活用に関する現状と課題・方針・措置

### ■関連文化財群① 山々がもたらす恵みと人々の営み

#### (現状)

- ・ 県・市指定の天然記念物は、概ね良好な状態で保存されているが、樹木医による計画的な診断は行われておらず、放置した場合には、病害や枯損等により、文化財の価値が損なわれるおそれがある。
- ・ 博物館においては、来館者が日田の自然や文化をより理解できるよう、プロジェクションマッピングや自作の動画番組などを用いるなど、展示方法を工夫している。
- ・ 物語に基づいた魅力の発信ができていない。

#### (課題)

- ・ 県・市指定の天然記念物については、所有者に対し適切な措置を講じるよう指導を行うため、樹木医による計画的な診断が必要である。
- ・ 日田の自然や文化の理解促進を図るため、博物館においては、資料や設備の充実、展示方法の工夫に取り組む必要がある。
- ・ 自然や文化に対する興味・関心を高め、保存・活用につなげるためにも、物語に基づいた魅力の発信が必要である。

#### (方針)

- ・ 県・市指定の天然記念物を対象として、樹木医による計画的な診断の実施について検討する。
- ・ 博物館の資料や設備の充実、展示方法の工夫に取り組む。
- ・ 物語に基づいた魅力の発信を行い、広く市民に周知する。

#### (措置)

NO	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
関1	<b>天然記念物診断委託事業</b> 樹木医による県・市指定の天然記念物の計画的な診断の実施について検討する	市	文化財保護課	●		
5	<b>博物館展示資料整備事業（再掲）</b> 博物館展示資料の収集、保管を行う	市	博物館	■	■	■
関2	<b>関連文化財群の物語に基づいた魅力発信</b> ホームページや広報紙などを用いて物語に基づいた魅力の発信を行い、広く市民に周知すると	市	文化財保護課	■	■	■

## ■関連文化財群② 五穀豊穡と無病息災の祈り、地域に残る伝統行事

### (現状)

- ・各地域で無形の民俗文化財（楽などの伝統行事）の保存団体により活動が行われている。
- ・各地域で行われている無形の民俗文化財の保存・継承のための活動に対し、財政支援を行っているが、後継者の確保及び育成が困難になっている。
- ・学校教育における歴史読本の発行、総合的な学習の時間を活用したふるさと教育の実践及び社会教育（公民館）における歴史講座の開設など学習機会の提供に努めている。
- ・物語に基づいた魅力の発信ができていない。

### (課題)

- ・無形の民俗文化財の保存・継承を図るため、活動団体が行う後継者の確保、育成に対する支援が必要である。
- ・担い手の減少により、保存・継承が危惧される無形の民俗文化財については、映像による記録化を行う必要がある。
- ・市民との協働による文化財を支える仕組みや取組について検討する必要がある。
- ・子どもたちを対象に、伝統文化が持つ魅力を伝え、関心を高めながら、将来的な担い手の育成につなげる取組が必要となる。
- ・市民の興味・関心を高め、担い手の確保につなげるためにも、物語に基づいた魅力の発信を行う必要がある。

### (方針)

- ・無形の民俗文化財の活動団体に対して支援を行うとともに、市民との協働による保存・継承を図る。
- ・文化財を後世に伝えていくため、無形の民俗文化財の記録保存に取り組む。
- ・市民との協働により、文化財を保存・継承する仕組みについて検討する。
- ・子どもたちに対して、学校や公民館と連携して、文化財を活用した学習機会を提供することで、文化財の価値の理解促進を図り、担い手の育成につなげる。
- ・物語に基づいた魅力の発信を行い、広く市民に周知する。

### (措置)

No	保存と活用に関する措置	財源	取組主体	実施期間		
				前期	中期	後期
37	指定文化財等保存補助事業（再掲） 日田祇園囃子保存会、五馬地区くにち楽保存会及び大野楽保存会の各団体が行う伝統文化の保存・後継者の育成などの活動経費の一部を助成する	市	文化財保護課 団体・事業者			

No	保存と活用に関する措置	財源	取組 主体	実施期間		
				前期	中期	後期
38	<b>無形民俗文化財記録保存事業</b> 映像により無形の民俗文化財 11 件（国選択 1・県指定 4・県選択 2・市指定 4）の記録保存を行うとともに、後継者の養成の教材として活用する	市 その他	文化財保護課 団体・事業者	→		
33	<b>市民との協働により文化財を支える制度の創設（再掲）</b> 市民との協働により、地域に身近な歴史や文化を守り育てる「市民文化財サポーター制度」の創設について検討する	市	文化財保護課 関係機関 団体・事業者 所有者 市民	→		
53	<b>歴史読本発行事業（再掲）</b> 「子ども版日田市の歴史と文化財及」を改訂する	市	文化財保護課	→		
60	<b>地区公民館との連携事業（再掲）</b> 地区公民館との連携により、文化財の体験学習会、見学会及び地域文化財講座を開催する	市	社会教育課 公民館運営事業団	→		
関2	<b>関連文化財群の物語に基づいた魅力発信（再掲）</b> ホームページや広報紙などを用いて物語に基づいた魅力の発信を行い、広く市民に周知する	市	文化財保護課	→		

### ■関連文化財群③ 川との共生の証と流域の景色

#### （現状）

- ・ 鵜飼の保存、継承及び活用に必要な経費の一部について支援しているが、鵜匠や棹差しなどの生計の安定化が喫緊の課題になるとともに、後継者の確保が困難な状況となっている。
- ・ 歴史的建造物（国登録有形文化財等）については補助制度が無いため、保所有者の保存修理に係る経費の負担が大きくなり、適切な保存が困難になっている。
- ・ 物語に基づいた魅力の発信ができていない。

**(課題)**

- ・ 鵜飼を継続していくため、生計の安定化並びに後継者の確保及び育成が必要である。
- ・ 補助対象となっていない歴史的建造物の保存修理に係る所有者負担を軽減するための新たな補助制度について検討する必要がある。
- ・ 物語に基づいた魅力の発信が必要である。

**(方針)**

- ・ 鵜飼の生計の安定化並びに後継者の確保及び育成について、関係各課及び団体・事業者などと情報共有及び連携を図りながら対策を講じる。
- ・ 歴史的建造物に対する支援策（補助制度の創設）について検討する。
- ・ 市民の興味・関心を高め、鵜匠の担い手の確保につなげるためにも、物語に基づいた魅力の発信を行い、広く市民に周知する。

**(措置)**

No	保存と活用に関する措置	財源	取組 主体	実施期間		
				前期	中期	後期
36	<b>鵜飼保存対策事業（再掲）</b> ・ 保存及び継承など活動経費の一部を助成する ・ 後継者の確保・育成の方策について検討を行う	市	文化財保護課 団体・事業者			
25	<b>歴史的建造物保存事業（再掲）</b> 歴史的建造物の保存・修理に対する補助制度の創設について検討する	市	文化財保護課			
関2	<b>関連文化財群の物語に基づいた魅力発信（再掲）</b> ホームページや広報紙などを用いて物語に基づいた魅力の発信を行い、広く市民に周知する	市	文化財保護課			

**■関連文化財群④ 人とモノが集まる文化のクロスロード**

**(現状)**

- ・ ガランドヤ古墳については施設整備を終え、令和4年度から一般に公開している。
- ・ 史跡小迫辻原遺跡については、整備計画の作成に向け、現在、計画的に発掘調査報告書を刊行している。
- ・ 遺跡や古墳に誘導するための道路や案内板などが十分に整備されていないため、市民が文化財に容易に接する機会が確保されていない。
- ・ 遺跡や古墳などの一体的な活用が図られていない。

- ・日本遺産の構成文化財による物語は構築できているが、物語に基づいた魅力の発信ができていない。

### (課題)

- ・将来にわたり、保存活用につなげていくため、遺跡や古墳などを適切に整備することが必要である。
- ・市民が文化財に触れ、その価値を実感できるように、文化財周辺の環境整備を行う必要がある。
- ・市民及び観光客向けの遺跡や古墳などの周遊ルートの設定が必要である。
- ・遺跡の発掘調査成果を素材として、物語に基づいた魅力の発信が必要となる。

### (方針)

- ・史跡の整備計画を作成・更新し、着実な整備に文化財が有する価値を顕在化し、後世にわたり、適切に保存・活用するため、史跡の整備計画を作成・更新し、着実な整備に努める。
- ・市民が文化財に触れ、その価値を実感できるように、関係課と協議しながら、道路や案内看板など、文化財周辺の環境整備について検討する。
- ・遺跡や古墳などの周遊ルート設定を設定する。
- ・ホームページや広報紙などを用いて物語に基づいた魅力の発信を行い、広く市民に周知する。

### (措置)

No	保存と活用に関する措置	財源	取組 主体	実施期間		
				前期	中期	後期
21	<b>史跡小迫辻原遺跡整備事業（再掲）</b> 整備計画の作成に向け、発掘調査報告書の刊行を完了する	国 県 市	文化財 保護課	→		
22	<b>ガランドヤ古墳保存整備事業（再掲）</b> 2号墳の環境調査を実施し、調査結果を踏まえ保存整備の方向性を検討する	国 県 市	文化財 保護課	→	→	→
52	<b>文化財周辺環境整備の検討</b> アクセス道路、便益施設などの整備について検討する	市	土木課	→		
関3	<b>遺跡や古墳などの周遊ルートの設定</b> 市民や観光客が市内に点在する遺跡や古墳等を気軽に散策できる周遊（観光）ルートを設定し、ホームページ等で公開する	市	文化財 保護課	→		

No	保存と活用に関する措置	財源	取組 主体	実施期間		
				前期	中期	後期
関2	関連文化財群の物語に基づいた魅力発信（再掲） ホームページや広報紙などを用いて物語に基づいた魅力の発信を行い、広く市民に周知する	市	文化財保護課			→

## ■関連文化財群⑤ 江戸時代に経済が発展し、文化が栄えた日田

### （現状）

- ・石坂石畳道を活用したウォーキング大会が地域住民の主催により継続的に行われている。一方、他自治体と連携した広域的な取組は行われていない。
- ・隈・豆田の旧家（歴史建造物）においては、所有するひな人形を公開し、多くの観光客が訪れ、「天領日田のおひなまつり」として定着している。
- ・隈町の歴史的建造物の維持管理に対する支援制度が整備されていないため、所有者の保存修理に係る経費の負担が大きくなり、適切な保存が困難になっている。
- ・物語に基づいた魅力の発信ができていない。

### （課題）

- ・石坂石畳道を活かした広域的なつながりが必要となる。
- ・引き続き、官民協働による「天領日田おひなまつり」の開催を通して、近世日田の興隆を今に伝える隈・豆田の魅力を市内外に発信する必要がある。
- ・隈町における歴史的建造物の維持管理に対する支援制度が必要となる。
- ・物語に基づいた魅力の発信が必要となる。

### （方針）

- ・石坂石畳道でつながる他自治体と連携し、広域的な普及啓発、活用などについて検討する。
- ・「天領日田おひなまつり」を主催する日田まつり振興会に対して補助金を交付し、祭りを通して、隈・豆田の魅力を市内外に発信する。
- ・歴史的建造物に対する支援策（補助制度の創設）について検討する。
- ・物語に基づいた魅力の発信を行い、広く市民に周知する。

(措置)

No	保存と活用に関する措置	財源	取組 主体	実施期間		
				前期	中期	後期
関4	<b>歴史街道連携事業</b> 石坂石畳道に関心を深めてもらうとともに、誘客の促進につなげるため、関係する自治体と連携し、周遊ルートの設定や講演会の開催について検討する	市	文化財保護課 広域連携	.....→		
40	<b>日田まつり振興会補助事業</b> 歴史的な町並みを活かしたイベント（天領日田おひなまつり、日田天領まつり、天領日田千年あかりなど）を開催する	市	観光課 団体・事業者	————→		
25	<b>歴史的建造物保存事業（再掲）</b> 歴史的建造物の保存・修理に対する補助制度の創設について検討する	市	文化財保護課	.....→		
関2	<b>関連文化財群の物語に基づいた魅力発信（再掲）</b> ホームページや広報紙などを用いて物語に基づいた魅力の発信を行い、広く市民に周知する	市	文化財保護課	————→		

## 第8章 文化財の防災・防犯

### 1. 文化財の防災・防犯に関する現状と課題

#### (1) 現状

近年、全国的に自然災害や火災などによる文化財の損傷や滅失被害が相次いでいる。

歴史をひも解くと、周囲を山々に囲まれ、いくつもの川が合流し、水郷日田と呼ばれる本市は、古くから水害に見舞われており、近代においては、明治前半だけでも明治2(1869)年、明治18(1885)年の記録が見られる。特に、明治22(1889)年の被害は甚大で、その後の、大正10(1921)年の水害、昭和28(1953)年の水害とともに、近現代の三大水害と言われている。

近年では、平成24(2012)年や29(2017)年の九州北部豪雨、令和2(2020)年7月豪雨災害及び令和5(2023)年7月大雨災害などにより、人的被害、土砂災害や河川の氾濫による住宅の全半壊や浸水被害が発生し、市民生活に大きな影響を与えたことをはじめ、農作物の被害や農業施設、市道、林道などの被害もあり、復旧には多くの時間と費用を要した。また、大雨以外では、平成28(2016)年の熊本地震による被害などがある。

文化財については、第1章の災害史でも述べたように、これまでの豪雨により、小鹿田焼の里(国選定重要文化的景観)における唐臼の流出並びに棚田への土砂流入及び石積の崩壊、豆田町(国選定重要伝統的建造物群保存地区)の家屋への浸水、筏場眼鏡橋(県指定有形文化財(指定解除))の流出や熊本地震では永山城跡(県指定史跡)石垣の一部崩落などの被害が発生している。

このように、近年、大規模な災害に見舞われているが、『日田市地域防災計画』には、文化財に係る災害予防対策の概要の記載に留まっており、平常時、発災時、復旧・復興時などの各段階における対応を速やかに行うためのマニュアルを整備していない。

そして、防災の取組として大切な日頃の備えについては、1月26日の文化財防火デーに合わせ、地元住民と協力しながら防火訓練を行っているほか、伝統的建造物群保存地区内においては計画的な消火栓の整備に取り組んでいる。

しかしながら、文化財所有者への防災・防犯に対する注意喚起が十分にできておらず、また、自治会、消防署、消防分団など関係者間での意識の共有が図られていない現状にある。

また、防犯については、幸いにして盗難・毀損などの人的被害は発生していないが、社寺など人が常駐しない場所に所在する文化財もあることから、盗難などの発生が予想される。

その他にも、大分県文化財パトロールによる巡視活動は行われているものの、市内に点在する文化財並びに周辺環境における災害・犯罪リスク及び防災・防犯施設・設備の把握及び計画的な整備が行われていない。

## (2) 課題

- ・文化財の災害予防対策を明確にするため「日田市地域防災計画」の改訂及び平常時、発災時、復旧・復興などの各段階における対応を速やかに行うためのマニュアル整備が必要となる。
- ・なお、計画の改訂並びにマニュアル整備にあたっては、文化庁の「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等のガイドライン」などを参照するとともに、頻発する各種の災害から文化財を守り、災害発生時の救援・支援を多くの専門家の協力によって迅速かつ効果的に実施するための常設の体制として、令和2（2020）年に開設された文化財防災センターとの連携（災害発生時における被災文化財への対応：文化財ドクター派遣事業及び文化財レスキュー事業の取組）についても検討する必要がある。
- ・また、文化財防火デーを中心に、これまで以上に、所有者、自治会、消防署、消防分団と連携した防火訓練の実施や所有者に対する防災・防犯に関する情報提供及び啓発を通じた意識向上の取組が必要となる。
- ・その他にも、市内に点在する文化財並びに周辺環境における災害・犯罪リスク及び防災・防犯施設・設備の把握及び計画的な整備が必要となる。

## 2. 文化財の防災・防犯に関する方針

- ・文化財が災害や火災などにより、毀損・滅失しないように、適切に保存し、確実に次世代へ継承していくためには、防災・防犯対策が重要となる。  
そのため、地域防災計画の見直しや平常時、発災時、復旧・復興時などの各段階における対応を速やかに行うためのマニュアルを整備する。そして、マニュアルを整備する際には、文化財防災センターとの連携体制の構築についても併せて検討を行う。
- ・また、所有者、警察及び消防などの関係機関、地域住民と連携し、文化財の防災・防犯の仕組み及び体制整備を推進する。
- ・その他にも、市内に点在する文化財並びに周辺環境における災害・犯罪リスク及び防災・防犯施設・設備の把握及び計画的な整備について検討する。

### 3. 文化財の防災・防犯に関する措置

文化財の防災・防犯の取組として、方針に基づき、次の措置を実施する。

【表 8-1 文化財の防災防犯に関する措置一覧】

No	保存と活用に関する措置	財源	取組 主体	実施期間		
				前期	中期	後期
防1	<b>文化財防災・防犯対策事業</b> ・ 防災・防犯に関するマニュアルを整備する ・ 文化財防災センターとの連携体制の構築について検討する ・ 所有者、警察及び消防などの関係機関及び地域住民などと連携し、文化財の防災・防犯の仕組み及び体制整備を構築する	市	文化財保護課 関係機関 所有者 市民	→		
防2	<b>防火意識向上事業</b> 所有者・自治会・消防分団・消防署などと連携した防火訓練を実施する	市	文化財保護課 関係機関 所有者 市民	→	→	→
防3	<b>防災・防犯に関する周辺環境調査事業</b> 文化財が所在する周辺環境調査に基づくリスク分析を行う	市	文化財保護課 団体 所有者 市民	→	→	→
防4	<b>文化財防災施設整備事業</b> 歴史的建造物防災施設の整備について検討する	市	文化財保護課	→		
防5	<b>伝統的建造物保存事業</b> 伝統的建造物群保存地区における防災施設を整備する	国 県 市	文化財保護課	→		
防6	<b>行徳家住宅防災施設整備事業</b> 重要文化財行徳家住宅の防災施設整備を実施する	国 県 市	文化財保護課	→		

## 第9章 文化財の保存・活用の推進体制

### 1. 庁内の推進体制

#### (1) 担当課の体制

本市の文化財保護行政は教育庁文化財保護課が主に担当しており、文化財の保護及び管理、埋蔵文化財の調査及び保護、文化財建造物の保護などの業務並びに文化財展示施設である埋蔵文化財センターの運営などを所管している。

また、咸宜園跡の運営管理等は咸宜園教育研究センターが担当し、日本遺産及び世界遺産に関する調査や取組は世界遺産推進室が、自然に関する調査や取組は博物館が担当している。

職員体制として文化財保護課職員 14 名中、文化財専門職員（学芸員）6 名並びに建築専門技師 4 名を配置するほか、教育庁咸宜園教育研究センター・世界遺産推進室職員 5 名のうち文化財専門職員 1 名、博物館職員 3 名のうち学芸員 2 名を配置している。（令和 5 年 4 月 1 日時点）

今後とも、業務分担や政策課題に合わせた体制の充実を図るとともに、文化財に関する専門的な知識やノウハウの継承のため計画的な職員配置に取り組む。

【表 9-1 教育庁内関係課及び施設一覧】

組織	主な業務
文化財管理係（主担当）	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の調査及び資料の保護に関する事項</li> <li>文化財の保護及び管理に関する事項</li> </ul>
埋蔵文化財係	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋蔵文化財の調査及び資料の保護に関する事項</li> <li>史跡等の保護に関する事項</li> </ul>
町並み保存係	伝統的建造物群保存地区及び文化財建造物の保護に関する事項
世界遺産推進室	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界遺産の登録推進に関する事項</li> <li>日本遺産の活用・普及啓発に関する事項</li> </ul>
咸宜園教育研究センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>咸宜園、廣瀬淡窓、門下生等に関する研究並びに関係資料の調査、収集、整理及び保管</li> <li>研究や調査成果の展示公開、情報発信等による活用</li> </ul>
博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然や文化等に関する資料の収集、保管及び展示</li> <li>博物館資料の調査研究及び普及啓発</li> </ul>
埋蔵文化財センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋蔵文化財の発掘調査及び研究</li> <li>資料の収集、整理及び保存</li> <li>埋蔵文化財等に係る知識の普及及び啓発</li> </ul>

## (2) 庁内各課との協働・連携

文化財の保存・活用にあたっては、教育、商工、観光、まちづくり、都市計画、防災などの関連業務を所管する庁内他部局との連携が不可欠となる。そのため、今後も、関係部局との連携を図るため、本計画作成時に設置した庁内連絡会を活用し、継続的に情報共有を行うとともに、協議の場を設けて各部局の施策との調整を行うなど、継続した取組を進める。

【表 9-2 庁内関係課一覧】

組織		主な業務
総務企画部	防災・危機管理課	・ 防災、水防及び災害全般に関する事項
	企画課	・ 市の総合計画に関する事項 ・ 市の政策・企画に関する事項
地域振興部	地域振興課	・ 地域振興の施策に関する事項 ・ 市民協働の推進に関する事項 ・ NPO 及びボランティア団体に関する事項
市民環境部	環境課	・ 環境施策の総合的推進に関する事項 ・ 川づくり及び河川環境に関する事項
商工観光部	商工労政課	・ 商工業の振興に関する事項 ・ 就職支援に関する事項
	観光課	・ 観光産業の振興に関する事項 ・ 観光資源の保護及び開発に関する事項 ・ 市の認知度及び好感度向上のための情報発信に関する事項
農林振興部	農業振興課	・ 農業生産基盤及び環境整備に関する事項
	林業振興課	・ 森林整備及び計画に関する事項
土木建築部	都市整備課	・ 都市景観の形成に関する事項
教育庁	学校教育課	・ 学校教育及び学校経営の指導助言に関する事項 ・ 教育課程、学習指導、生活指導に関する事項
	社会教育課	・ 生涯学習の企画、運営に関する事項 ・ 文化振興施策の推進に関する事項
	図書館	・ 図書館資料の収集、保管、整理 ・ 図書館資料の管内閲覧及び館外貸出し

## (3) 関係機関との協働・連携

文化財の保存・活用に関する多様な活動に対して適切に措置を講じることができるよう、今後とも国及び県との連携を強化するとともに、文化財保護審議会及び町並み保存審議会等並びに大学等教育研究機関などを通じて指導・助言を求める。

また、本市の歴史・文化の魅力をわかりやすく伝え、ふるさとへの誇りと愛着を醸成し、住み続けたいと感じることができるよう、学校教育及び社会教育等との連携を強化する。

【表 9-3 関係機関一覧】

組織	主な業務
文化庁	文化財保護に関する助言・補助金の交付・現状変更に関する事項
独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所	市内装飾古墳などの文化財保存環境調査などで適切な指導助言を求める。
独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター	地域防災体制の構築、災害時ガイドライン等の整備、レスキュー及び収蔵・展示における技術開発、普及啓発、文化財防災に係る情報の収集と活用
大分県教育庁文化課	文化財の指定などに関する業務について所管するとともに、県文化財保存活用大綱に基づき、文化財の保存・活用を推進する
大分県立歴史博物館	調査研究情報の交換、イベント等での協力、展示資料の貸借
大分県立埋蔵文化財センター	埋蔵文化財に関する相互協力、情報交換など
大分県立先哲史料館	大分の先哲及び大分の歴史と文化に関する史料を収集・保管するとともに、調査・研究の成果を展示や閲覧、叢書の刊行などを通して広く公開する
日田市文化財保護審議会	文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する
日田市町並み保存審議会	伝統的建造物群保存地区の保存などに関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長及び教育委員会に建議する
日田玖珠広域消防組合、各地区消防団	文化財に対する防災体制や設備の相談など
相互協力協定締結大学(国立大学法人 大分大学・学校法人 別府大学)	教育、文化、生涯学習及び人材育成における諸課題について協力する
日田市内の教育機関(小中学校・高等学校・各地区公民館)	学校や公民館などと連携し、学習の場において出土遺物等歴史資料や民俗資料を利用するなどの学習活動に対して支援を行うことで、地域の歴史に対する愛着を高める取組を行う

## 2. 各主体との協働・連携

### (1) 所有者との協働・連携

所有者と連携し、引き続き、文化財の適切な保存を進めるとともに、活用する場合においては、所有者と活用したい側、相互に有意義な事業となるよう十分な調整を図る。

### (2) 市民との協働・連携

地域に根差した文化財の掘り起こしや、防災・防犯のための見守りなど、市民自らがその価値を見出し、主体となって保存・活用を進めることが不可欠となるため、市民を構成員とする団体との協働・連携のもと、人材の育成や担い手の確保に取り組む。

また、本市の文化財保護員については、市内における文化財の必要な調査及び研究等を行い、その保存及び有効な活用等を図ることを目的としており、地域における文化財保護活動の要となるため、定例会や研修会の開催などの取組を通じて、連携を強化する。

### (3) 団体・事業者との協働・連携

市内の文化財（有形・無形・民俗）の保持団体及び保存会などが取り組む文化財の保存・活用への取組に対する支援を行うとともに団体相互の連携体制の構築を目指す。

また、団体・事業者と連携しながら、各事業活動を通じた文化財への誘客促進や伝統文化の推進等を図る。

【表 9-4 団体・事業者一覧】

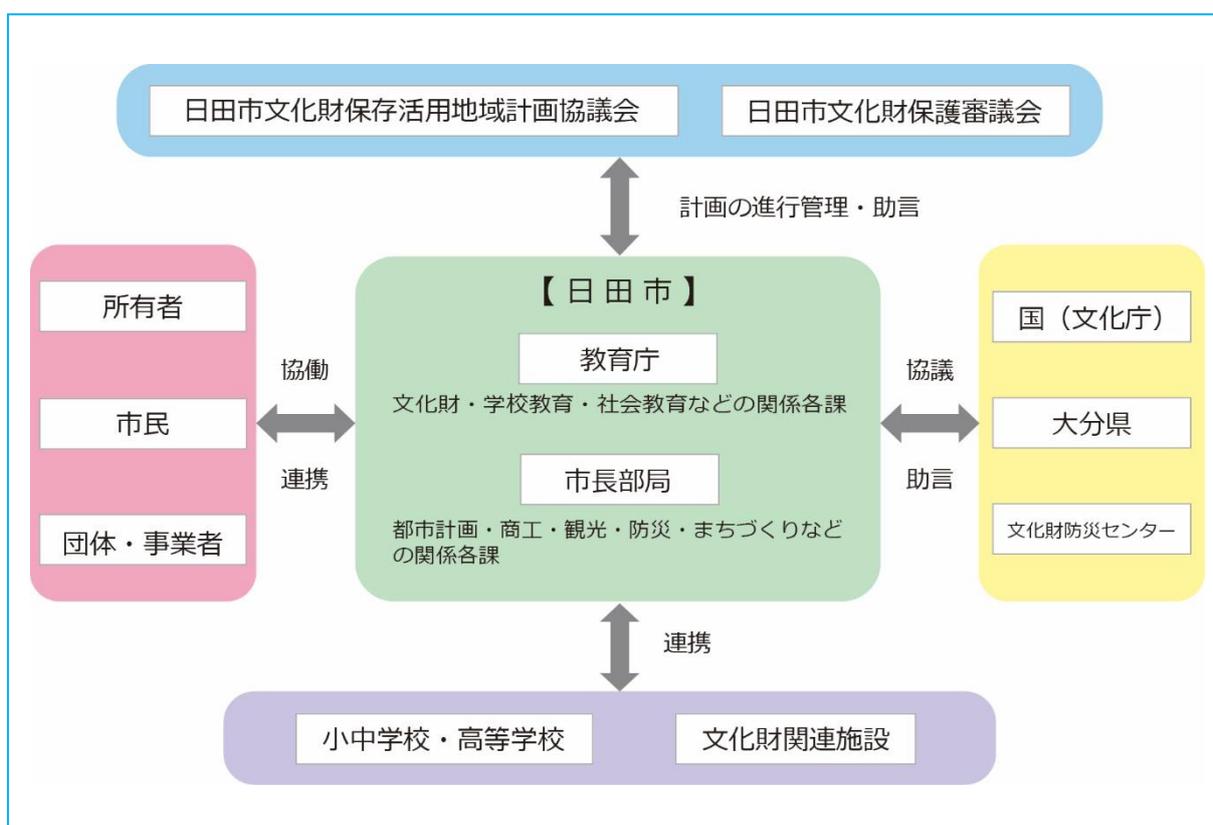
組織	主な業務
小鹿田焼技術保存会	小鹿田焼（国指定重要無形文化財）の技術の継承
日田祇園山鉾振興会	日田祇園の曳山行事（国指定無形民俗文化財）の実施、山鉾並びに見送幕、水引幕の保存・伝承、日田祇園囃子の保存・伝承
鶺鴒保存会	鶺鴒（県指定無形民俗文化財）の保存
本城くになち保存会	くになち楽の保存並びに後継者の育成
五馬楽保存会	五馬楽の保存並びに後継者の育成
大野楽保存会	大野楽の保存並びに後継者の育成
豆田町伝建保存会	歴史的町並みを、貴重な文化遺産として守り伝えるとともに、積極的な活用を図る
日田考古学同好会	講演会の開催、発掘現場からの報告会、遺跡見学など、多様な視点から考古学を学ぶ
咸宜園放学遊山の会	咸宜園ゆかりの地を含む日田の歴史遺産の再発見、理解、活用により、地域活性化や観光振興につなげるとともに、世界遺産登録に向けた機運の醸成を図る

組織	主な業務
郷土日田の自然調査会	日田市を中心に地域の自然を知るために、調査・研究を行い、併せて自然の保全・保護の啓発に取り組む
本物の伝統を守る会	伝統的建造物の調査研究を通して、古建築の健全な理解を図り、伝統的建造物の保存に関する事業を実践、伝統的工法の伝承とその後継者の育成
日田市観光協会	市内の観光やイベント案内、観光事業の振興
日田商工会議所 日田地区商工会	商工業者の支援及び育成

### 3. 広域連携

咸宜園跡及び豆田町については、世界教育史上独自の発展を遂げた我が国の教育を象徴する「近世日本の教育遺産群」の世界遺産登録を目指すため、引き続き、茨城県水戸市（弘道館・偕楽園）、栃木県足利市（足利学校）、岡山県備前市（閑谷学校）の3市と組織した教育遺産世界遺産登録推進協議会において連携を図りながら、その魅力を効果的に発信、当該地域や構成文化財の認知度向上による文化観光振興などに取り組む。

そのほか、日本遺産認定自治体や装飾古墳が所在する筑後川流域自治体などと連携した文化財公開により、市内誘客などの観光振興を図る。



【図9-1 推進体制図】



